

平成23年第7回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
11	28	月	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・決算特別委員会報告、採決 ・議案上程 ・一部議案審議 ・陳情		行財政改革対策調査特別委員会	
	29	火	休	会		
	30	水	休	会		
12	1	木	休	会		
	2	金	休	会		
	3	土	休	会		
	4	日	休	会		
	5	月	休	会		
	6	火	休	会		
	7	水	本会議（2日目） ・一般質問（7人）			
	8	木	本会議（3日目） ・一般質問（2人） ・総括質疑 常任委員会			
	9	金	常任委員会			
	10	土	休	会		
	11	日	休	会		
	12	月	常任委員会			
	13	火	休	会		
	14	水	休	会		
	15	木	休	会		
	16	金	休	会		
	17	土	休	会		
	18	日	休	会		
	19	月	休	会		

月	日	曜	日	程	備	考
	20	火	常任委員会 議会運営委員会		議会全員協議会	
	21	水	休 会			
	22	木	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 陳情 ・ 発議 ・ 学校規模適正化対策調査特別委員会設置 ・ 災害復興対策調査特別委員会報告 ・ 所管事務調査報告 ・ 継続審査、調査 ・ 閉会			

平成２３年第７回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成２３年１１月２８日

閉会 平成２３年１２月２２日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案５７	平成２２年度さつま町歳入歳出決算の認定について	23. 09. 29	23. 11. 28	認 定	決 算
５８	平成２２年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
５９	平成２２年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
６０	さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	23. 11. 28	〃	原案可決	—
６１	さつま町税条例等の一部改正について	〃	23. 12. 22	〃	総 務
６２	さつま町交流館条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教厚生
６３	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済
６４	平成２３年度さつま町一般会計補正予算（第８号）	〃	23. 11. 28	〃	—
６５	平成２３年度さつま町水道事業会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	—
６６	平成２３年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	—
６７	平成２３年度さつま町一般会計補正予算（第９号）	〃	23. 12. 22	〃	３常任
６８	平成２３年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	文教厚生
６９	平成２３年度さつま町水道事業会計補正予算（第３号）	〃	〃	〃	建設経済
７０	平成２３年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第３号）	〃	〃	〃	〃
７１	さつま町求名交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	可 決	文教厚生
７２	さつま町永野交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
７３	さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
74	さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	23. 11. 28	23. 12. 22	可決	建設経済
75	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	23. 11. 28	適任	—
76	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	〃	—
陳情6	町有財産（旧宮之城中学校跡地）の貸借を求める陳情書	23. 09. 05	23. 12. 22	不採択	総務
陳情10	株式会社ニシムタの旧宮之城中学校跡地利用に反対する陳情書	23. 11. 28	〃	採択	〃
陳情9	郵政改革法案の早期成立を求める陳情書	〃	〃	〃	〃
陳情1	悪臭防止対策に関する陳情書	23. 06. 07	継続審査		文教厚生
発議11	郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）の提出について	23. 12. 22	23. 12. 22	原案可決	—
学校規模適正化対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について		〃	〃	決定	
災害復興対策調査特別委員会報告の件		〃	〃	報告済	
所管事務調査報告の件		〃	〃	〃	
議員派遣の件		〃	〃	決定	
閉会中の継続審査・調査について		〃	〃	〃	

平成23年第7回さつま町議会定例会会議録

目 次

○11月28日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第57号 平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第58号 平成22年度さつま町水道事業会計決算の認定について	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第59号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第60号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	10
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第61号 さつま町税条例等の一部改正について	11
（提案理由説明）	
議案第62号 さつま町交流館条例の一部改正について	11
（提案理由説明）	
議案第63号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	11
（提案理由説明）	
議案第64号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第8号）	12
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第65号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）	12
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第66号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）	12
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）	14
（提案理由説明）	
議案第68号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	14
（提案理由説明）	
議案第69号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）	14

(提案理由説明)	
議案第 70 号 平成 23 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算 (第 3 号)	1 4
(提案理由説明)	
議案第 71 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について	1 4
(提案理由説明)	
議案第 72 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について	1 4
(提案理由説明)	
議案第 73 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について	1 4
(提案理由説明)	
議案第 74 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	1 4
(提案理由説明)	
議案第 75 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 7
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 76 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 7
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情について	1 8
散 会	1 8

○ 12 月 7 日 (第 2 日)

一般質問表	1 9
会議を開催した年月日及び場所	2 2
出欠席議員氏名	2 2
出席事務局職員	2 2
出席説明員氏名	2 2
本日の会議に付した事件	2 3
開 議	2 4
一 般 質 問	2 4
川口 憲男議員	2 4
地域活性化対策について	
定住人口対策について	
内田 芳博議員	3 5
道路拡張整備対策について	
医師確保対策について	
平田 昇議員	4 1
まちづくりについて	
宮之城屋内温泉プールの管理について	
新改 幸一議員	4 6
畜産農家支援について	
水稻作付問題について	
楠木園洋一議員	5 4
有害鳥獣対策について	
農業振興策について	

県有の遊休施設の利活用策について	
舟倉 武則議員	6 4
観光行政について	
高齢者対策について	
米丸 文武議員	7 2
学校再編について	
延 会	8 2
○12月8日（第3日）	
一般質問表	8 3
会議を開催した年月日及び場所	8 4
出欠席議員氏名	8 4
出席事務局職員	8 4
出席説明員氏名	8 4
本日の会議に付した事件	8 5
議案付託表	8 6
開 議	8 8
一 般 質 問	8 8
桑園 憲一議員	8 8
空き家対策について	
環境施設の運転管理と維持管理について	
平八重光輝議員	9 8
特定健診の受診率クリアについて	
住宅用火災警報器の設置状況について	
議案第61号 さつま町税条例等の一部改正について	1 0 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第62号 さつま町交流館条例の一部改正について	1 0 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第63号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	1 0 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）	1 0 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第68号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
.....	1 0 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第69号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）	1 0 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第70号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）	1 0 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第71号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について	1 1 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第72号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について	1 1 8

(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 3 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について	1 1 9
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 4 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	1 1 9
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	1 2 1

○ 1 2 月 2 2 日 (第 4 日)

会議を開催した年月日及び場所	1 2 3
出欠席議員氏名	1 2 3
出席事務局職員	1 2 3
出席説明員氏名	1 2 3
本日の会議に付した事件	1 2 4
開 議	1 2 5
議案第 6 1 号 さつま町税条例等の一部改正について	1 2 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 2 号 さつま町交流館条例の一部改正について	1 2 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 3 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	1 2 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 7 号 平成 2 3 年度さつま町一般会計補正予算 (第 9 号)	1 2 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 8 号 平成 2 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	
.....	1 2 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 9 号 平成 2 3 年度さつま町水道事業会計補正予算 (第 3 号)	1 2 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 0 号 平成 2 3 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算 (第 3 号)	1 2 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 1 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について	1 2 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 4 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	1 2 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 2 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について	1 3 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 3 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について	1 3 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第 6 号 町有財産 (旧宮之城中学校跡地) の貸借を求める陳情書	1 3 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第 1 0 号 株式会社ニシムタの旧宮之城中学校跡地利用に反対する陳情書	1 3 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第 9 号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書	1 3 7

(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第11号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書(案)の提出について	138
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
学校規模適正化対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について	139
(決定)	
災害復興対策調査特別委員会報告の件	140
(報告・質疑)	
所管事務調査報告の件	143
(報告・質疑)	
議員派遣の件	149
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	149
(決定)	
閉 会	149

平成23年第7回さつま町議会定例会

第 1 日

平成23年11月28日

平成23年第7回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成23年11月28日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森 山 大 議員	2番 東 哲 雄 議員
3番 麥 田 博 稔 議員	4番 米 丸 文 武 議員
5番 川 口 憲 男 議員	6番 新 改 秀 作 議員
7番 平八重 光 輝 議員	8番 平 田 昇 議員
9番 舟 倉 武 則 議員	10番 岩 元 涼 一 議員
11番 内之倉 成 功 議員	12番 柏 木 幸 平 議員
13番 楠木園 洋 一 議員	14番 内 田 芳 博 議員
15番 桑 園 憲 一 議員	16番 市 來 修 議員
17番 新 改 幸 一 議員	18番 木 下 敬 子 議員
19番 木 下 賢 治 議員	20番 中 尾 正 男 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 王子野 建 男 君	議事係 長 中 間 博 巳 君
議事係 主幹 松 山 明 浩 君	議事係 主任 垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	教 育 長 東 修 一 君
副 町 長 和 気 純 治 君	代表監査委員 新屋敷 浩 君
健康増進課長 村 山 茂 樹 君	教委総務課長 山 口 正 展 君
税 務 課 長 萩 原 康 正 君	社会教育課長 岩 元 義 治 君
水 道 課 長 脇黒丸 猛 君	建 設 課 長 三 浦 広 幸 君
町 民 課 長 前 田 淳 三 君	商工観光課長 赤 崎 敬一郎 君
総 務 課 長 紺 屋 一 幸 君	監査事務局長 櫛 山 扶美子 君
財 政 課 長 下 市 真 義 君	
企 画 課 長 湯 下 吉 郎 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 57 号 平成 22 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 58 号 平成 22 年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第 59 号 平成 22 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第 60 号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 61 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 10 議案第 62 号 さつま町交流館条例の一部改正について
- 第 11 議案第 63 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 12 議案第 64 号 平成 23 年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 13 議案第 65 号 平成 23 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 議案第 66 号 平成 23 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 議案第 67 号 平成 23 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 16 議案第 68 号 平成 23 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 17 議案第 69 号 平成 23 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 18 議案第 70 号 平成 23 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 19 議案第 71 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 72 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 73 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 74 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 75 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 24 議案第 76 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 25 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第7回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、平八重光輝議員及び8番、平田昇議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月22日までの25日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの25日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。

9月29日、第6回定例会本会議において設置された9名の委員で構成する決算特別委員会については、同日、正副委員長互選が行われ、委員長に米丸文武議員、副委員長に柏木幸平議員が選任されたことを報告します。

次に、23年11月16日、第55回町村議会議長全国大会が、東京NHKホールにおいて開催されました。大会では、会長、来賓等のあいさつのあと、長引く景気低迷による雇用情勢の悪化、さらに本年3月に発生した東北地方太平洋沖地震がもたらした未曾有の大災害は、我が国社会全体へ大きな影響を与え、町村は極めて厳しい状況に立たされている現状にかんがみ、一致結束して果敢に行動していくことへの宣言がなされたところであります。

また、東日本大震災からの早期復興に関する特別決議や、環太平洋経済連携協定に反対する特別決議ほか3項目の特別決議に加え、東日本大震災からの早期復興ほか23の要望を採択し、関係省庁へ提出がなされたところであります。以上、報告します。

なお、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところでございますが、この中で10月24日、25日及び11月10日に行われました川内川河川激特事業及び河川改修に関する要望、並びに11月2日に行いました北薩空港幹線道路に関する要望会について補足して報告をさせていただきます。

まず、10月24日には、九州治水期成同盟会によります第3回要望としまして、九州管内の河川整備について国土交通省水管理・国土保全局と民主党本部などへ要望を行ってまいったところでございます。翌25日には、「治水事業を促進し安全で安心な九州のまちづくり意見交換会」というものがございまして、九州内の首長、衆参国会議員など約200名参加のもと、意見交換が行われました。

この中で、参加市町を代表いたしまして、川内川の河川激特事業の整備状況と事業効果について報告をいたしましたところでございます。これまでの事業推進に対する御礼と内水対策などの課題解決に向けてさらなる協力をお願いをいたしましたところでございます。

また、このあと奥薩摩・水と緑の郷づくり推進協議会におきまして、県道鶴田大口線の整備について、伊佐市長や小里衆議院議員並びに池畑県議会副議長とともに、国土交通省の事務次官を初め、関係の局長に対しまして同路線の整備促進の要望も行ってきたところでございます。

次に、11月10日の川内川改修促進期成会のほか、2団体によります九州地方整備局への要望会におきましては、川内川全体の要望以外に、町独自の要望といたしまして、懸案となっております激特事業の未買収地の早期解決と本年度内の工事着手に向けて用地部長、用地調査官並びに用地調整官に強くお願いをしてきたところでございます。

次に、前後いたしますが、11月2日の北薩空港幹線道路整備促進期成会の県への要望についてであります。この要望には、鹿児島県萩土木部次長及び久万田道路建設課長に御出席をいただきまして、地域高規格道路、北薩横断道路の全線早期完成と広瀬道路及び泊野道路に係る安定的な財源確保を図り、早期整備を図ること。また調査区間の指定がなされていない区間について、早期の格上げを要望したところでございます。

県とされましては、地域高規格道路は重点的に整備を進めているところであり、本路線についても早期整備に努力をしていきたいとのことでございました。

また、広瀬道路から泊野道路インターチェンジを活用した町の振興対策についても要望をいたしましたところでございますが、これについては現在概略設計、環境影響調査等を行っている状況で、ある程度ルートが決まったならば、なるべく早く提示をしていただき、町の振興計画等に不都合が生じないように、また道路管理者として支援できるものは支援をしていきたいとの回答をいただいたところでございます。

今後これらを含めて新たな振興対策も検討をしていきたいと考えているところであります。なお、この北薩空港幹線道路、国道328号の整備促進については、両期成会の会長としまして、来月の1日上京いたしまして、国土交通省、民主党本部への要望活動を計画をしているところでございます。以上で、行政報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これで行政報告を終わります。

冒頭、私の報告の漏れがございましたので、報告をしておきます。

教育委員会委員長及び農業委員会会長から、本定例会に欠席する旨届出がありましたので、お知らせいたしておきます。

△日程第5「議案第57号 平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第58号 平成22年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第7「議案第59号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第5「議案第57号 平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第7「議案第59号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」まで、以上の議案3件を一括して議題とします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○決算特別委員長（米丸 文武議員）

決算特別委員会に付託されました「議案第57号 平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第58号 平成22年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第59号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」、審査の過程と結果につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月29日の第6回定例会最終日において、委員9人で設置され、委員長に不肖私が、副委員長に柏木幸平委員が選任されました。

審査は、10月3日から10月12日までの間の5日間の日程で、執行部から各種資料の提出を求め、適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また今後の行財政執行上改善すべき点等について、慎重に審査を行ったところです。

その結果、当委員会に付託されました議案3件については、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第57号 平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

初めに、総務課の関係で職員の人材育成を目的として、町の独自研修や特別研修等を実施し、延べ522名が参加したとあるが、このことによる成果並びに定員適正化計画の推進に伴う職員数が減少する中で、一層の職員の資質、能力の向上が望まれることから、今後の推進についてたどしましたところ、各種の研修を受け、その成果がすぐに現れるというわけではないが、業務を遂行する過程において、類似案件に遭遇した場合等に基礎知識として備えていれば、適切な対応がなされ、その成果が出たものと考えられる。

今後においても、研修メニューを職員にあらかじめ周知するなど、すべての職員が受講できる環境を整備し、より多くの職員が受講することで個々の資質と対応能力が向上するものと考えるので、日本一の行政サービスを目指し、積極的な推進に努めるとのことです。

次に、安全安心対策課の関係で、町民総ぐるみの交通安全運動が展開される中で、過去5年間

の交通事故発生状況を見ると、全体件数は減少傾向にあるが、平成19年度以降、高齢者の割合が増加し、約6割に達している。

これらの状況を踏まえた分析と今後の対策についてただしましたところ、高齢化社会に伴い、全国的にも高齢者の事故は増加傾向にあり、本町も例外ではない。これまで同様、高齢者サロン等における交通安全専門指導員による研修、講習の充実と参加体験型交通教室、二輪車の交通教室、あわせて電動カーの講習も行う計画である。また、警察、交通安全協会とも連携し、より充実した講習等を実施していきたいとのことであります。

次に、企画課の関係で、本町は県下でもいち早く景観行政団体としての指定を受け、平成22年度は景観協議会に関する予算も計上されたが、執行がなされていない。景観計画の早期策定など、もっと積極的な取り組みが望まれることから、事業の現状と今後の推進方策についてただしましたところ、景観計画の策定を進める中で、条例制定により町民に極端に規制をかけるようなものではないかという観点から、慎重に対処すべき面が出てきたため、計画素案の見直しを重点的に行った。

平成23年度は、鹿児島大学の准教授を招いて景観法に基づく行為の制限、規制の内容、ガイドライン、屋外広告物などの検討に関する調整会議を2回実施した。今後は景観計画の素案がほぼ完成しているので、景観調整会議を再度開催し、景観協議会での承認を求め、議会への説明をし、町民の皆さんに示したいと考えているとのことであります。

次に、介護保険課の介護保険事業特別会計の地域支援事業の中で、介護家族者の集いが開催され、19名の参加があった。現在も施設入居待機者が多いことなどを考えると、今後における重要な取り組みと考える。参加された方の反応と今後の対応についてただしましたところ、参加された方同士で介護従事に関する共通の話題等に触れられ、涙を流される方もあったが、日常生活におけるストレスを解消されたのではないかと思います。事業継続の必要性を強く感じた。

平成23年度は、このような取り組みを2カ月に1回程度計画している。この在宅の介護者に対する支援は、今後充実していく必要があるが、地域包括支援センターを中心にどのような方法でケアをしていくかが、第5期計画策定の中で大きな課題であるとのことです。

次に、健康増進課の関係分で、国民健康保険事業特別会計の決算は、実質収支は約1億1,500万円の黒字となっているが、単年度収支では約1億800万円の赤字になっている。このことを受けて医療費の伸び等を考慮し、保険税率等の検討はなされなかったものかただしましたところ、23年度の当初予算編成の際に検討はしたが、一定の基金保有額があったことから、税率については据え置いたとのことであります。

このことに対し、単年度収支は年々減少傾向にあることから、医療費とのバランスも考慮し、基金の保有額があり、財政的にも体力があるうちに適正な税率の検討をすべきとの意見が出されました。

次に、農政課の関係分で、平成22年度は口蹄疫の関連で各種の防疫対策や畜産農家に対する経営支援対策が講じられたが、万が一、本町で発生した場合、家畜を殺処分したあとの埋却場所の考えについてただしましたところ、このことは大きな課題の一つととらえており、小規模農家の場合はある程度自己所有地での対応が可能と思われるが、大規模農家の場合はその確保が難しい状況である。

しかしながら、家畜伝染病予防法の改正により、埋却場所の確保が義務化されたため、事業主においてもそれらを踏まえ、今後確保に向けた努力をしてもらいたいと考えている。一方、町としても緊急の事態等に備え、一定の用地の確保が必要と考え、地形、土質、周辺環境等を考慮しながら、適地の検討を進めているとのことであります。

次に、担い手育成支援室の関係で、担い手の確保と育成のさらなる充実を図り、総合的に推進するため、平成22年4月から町、農協及び県の職員によるワンフロア化体制が整備されたが、このことに伴う効果についていただきましたところ、農協は技術面、流通を含む販売面など、また県は技術面、情報面などで専門性の高い知識と経験があるため、担い手の支援、相談、農業経営改善計画書の作成などに対しワンストップサービスによる高度な支援体制ができたと感じている。

また、実績の一つとして、認定農業者の巡回訪問率が昨年度の57.7%から、平成22年度は94.5%まで伸び、懸案であった旧町3地区の平準化が図られたとのことであります。

次に、耕地林業課の関係で、森のめぐみの産地づくり事業による竹林改良や、管理路の整備が行われ、竹の産地づくりに向けた取り組みが展開されているが、これまでの実績と今後の見通しについていただきましたところ、竹林の整備等に関する事項は町長マニフェストの一つであり、農林業いきいきプランの中で目標数値を掲げ、補助事業等を導入しながら整備を進めている。

このことにより、前期計画においてはほぼ目標数値に近い達成がなされ、各種の事業導入による成果があったものと考えている。また、昨年の竹チップ工場の町内進出に伴い、タケノコ団地の形成に当たり一番の課題であった伐竹材の活用も可能となり、これらの相乗効果によりさらに整備が進んでいくものと思われるとのことであります。

次に、消防本部の関係で、消防団における災害現場での事故等をなくすため、訓練の必要について監査委員の審査意見書の中でも指摘があるとおり、実際の現場に遭遇する機会の少ない団員については、日ごろからの訓練が重要であると考えるが、今後の対応についていただきましたところ、昨年火災現場で消防団員が消火活動中に負傷し、公務災害となった事案が発生した。このことについては、幹部会等で防火服着装の徹底を促した。

また、地域における訓練活動は徐々に浸透してきており、特に新入団員を含めた分団ごとの訓練を実施しており、今後もさらに徹底していきたいとのことです。

次に、災害復興対策課の関係では、内水対策として購入した排水用水中ポンプの実稼働に対応するため、操作訓練等が実施されている。出水時における流入量、排水量等に関する正確なデータ収集と情報の伝達が不可欠と考えるが、平成22年度の実績と今後の対応についていただきましたところ、平成22年度は1回の設置を行ったが、稼働はしなかった。平成23年度は大きな出水が3回あったので、これらをもとに河川の水位等に関するデータを蓄積した。

今後の対応としては、出水時に住民の方が排水ポンプの能力を過信され、避難がはかばかしくなってしまうことがないように、正確な情報を周知していく必要があるとのことであります。

次に、学校教育課の関係で、早寝・早起き・朝ごはん運動に対する具体的な取り組み活動と成果についていただきましたところ、学校における全町的な取り組みを実施しており、アンケート調査による現状把握に努め、このことを踏まえ管理職研修会等での指導を行っている。

また、調査の中で子供が遅くまで起きているという実態があるため、課題としては早寝に関する対策である。特に、実践校として紫尾小学校における取り組みの事例発表を研修会等で実施し、意識の高揚を図っているが、さらに全町的に機運を高めていく必要があるとのことでございます。

また、健康増進課の口腔衛生対策事業によるフッ化物洗口が実施されているが、町内の小学校で協力を得て実施している学校は佐志小学校のみである。虫歯予防対策に効果があることから、教育委員会においても今後連携して推進する考えはないかいただきましたところ、教育委員会としても推進する立場で学校への啓発を行うが、実施に当たっては最終的に保護者、学校長の判断となる。今後はフッ化物洗口に関する正しい知識の啓発、認識の周知及び話し合いの推進等について各学校への指導を行っていききたいとのことであります。

次に、財政課の関係で、平成22年度における予算の流用及び予備費の充用の件数、金額が非

常に多く、監査委員の監査意見書の中でも指摘がなされているが、真にやむを得ず予算執行上必要があったものか、その内容と今後の対応についてただしましたところ、昨年を大きく上回る件数と金額になっているが、特に予備費の充用においては、そのほとんどが公の施設における営繕と機械設備の補修等に関する経費で、すぐに対応しなければ施設の運営に支障を来すということから、このような措置をとった。

今後においては、安易にこのような対応をすることのないよう、予算措置の原則を前提に計画的な業務を執行する。また、この予算の流用及び予備費の充用に関する件については、改めて課長会で注意喚起を行ったとのことであります。

次に、「議案第58号 平成22年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第59号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

両事業における有収率は、平成21年度において大幅に減少し、昨年度わずかに好転しているものの、まだ低い状況であるが、これの原因と今後の対策についてただしましたところ、有収率は配水量に対する割合を示すもので、水道事業の収益に直接影響を及ぼすものである。一番の原因としては漏水によるもので、平成22年度はこれに対応するため修繕引当金を取り崩し、漏水防止、修繕等の工事を実施した。

今後も年次的に老朽管の改修を図り、漏水防止に努める。また、もう一つの原因としては、配水池における流量計のふぐあい等があるものとする。流量計の耐用年数は10年であるが、経費的な面もあり、耐用年数を超えたメーターも一部にはある。現在、監視システムを計画する中で、精度の高い流量計への更新を予定しているので、これらの対策により有収率の向上を図りたいとのことであります。

最後に、次の2項目については、特に町長の見解をただしたところであります。

初めに、平成22年度の一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は約4億3,700万円で、依然として多額であるが、自主財源の確保を踏まえた今後の未収金の徴収対策についてただしましたところ、本町予算の約26%が自主財源であり、これをいかに確保し、自主的な財政運営を図っていくかが重要である。

徴収対策としては、資産、預貯金、生命保険等の差し押さえ、インターネット公売、タイヤロックなどあらゆる手段を研究し、県下でも先駆けて積極的に取り組んでいる。これらの取り組みにより、未収金の額はわずかずつではあるが、年々減少の傾向にある。担当職員等の努力の成果であると思っている。今後においても、税等の義務、公平性について十分理解を求めながら、徴収に関する不公平が生じることのないよう、強力に進めていく。

また、使用料、手数料等については、債権の回収等に関する条例を制定し、訴訟の提起など、徴収に関する強制的な対策まで検討していく必要があると考えているので、今後の研究課題としながら取り組みを進めていきたいとの答弁であります。

次に、公の施設の管理運営については、民間への譲渡、指定管理者制度の導入などにより、一部においては整理統合がなされているが、いまだに類似施設も多く、維持管理費に多額の経費を要している。

このようなことから、公の施設や遊休地等における今後の計画的な活用と処分についてただしましたところ、公の施設の維持管理については、これまでも可能な範囲での見直しを行い、公有財産の処分では、合併後建物は若干増加しているが、土地は約5万平方メートル減少している状況である。

施設の整理統合を進めることにより施設が遠くなり、高齢者における交通手段とのかかわりなど、住民サービスに影響する課題等も出てくる。現在、庁舎内部で公の施設の管理のあり方に関

する検討委員会を設置し、地域のバランス、住民の利便性、福祉の増進等も考慮しながら、個別の施設における今後の維持管理のあり方を検証し、年次的な施設管理計画を策定することにして、いるとの答弁であります。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても慎重に審査をした次第であります。

なお、監査及び決算特別委員会において、指摘された事項については、改善策を実施し、効率的な行財政運営に努められるとともに、後年度予算編成や行政執行に生かされるよう要望し、報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順に採決します。

まず、「議案第５７号 平成２２年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立全員です。よって、「議案第５７号 平成２２年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定とすることに決定しました。

次に、「議案第５８号 平成２２年度さつま町水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。本案に対する委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立全員です。よって、「議案第５８号 平成２２年度さつま町水道事業会計決算の認定について」は認定とすることに決定しました。

次に、「議案第５９号 平成２２年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立全員です。よって、「議案第５９号 平成２２年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定

について」は認定することに決定しました。

△日程第8「議案第60号 さつま町職員の給与に関する 条例等の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第8「議案第60号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第60号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。これは、平成23年度人事院勧告並びに鹿児島県人事委員会の給与勧告に基づきまして、本町職員の給与を平均で0.24%引き下げるなどの改定を行うため、本条例等の一部を改正しようとするものであります。内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第60号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○麥田 博稔議員

町長にちょっと基本的な考えをお伺いしておきたいというふうに思うんですけれども。

今回の人事院勧告でも0.23ですかね、削減するということ国の方は見送ったわけですが、あとで7から8%減額する法案が通ればというようなことですが、私、人事院勧告というのを守ってということに思うんですけれども、結局皆が知っているように、その労働基本権というんですかね、そういうことを認めてないわけですから、やっぱり極端にというか、そういうことはまずいんじゃないかと思うんですが。

そのために人事院があって、いろんなことを調査して、確かに公務員の給料は高いとかいろんな話がありますが、制度的にはそれを守っていくべきだと思うんですけれども、町長は基本的にどのようにお考えなのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

従来、今御意見にありますとおり、国家公務員というのは、あるいは地方公務員もですが、人事院勧告に基づいてこの給与が定められるというようなことになっております。これについては、民間の給与に行政適用をしていくというような基本的な考えがありますので、それに基づいてみると、もちろん、公務員というのは労働三権の中の争議権というのがないわけですから、それにかわるものとして、この人事院の制度が確立をしております。

私は、基本に、やはり法的に認めたこの人事院制度というのがあって、それに基づいて国が民間との調査をして、国と政府に対しては勧告をするという制度になっているわけですから、それはやっぱり守るべきだと思っております。私もそういう形でずっと職員団体とも交渉をしながら、結果的にはやっぱり職員団体としても、そういう方向で今までもずっと確認を行ってきけると

ころでございます。

国の場合は、今回それ以上の特別減額をするというようなことで、民主党の公約に従って実施をされると。人事院総裁も、マラソンをして、それなら１００メートル走をしなくていいのかと、そういうような言い方をされておるとおり、やっぱり人勧とはまた別の問題だと私は思っております。

鹿児島県とされましても、やはりそういう意味で減額をやっておられますけれども、そういう中で若干緩和された中でも、人勧は人勧としてやっぱりされておりますから、基本的にはやっぱりそういう形でやるべきだと私は思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第６０号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第９「議案第６１号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第１０「議案第６２号 さつま町交流館条例の一部改正について」、日程第１１「議案第６３号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第９「議案第６１号 さつま町税条例等の一部改正について」から、日程第１１「議案第６３号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案３件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第６１号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例等の一部を改正しようと

するものであります。

次に、「議案第62号 さつま町交流館条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町求名、永野及び中津川の3交流館の管理について、これまで協議をいたしましたところ、指定管理者制度を導入をしていただくということで承認をいただきましたので、条例の関係について一部の改正をするということで提案をするものでございます。

次に、「議案第63号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これは、たばる団地が完成したことと、船木団地並びに広瀬団地の用途廃止に伴い、ここに条例の一部を改めようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（萩原 康正君）

それでは、「議案第61号 さつま町税条例等の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第62号 さつま町交流館条例の一部改正について」、内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第63号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」の内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、12月8日の本会議で行いますので、当日まで審査を中止しておきます。

△日程第12「議案第64号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」、日程第13「議案第65号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第14「議案第66号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第12「議案第64号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」から、日程第14「議案第66号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案についての提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第64号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」についてであります。今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定等に伴い、人件費に係る補正をしようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,604万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億6,882万4,000円とするものであります。

次に、「議案第65号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」についてあります。今回の補正は、同じく給与改定等に伴う人件費で、収益的支出に係る経費を補正しようとするものであります。収益的支出において9万5,000円減額し、収益的支出の総額を1億3,381万9,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第66号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。今回の補正は、同様に給与改定に伴う人件費の補正で、収益的支出に係る経費を補正しようとするものであります。収益的支出において9万2,000円減額し、収益的支出の総額を2億3,251万9,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第64号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第65号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」について内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

それでは、次に「議案第66号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから質疑を行います。まず、議案第64号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号及び議案第66号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

○麥田 博稔議員

ちょっと基本的なことを教えてほしいんですけども、一般会計は改定率は0.24、それと水道会計は0.32ですが、結局同じ金額をすると、もともとの給料が安いから改定率でいくとそうなるのか、そこをちょっと教えてほしいんですけども。

○総務課長（紺屋 一幸君）

水道会計の職員の配置の状況が40代、50代の職員が多くいるということで、改定率が実質の計算で0.32になるということでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案3件は、会議規則第39条第3項の規定に

よって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案３件は委員会付託を省略することに決定しました。これから順番に討論、採決を行います。

まず、議案第６４号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第６４号 平成２３年度さつま町一般会計補正予算（第８号）」は、原案のとおり可決されました。

次は、議案第６５号及び議案第６６号の議案２件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これからただいまの議案２件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案２件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第６５号 平成２３年度さつま町水道事業会計補正予算（第２号）」及び「議案第６６号 平成２３年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第２号）」、以上の議案２件は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね１０時５５分とします。

休憩 午前１０時４２分

再開 午前１０時５４分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第１５「議案第６７号 平成２３年度さつま町一般会計補正予算（第９号）」、日程第１６「議案第６８号 平成２３年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」、日程第１７「議案第６９号 平成２３年度さつま町水道事業会計補正予算（第３号）」、日程第１８「議案第７０号 平成２３年度さつま町簡易

水道事業会計補正予算（第３号）」、日程第１９「議案第７１号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、日程第２０「議案第７２号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」、日程第２１「議案第７３号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」、日程第２２「議案第７４号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第１５「議案第６７号 平成２３年度さつま町一般会計補正予算（第９号）」から日程第２２「議案第７４号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」までの議案８件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第６７号から議案第７４号まで一括して提案の理由を説明申し上げます。

まず、「議案第６７号 平成２３年度さつま町一般会計補正予算（第９号）」についてであります。今回の補正は、保育所運営費に要する経費及び企画費、河川改修費、畜産業費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億６,０５１万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４１億２,９３４万円とするものであります。

次に、「議案第６８号 平成２３年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」についてであります。今回の補正は、特別対策事業費及び療養諸費、高額療養費、葬祭諸費、保健事業費、償還金及び還付加算金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億３,０８９万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３４億６,７３２万７,０００円とするものであります。

次に、「議案第６９号 平成２３年度さつま町水道事業会計補正予算（第３号）」についてであります。今回の補正は、収益的支出及び資本的支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において１２６万８,０００円を追加し、収益的支出の総額を１億３,５０８万７,０００円に、資本的支出において３３６万円を追加し、資本的支出の総額を９,５７４万９,０００円にしようとするものであります。

次に、「議案第７０号 平成２３年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第３号）」についてであります。今回の補正は、収益的支出及び資本的支出並びにたな卸し資産購入限度額の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において５４万３,０００円を減額し、収益的支出の総額を２億３,１９７万６,０００円に、資本的支出において紫尾地区の未普及地域の配水設備費としまして１,４００万円を追加し、資本的支出の総額を２億２,３１２万４,０００円にしようとするものであります。

次に、「議案第７１号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、「議案第７２号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」及び「議案第７３号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」であります。

これにつきましては、求名、永野及び中津川の３交流館について、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第７条第１項の規定により、求名交流館を求名区公民館に、永野交流館を永野区公民館に、中津川交流館を中津川区公民館にそれぞれ指定管理者として指定し

ようにするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものがあります。

次に、「議案第74号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」であります。これは、永野鉄道記念館について、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により、丁町婦人会を指定管理者として指定しようとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（村山 茂樹君）

それでは、「議案第68号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

「議案第69号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」について、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第70号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」について、内容説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（岩元 義治君）

議案集の71ページからでございます。「議案第71号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第72号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第73号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

それでは、「議案第74号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、12月8日の本会議で行いますので、当日まで審査を中止しておきます。

△日程第２３「議案第７５号 人権擁護委員候補者の推薦
について」、日程第２４「議案第７６号 人権擁護委員
候補者の推薦について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第２３「議案第７５号 人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第２４「議案第７６号 人権擁護委員候補者の推薦について」、以上の議案２件を一括して議題とします。
提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第７５号及び議案第７６号につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第７５号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。人権擁護委員のうち、神馬場寛章氏が平成２４年３月３１日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。

次に、「議案第７６号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。人権擁護委員のうち、小松園静子氏が平成２４年３月３１日付をもって任期満了となることに伴い、新たに神園洋子氏を推薦しようとするものであります。

以上、議案２件については、いずれも人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては町民課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民課長（前田 淳三君）

では、議案集の７５ページでございます。「議案第７５号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、議案集の７６ページでございます。「議案第７６号 人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの議案２件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案２件は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案２件は、委員会付託を省略することに決定しました。これから順番に討論、採決を行います。

まず、議案第７５号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案はこれを適任と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任と決定しました。

次に、議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案はこれを適任と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任と決定しました。

△日程第25「陳情について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第25「陳情について」であります。

本日まで受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。12月7日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時45分

平成23年第7回さつま町議会定例会

第 2 日

平成23年12月7日

平成 23 年 第 7 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 23 年 12 月 7 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(5) 川 口 憲 男	1 地域活性化対策について (1) 地域への支援にあつては、地域活動支援事業、地域元気再生事業を講じられているが、その効果と今後の課題を伺う 2 定住人口対策について (1) 町長は、人口減対策、若者の定住には、企業誘致が大事で、総合的な政策が必要であるとの方針を述べているが、今後の施策はどのように取り組まれる考えか伺う
2	(14) 内 田 芳 博	1 道路拡張整備対策について (1) 国道併合線山崎一町頭間の 4 車線は一部供用開始はなされているが、その後整備は頓挫している。暫定区間の拡張整備対策について伺う 2 医師確保対策について (1) 本町の救急医療体制は危機的状況と言われている。問題は医師不足である。町も医師確保対策として、優秀な生徒に助成支援をし、医師を育てる考えはないか伺う
3	(8) 平 田 昇	1 まちづくりについて (1) 全町民が互いの幸せを願い心を一つにする、これがまちづくりの原点だと信じる。町長の見解を伺う 2 宮之城屋内温泉プールの管理について (1) プール温水の透明度に疑問を抱く向がある。衛生上に問題はないのか (2) 浄水設備は機能しているのか (3) プール管理の委託方式は公正であるのか

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
4	(17) 新 改 幸 一	1 畜産農家支援について (1) 今年の米収穫は天候不良により農家は大変苦勞された。特に畜産農家は、稲わら収穫もできず粗飼料対策に苦慮されている。行政、J A連携のもと、稲わら対策に努める必要があると考えるが、今後どのような対策を考えているか伺う 2 水稻作付問題について (1) 県民米「あきほなみ」の栽培面積が増えているが、本年産は胴割れ傾向があり、等級も2等米が多い。米作地帯でもあり来年度へ向け原因究明をして農家を安心させる必要があると考えるが、どのような対策を考えているか伺う
5	(13) 楠 木 園 洋 一	1 有害鳥獣対策について (1) 有害鳥獣被害状況と防止対策について伺う 2 農業振興策について (1) 水田の乾田化（暗渠排水）の状況と今後の対策について伺う (2) 水稻の作付状況及び水田の利活用対策、振興作物、その他の作物の今後の推進対策について伺う 3 県有の遊休施設の利活用策について (1) 県が所有する空き施設について、県と協議を進め、農林業担当部局等を配置する考えはないか伺う
6	(9) 舟 倉 武 則	1 観光行政について (1) 観光プランナー事業の成果について (2) 観光案内所（宮之城鉄道記念館）の運営及び管理について 2 高齢者対策について (1) 平成23年度さつま町の高齢者の状況調査結果について (2) 本町の特色ある高齢者対策について (3) ひとり暮らしの現状とその対策について

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
7	(4) 米 丸 文 武	1 学校再編について (1) 「さつま町立小・中学校の適正化計画」は地域住民や保護者が理解して同意できる計画であるべきであり、基本計画（案）に対する住民の意見と保護者の意見を確認するための調査を実施する必要があると考えるが、教育委員長の見解を伺う。 (2) 学校が再編され、地域から学校がなくなることによって地域が衰退することが予想されることから、学校再編は地域の今後を方向付ける重要事項である。町長として、この基本計画（案）についての見解を伺う

平成23年第7回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成23年12月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	学校教育課長 山元芳彦君
健康増進課長 村山茂樹君	社会教育課長 岩元義治君
福祉課長 二階堂清一君	農政課長 平田孝一君
総務課長 紺屋一幸君	耕地林業課長 山口良一君
財政課長 下市真義君	建設課長 三浦広幸君
	企業誘致対策室長 湯下吉郎君
	商工観光課長 赤崎敬一郎君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第7回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数
の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、5番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

おはようございます。通告いたしました地域活性化対策と定住人口対策について町長の考えを伺いますが、町長その前に、鹿児島県では、12月10日から1月10日までという長い期間に交通事故防止運動が行われます。

その中で、この1カ月をちょっと通していかなければいけませんけれども、さつま町が、死亡事故がなく正月を迎えられるというのは、今の状態じゃ60年ぶりということで、昨年の11月だったですかね、佐志でありました交通死亡事故から1年を経過し、ゼロとしているところでございます。

ぜひ町長の掲げられています安全・安心のまちづくりの一環としてでも、町民挙げてこの死亡事故ゼロを通していかなければならないんじゃないかと思います。町当局あるいは我々議会、いろんな団体も頑張っておりますけれども、この無事故、死亡事故ゼロに取り組む姿勢を町長のほうからも町内防災無線等を通して、再度呼びかけていただきたいと思います。

また、12月に入ってから、さつま警察署で飲酒運転の検問をしたところが、これも相当町内にもまだ検挙された方がいらっしゃるそうです。飲むことは悪いことではないですけども、やっぱり飲んで乗ることが悪いことですので、そこあたりも含めて町民と一体となって安全・安心のまちづくりに頑張れるように町長のトップダウンもお願いしたいところであります。

それに関連しまして、私の質問もそういうところにも通ずるところがあると思いますが、1回目の質問をいたします。

地域活性化対策についてですが、地域の支援にあつては、地域活動支援事業、地域元気再生事業と、いろんな施策を講じられております。その効果、また今後はどういう課題が残っているのか、町長にお伺いいたします。

2問目は、定住人口対策についてですが、町長は、人口減対策、あるいは若者の定住には、企業誘致が大事で、総合的な政策が必要であると方針を述べられております。今後の施策はどのように取り組まれるのか、考えを伺います。1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。川口憲男議員から交通安全の関係やら申し述べられましたけど、確かに私もそういう立場にございますので、さらに、町民の安全を期するために啓発をしまいたいと思うところでございます。

まず、地域活性化の関係でございます。地域振興支援策につきましては、私も就任以来、地域の活性化なくして町の発展はないという理念のもとに、町長のマニフェストにも掲げまして、積極的に推進をしてきているところでございます。

地域が活性化するためには、そこに住む地域の方々が自分たちの住む地域の将来ビジョンというものを明確に掲げまして、その取り組みについて、地域住民が共有をし、計画達成に努力をすることが欠かせないことであると思っているところでございます。

行政としましては、こうした地域の計画を尊重し、共有しながら地域振興策を図るために、平成22年度より企画課の中に地域振興係を設けまして、地域と十分なる連携をしながら、行政支援できるものについては支援をしていくと、そういう立場にしているところでございます。

具体的な推進策としましては、地域元気再生事業、地域づくり活性化計画書の策定を地域担当職員制度によりまして、いろいろと連携をしながら支援を行ってきているところでございます。

地域づくり活性化の計画書策定に当たりましては、地域担当職員による支援を行いながら、すべての公民館において策定をしていただいたところでございます。策定をされました計画書は、私どもの意見交換会を行いまして、地域の取り組みをお互いに共有しながら、各課長へもすべて配付をいたしておるところでございます。

地域担当職員には、研修会を実施をいたしまして、とにかく地域との結びつきというのを密接にさせていただきたいというようなことで、意識改革を含めまして地域あつての職員である、ということも話をしているところでございます。また、他の職員についても、全職員が一体となって地域を盛り上げるように研さんを重ねてまいっているところであります。

なお、本年度から地域との窓口としまして代表連絡員制度を設けまして、年間を通じた活動報告を集約をしようということで計画をしておるところであります。現在、地域元気再生事業、地域活性化型ということで、一公民館当たり50万円を限度にいたしまして補助を行っております。

地域づくり活性化計画書に計画をされておる事業を優先して、この助成対象といたしておりますが、昨年度実施いたしました公民館長等の役員との意見交換会におきまして、行政側としましては、やはり少子高齢化がどんどんやっばり進んでおりますので、そういった社会に十分対応できるような方策としまして、福祉活動や健康づくり、子育て支援活動、こういった福祉部の設置の関係とか、そしてまた、健康づくりの一環としまして、特定健診の受診率の向上の問題、それから農業の振興のための集落営農の推進、こういったこと等について積極的に取り組んでいただくように要請もいたしたところでございます。

事業の効果ということでございますが、この事業の発端というのは、竹下総理がふるさと創生資金を全国の市町村に配分をした時期がございましたが、昭和63年から平成元年に至る時期でございますけれども、その時期の1億円を使いまして、さつま町の以前の宮之城町の時代でございますけれども、やはり県のほうがむらづくり方策、農業の活性化計画をつくっていただきたいというようなことで、その時点で農村地区すべてにむらづくり方策の計画書をつくっていただきました。

そしてまた、市街地区の屋地・虎居地区についても、やはり同じように自分たちの地域の問題については、それぞれお互いに協議をしながら、そしてまた振興のビジョンをつくっていただきたいということで、全町そういう形をつくっていただいたわけですが。

その時点で、私も農林課長をしておりましたので、どうしてもやっぱり行政で支援できるものについては支援をしたほうがいいんじゃないかというようなことで企画課と協議をいたしまして、当時の町長にもお願いしまして、こういった制度をつくっていただいたところでございます。それが、ずっと続いておりまして、現在、新しい町になっても、それがよい効果を出しているとい

うようなことで続いているわけでございます。

特に、県のむらづくり方策ということで、先ほど申し上げましたようなことでございますが、この中で特筆すべきことは、毎年農林水産省と財団法人日本農林漁業振興会が主催をしております農林水産祭というのがございます。いわゆる、むらづくり部門の中におきまして、過去、時吉地区が農林水産大臣賞を受賞をいたしております。

そして、今回、久富木地区が九州代表としまして、天皇杯とか内閣総理大臣賞、これに次ぐ日本農林漁業振興会の会長賞に輝くという快挙をなし遂げたところでございます。非常に輝かしい取り組みではないかと思っているところでございます。

こういうことで、そのほかにも例えば、この事業の成果としましては、これまでのこの取り組みの状況を見ますと、柊野区のひがん花祭りとか、あるいは、泊野区の観光たけのこ園、あるいは、中津川の金吾様踊りは、もうずっとありますが、こういった取り組み、あるいは永野のウォーキング大会、そのほか、各地区でそれぞれ、その地区ならではの皆さん方がいろいろ話し合いをしながら、地域自らが主体的に取り組んでいただいている特色ある事業が展開をされているということでございます。もう御案内のとおりかと思っております。

それから、昨年から、提案公募型についてもやっておりますが、やはり自主的にこういったグループ等が地域の活性化のためにこういう事業に取り組んでいきたいと。いわゆる広域的な事業になるわけですが、そういう形での事業も創設をいたしてきたところでございます。一事業20万円ということで限度がありますけれども、やはり社会貢献とか地域活性化につながるような、創造的な活動とか、あるいは事業を計画する団体に対しまして補助をしております。

13団体、本年度もあります。具体的には会員手づくりによります特産品販売所づくりとか、あるいは高齢者のお助け事業とか、地域の自主防犯パトロール活動、婚活の支援事業、スズメバチの駆除隊の結成による、そういう駆除対策、そういった特色のある活動とか事業の効果が現れてきておるところでございます。

今後におきましても、策定されましたこの活性化計画をどのようにやっぱり実践をしていくかということであろうかと思しますので、共生・協働の視点を持ちつつ、行政と地域が連携・協力しまして、今進めております福祉部などの地域に今後必要な組織づくりをさらに進めて、地域のことは地域で解決できるような体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

とにかく地域に元気が出てまいりますと、町全体も輝いてくるという、そういう考え方のもとに、さらに地域が潜在能力を発揮して、地域力を十分発揮できるように、一緒になってこの取り組みを進めてまいりたい、そのような考えであります。

次に、定住人口対策についてでございますが、我が国の人口につきましては、御案内のとおり、平成20年から人口が継続して減少する、人口減少社会に入っております。地域経済にとっては深刻な問題となりつつあるところでございます。本町におきましても、人口は年々減少傾向にありますが、最近の人口動態の減少要因というのは、町外への転出が転入を上回る社会減よりも、出生数が死亡数を下回る自然減の傾向というのが大きくなっております。

広報誌にも毎月出しておりますけれども、転入・転出は、ほとんど変わりません。要は自然減で、出生数に対して死亡者が、月によっては4倍と、3倍から4倍ぐらいになるようでございます。こういうのが非常に人口減の一因になっていると思っているところでございます。

人口減少には、自然動態とか社会動態、それぞれさまざまな要因がございます。この状態に歯どめをかけるためには、やっぱり産業、福祉、医療、教育、インフラなど、各分野にわたる施策の展開が重要であると認識をしておりますが、少子高齢化も含めまして、特に取り組まなければならないのは、若者の定住促進であると考えております。

このようなことから、企業立地の推進による雇用創出を重点プロジェクトの一つとしまして、この振興計画にも掲げているところでございます。専門部署を設置をいたしまして、企業の誘致活動、あるいは、この増設等に積極的にいかかわってきておるところでございます。

新規立地とか、あるいは増設によりまして、地域経済の活性化とか、雇用の場の確保、こういうことに大きく寄与するというふうに考えておりますので、さらに、町外からの方の定住も図られるという効果もありますので、引き続き若者の方々が働く場を創出しまして、定住人口の増につなげていくということでございます。

私も機会をとらえまして、この町内外の企業を積極的に訪問しまして、また、企業からの情報を的確にとらえながら、企業の立地、増設の促進に努めているところでございます。なお、昨年の3月に企業の立地に関する支援制度につきまして条例改正を行いまして、助成措置の拡充を図って、企業がより活用しやすいような制度へ整備をいたしたところでございます。

拡充後に、これまで5件の立地協定が締結をされておりまして、現在も増設を検討されている企業も数社あります。県の産業立地課と連携をしておるところでございますが、また、県の遊楽館のほうにも、特に、本年度からは企業誘致担当ということで、職員も1名配置をしておりますので、さらに努力を傾注してまいりたいと思っております。担当の職員についても、精力的にいろんな訪問をしておりますので、いろんな情報収集にも努めてまいることにいたしております。

しかし、今の日本の企業の状況を見ましたときに、非常に環境的に厳しい状況になってきております。一つは、東日本大震災で、ものづくりの企業が非常に大打撃を受けたということもございます。そしてまた、タイに進出をしてきた日本企業が、洪水によって被害を受けた。そしてまた、現状は非常に厳しい円高である。

そしてまた、日本国内、先進国でも一番法人税率が高いと。そしてまた、一方では、この原子力の関係で電力が非常に不足している状況にある。そしてまた、環境対策、これが非常に日本は厳しいと、こういった企業を取り巻く六重苦というのがあるようでございまして。

したがって、企業間競争の中では、どうしても今の状況では海外に進出をしなければならないという、そういった環境にあるというようなことでございますので、国としては、やはり国内に、やっぱり立地をして、産業の空洞化が出ないような対策をしっかりと講じていただきたい。そういうことを強く願っているところでございまして。

私どもが、一自治体で、この辺のところをやるということになりますと、国全体でそういった方向をやっぱりやってもらわんと、非常に厳しい環境があるというふうに考えておりますので、やはり経済の振興なり、また、若者が定住ができるような環境をつくっていただく、このことが大事かと私は思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

町長、今、活性化については種々お答えいただいたわけなんですけど、この地域活動支援事業あるいは地域元気再生事業は、各地区にとっては有利な活動財源であるとは確信をしております。

しかし、その中であって、今後の課題等のところでも、もう共生・協働で地域の中で活発に議論をして進めていただくんだということで、私に聞こえるところは、ほんなら地元は気張れよと、他人任せ的なところがあって、やっぱりこの職員の配置をなされているところも非常にいい考えだと思うんですけども、やはりさつまのまちとして地域がどう潤っていくかちゅうことについては、やっぱりある程度、町部局は携わることが必要じゃないかと感じております。

課題のところでお答えいただけませんでしたけど、そのところを今後詰めていきたいと思うんですが、前回質問してから公民館合併等が二、三行われております。それによって、例えば、人口

増がどういうふうにならなうか。

地域の公民会が運営されていく中で、どうしても役員になり手がいない。それから、高齢化が進む中で広域合併をして、そこあたりのところを歯どめをかけるんだというような目安もあったんだと思うんですけども、そういったところで、この広域合併されたところの変化がどういうふうになったとか、そこあたりを町長が把握されとったら、ちょっとお答え願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この地域のいろんな取り組みについては、本当に自らがやっぱり主体的になって話し合いをする。そういう機会がやっぱりまずは大事かと思っておりますので、自分たちの地域がどんな課題を抱えているかということをもまず把握をする。そしてまた、それに対してみんなが、どうして解決をしていくかということをお互いに知恵を出し合うという、そこら辺、やっぱりむらづくりの一つのあり方というのがあるかと思っておりますので、その辺の話し合い活動というのが一番のやっぱりきっかけになるかと思っております。

そういう面では、この活性化計画の策定に当たっては、そういう機会になったのではないかなと思っておるところでありますので、こういった活動については、これからもやっぱり続けていく必要があるのかなと思っております。

ただいま、御指摘にありますような、やはり高齢化がどんどんやっぱり進みまして、いろいろな活動についてもやっぱり制約をされる。あるいは、役員のなり手もなかなか難しい状況があるというようなことでございますから、やはりそのためには、今行政のほうでもお勧めしておりますのは、ある一定の規模の公民会の状況がないと、その辺もますます厳しくなるのかなと思っておりますので、公民会の合併についても一応お願いもしておるところでございます。

これもやっぱり相手のあることでございますから、双方がそういう気持ちになって話し合いをしないと実現しないわけでありまして、行政のほうでもいろんな手法とか、いろんな財源的な問題とか説明をしながら、一緒になってやっぱり取り組むことが大事かと思っておるところでございます。

○川口 憲男議員

町長おっしゃるとおり、やっぱりどうしてもその地域が抱えている問題を地域の住民が一体となって話し合いをしながら、それにどういふふうに向かっていくかということは、これは非常に大事なことであつて、そこをちょっと私も強く指摘することじゃないんですが、それに輪をかけて各区にあつては、担当職員を配置して、そこあたりの話し合いをする。

しかし、公民会になったときには、その区の中の流れをまた公民会に引き継いでいってやっていかれるということがあるんですけども、この集落合併をされたところの高齢化率なんかを見てみますと、逆に増えてきそうなところが、多々。

ただ人口形態の中で申し上げてちょっと悪いんですけど、実態はその土地まで入り込めませんでしたけれども、この数値を累計的にとっていきますと、非常にそういうところでも苦慮されているところがあるんじゃないかと思ひます。そういった関係で、以前も質問しました限界集落、65歳以上の人たちが非常に増えて、限界集落が増えましたということも言えないんですけども、しかし、それに近づきつつある集落は相当あるわけですね。

合併をされて、それがどうなつたかと申し上げれば、そう大きく改善はなされていないというのが実態なんですよ。そういったところ、その地域にあつては、やっぱり高齢化が進んでおつて、役員になり手がいない、あるいは、集落のいろんな集落清掃とか、いろんな行事を行つていく中でも年齢がいつとつてどうにもできないような状況になつてきていると。

そこは、逆のことを言えば、ちょっとその高齢化という呼び方じゃないけれども、人生経験豊

富な人たちの意見をどんどん入れて、それを若者がどうしていくかということも私、必要性があると思うんですけど、なかなか力仕事になったときには、そういうことができない状況にあるんですよ。

そういった考えで、あとはまた人口増のところで申し上げますけれども、先ほど地域活性化のところで、安心して住めるまち、住みやすいまちということをやっているから、そこあたりのところでももう少し町として対策がとられるべき必要性が、私はもう過ぎていると思うんですけど、そういうところを町長はどういうふうに感じておられるのかを聞きます。

○町長（日高 政勝君）

確かに、どこも変わらず高齢化が進んでおるかと思っておりますので、合併によって、それがすぐ解消されるということまではいかないと思いますが、ただ元気な方がそれだけまた増えるということもありますので。

今、生涯現役の社会と言われるぐらいに、やっぱり65歳を超えても元気で地域社会のために頑張っている方がいらっしゃいますので、そういう方々がお互いに手を取り合いながら、やっぱりやっていると、これはもうしょうがないことかなと思っております。

これを抜本的に、やっぱり解消するとなると、若い人たちが帰ってこない限りには、もうどうしようもいかんわけでありますので、そこはまた先ほど申しあげました企業立地の関係とか、そういう働く場をいかにやっぱり創出をしていくかということが大事かと思っておりますので、その辺も兼ね合わせながら進める必要があるかと思っております。

本当に、高齢化が進んでおりますけれども、それだけにまた今おっしゃるとおり人生経験豊富な方々であります。いろんな知識・経験も持ち合わせていらっしゃる方々でありますから、それはまた地域社会にやっぱり貢献をしていくという形で、お互いに手を携えてやっていきましょうという社会をつくり上げていくことがやっぱり大事なかなと思っております。

やはりそういう中で、どうしても地域が元気になるためには、本当に住みやすい環境をつくるためには、先ほど申しあげましたようなお互いに見守り体制とか、声かけとか、そういうことをやっぱり連携を深めていくことが大事かと思っておりますので、先ほど申しあげましたこの福祉部の設置にしろ、そういうことの意味合いがあるかと思っておりますのでございます。

○川口 憲男議員

町長の答弁にありますように、人口減のところでもあれがありましたけれども、今、国の政策、それから交付金とか、いろんなのを待ったって、申しわけないけど期待できない状況にあるんじゃないかと思うんですよ。我が町は、我が町で何とか切り開いていかないことには、この問題は解決できない。

確かにおっしゃるように、私も人口減は、これは、一町がどひこ踏ん張って何かしたってできないところはあると思うんですけども、町が推進していつています住みよいまち、あるいは、住みたくなるまち、こういうことには町独自でできることじゃないかと思えます。そういうことによって一つでも、次の質問にもなりますけれども、若者が定住する考え方が出てくるし、いろんなことが出てくると思えます。

もう一つ申せば、きょう同僚議員が一般質問しますから、その中にも出てきますけれども、一つの例が、4日に有害鳥獣駆除の県の説明会というか、説明会に近かったんですけども、それに会したんですけども、今、薩摩川内市が祁答院に有害鳥獣用のシカさくを設置をしていますよね。あそこは100%補助があるんですよ、中山間事業を取り入れて100%事業をすると、悪くても90%ぐらい。

もう一つの地区に行ったら、うちは100%もらえずに90%だというような報告をしました。

何が違うのかということをやっと支所のほうにも聞いたんですけども、普通になされている事業のその上乗せ分は市が見るんだということをお聞きしたんですけども、やっぱりそういうような何かの対策、今これは有害鳥獣で申し上げましたけれども、うちの町として何とかこういうところにメスを入れていただけるようなところはないのか。

先般、私が質問いたしました町道整備、あるいは公園関係のところの公社化も申し上げましたけれども、人件費的な費用があつて、なかなか進んでいないんじゃないかと思うんですけども、こういうことをしていつて、地域ができない分については、町の高所作業車ですか、ああいうので何とかしてあげるよと。しかし、下のほうは自分たちでしてくださいよとか、そういう方向性を示すべきだと思うんですけど、町長どうですかね。

○町長（日高 政勝君）

そういう地域が元気になるようにということで、やっぱりさつま町が一つの先進的な取り組みとして今この地域活動支援については、各地域からこの視察においでですけども、これがあちこち波及をしておるようでございますが、こういう形で、とにかく地域の特色を生かして、独自のやっぱりみんなが一緒になって取り組むような体制づくりというのが、これが地域が元気になる一つの手だてだと私は思っておりますので、これだけの毎年支援をしている。

公民会運営補助金とか、それとは別個にやっているわけですから、やっぱりこれ以上の支援はないのかなと、私は思っております。とにかく地域元気再生事業もまた別途そういうところについては、やる気のあるところはやっているわけでありますから、とにかくいろんな知恵を出し合つて、その地域が元気の取り組みをしていただければありがたいことだと思つているところでございます。

薩摩川内市の場合、今まで原發交付金がたくさんありましたので、その辺は、財政力も豊かなところは十分できたかと思つてしまいますけれども、しかし、あそこもこれからいろいろ事業の見直しも出てくるようでありますが、今、財政力に応じた中で適切なやり方でやっていきたいと思つておるところでございます。

○川口 憲男議員

町長、この問題については、押し問答になると思います。今言葉にありましたとおり、これ以上の支援はしないという町長の決意ですから、そこを踏まえて一般町民とも議論をしていきたいと思つています。

2問目に移ります。この定住人口対策ですけども、先ほど立地協定、あるいは増設ですか、五つの企業がこれまでにされたと。そこで職員の地元採用がどれだけあったのか、現在、どれぐらい残っているのか。町長が数値をお持ちでしたらお示し願いたいと思つています。

○町長（日高 政勝君）

合併後において、この助成金制度も創設をしておりますが、ものづくり企業の場合が18社ございますけれども、これまで119名だったですかね、採用したのが。そのうち約50%が地元だと思つております。それで、また今回、一昨日ですかね、立地協定は新たにしましたけれども、それが7名ですかね。そのうち3～4名はまた地元からというお話でございますから。

また今後、倉内工業団地に立地をすることになりましたフォービステクノ、そこも幾らかまた新たに採用はするということでもありますから、やはりそれなりの効果は出てきているのかなと思つております。

5社と申し上げまして、あるいは平川のチップ工場、あそこもございます。それから、井川産業等々を含めて5社ということでもありますので、それなりに、永野のアロン電機とかありますが、この立地補助金を出すような3名以上は採るということで、新たな雇用として出ておりますので、

5社がいくらとはまたあとで課長のほうから答弁をさせていただきますが、とにかくそういう形で確実に雇用の方は出てきておるのかなと思っております。

また、日特のほうでも昨年10名ですか、そのうち薩摩中央高校、川内もありましたけれど、地元出身ということですから、それもいるかと思っております。今後におきましても、また日特とか、京セラの関係の関連企業、いろいろまたあるようでございますから、期待もいたしているところでございます。

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

ただいま立地協定をした町内の職員の採用状況でございますが、21名ということで新規の町内雇用が生まれるということでもあります。そのほか平成17年からのトータルで申し上げますと、91名の町内雇用が発生したということでもあります。

○川口 憲男議員

町長、人口減のことは、もう最初の答弁でも申されたように、私は17年からもあれしているんですけど、17年以降、20年以降も相当の数が減っているんですよ、人口が。ですから、今、担当課長が17年から91名採用したんだということであれば、多少なりそれが鈍ってくるのかなというのも考えていますけれども、さっきの答弁にありましたように、どうしてもやっぱり人口減、こっちから出ていかれる方が多くて、そういうふうな状況が多くてと。

これはいろんなところでも、もうさつま町の問題ばかりでなくして、他町もそれを抱えております。しかし、その中でいかなるまちも、いけんしたらよいかというので取り組んでいますね。

先般11月25日の新聞ですけれども、三島村と十島村のIターンとUターンが出ております。そこでどういうことをしているかと。その町長のお答えをちょっと披露しますと、十島村ですね。十島村の村長は、農業とか、いろんな手伝いをしてもらい、島の生活の再生の力になってくれると。これはIターンの方ですけど。

それと、三島村の村長さんは、町長と同じような考え方で、いろんな経済的な補助だけを示しても人は来てくれないと。いい人間だけが築ける環境づくりに取り組みたいというようなことをおっしゃっております。

内容は新聞を見られて十分御存じだと思いますから、中身まで申し上げませんが、やっぱり町長が最初言われましたけれども、人口増につながる決定打はないんだと。生活環境の整備、安全・安心なまちづくり、医療・福祉の充実、商工業、教育の振興、地域資源の活用と、政策全般にわたって力が必要なんだと。町長、前のところで私の質問にも答えていらっしゃるわけですよ。いろいろなところでこれ言われているんですよ。

やっぱりそれに輪をかけていくような対策を、庁舎内で検討されて、各課連携された対策がとられるべきと思うんですよ。2,000何人減っていますけれども、それを完全にとめることはできないでしょうけれども、その減少率を少しでも低下させるという努力は、こういうところから出てくるんじゃないかと思うんですけど、そういうお考えはないんですか。

○町長（日高 政勝君）

これは、単に企業誘致ばかりじゃ、もうとても定住というのはできないわけで、先ほどお答えしましたとおり、産業振興をいかにするかということもありますし、いかにまた教育の振興を図って、立派な子供たちを育てる環境をつくるかということもありますし、生活に必要な医療分野とか、あるいは福祉の関係、あるいは生活しやすいようなインフラ整備をやっていく。

こういう総合的なことをして初めて、この住みやすい環境というのができるわけでありますから、ここに住んでみたいとか、そういう形ができるかと思っておりますので、それはもうおっしゃるとおり各課でそういう意識のもとでやっているわけでありますから、役場の組織というのは、そう

いう全般にわたっての仕事でありますから、これはもう定住につながることでありますし、町全体の振興にもつながることでもありますので、これはもう当然のことであるかと思っておるところでございます。

○川口 憲男議員

町長、こういうことを毎回申し上げても今の答弁をされるわけですね。おっしゃること、そのとおりなんです。各課で行っている、それが定住につながるんだと、それが目的なんだと。であれば、その人口を増やすためには、より強くここあたりはどういうふうに訴えていくという姿勢は全然聞こえてこないんですよ。それが必要だ、それが必要だと。私なども、そこが必要とは、重々承知の上です。

例えば、医療福祉のところでも、極端におっしゃる方がさつま町に行きや、医療は万全だよと。しかし、それじゃなくして、早寝・早起き・朝ごはんの運動を学校で取り入れ、それから、健診率65%を徐々に進めていく、さつま町の中でどひこいきますよと。

これも質問書を見ますと、あとの同僚議員のほうで23年、24年の推移はということをおっしゃっていますから、やっぱりそういうところは全町的にこういうふうな施策を講じて、どういうことをして、さつま町は健康づくり、あるいはそういう安心・安全のまちづくりに努めているんだよということが、もう少し目に見えてくるような施策がないものか、ちょっとお聞きしているんですが、町長。

○町長（日高 政勝君）

これはもう、それぞれ農業分野にしろ、商業分野にしろ、あるいはまた観光の分野にしろ、教育、医療、福祉、それぞれ今までずっと出しておりますし、広報でも訴えておりますし、いろんな機会でも私は会合に行くときにも、そのことについてはお話をしているわけでありまして、特に一つ一つ、今は申し上げませんが、それはもう常々申し上げていることでありますので、十分御理解をいただいているものと考えております。

○川口 憲男議員

国会の答弁も御理解いただけるというようなことなんですが、やっぱり人口の対策は御理解だけじゃ私は前に進まんと思います。昨年比1名とか、2名でも増加したぞとか、それは、何の施策が、いろんな施策が生きてきたんだよと。先ほど申し上げましたその集落営農についても、町長お答えになりましたけれども、それでも伸びてきているよと。今回も質問しませんでしたけれども、集落営農で県外にも視察に行きましたら、向こうは、なるほどといういろんな対策を講じております。うちに来たときにどうなのかなと。

いろんなところを見て、そういうこともちょっと聞いてみますと、なかなかそこが動かないなというような状況にあります。私が思っているのは、人口増につながる決定打はないと。これはもう、そう思っています。さっき答弁されたように、企業誘致を呼びかけても、今の状況は、企業は苦しい状況で来ない。

以前の町長のとき、地場産業の持ち上げをしたらどうですかちゅうことも言いましたけれども、全然動かずの状況で現在に至っているところがあるんですけども、やっぱりこういう苦しい状況であればあるほど、何かの策を、いろんなことを講じていかれて、やっせんかったら次の手を、次の手をとというような、やっぱりそれを打ち出していかれるのが、私は町のトップだと思います。

ぜひその人口増に対しては、今おっしゃったように、庁舎内でいろんな取り組みをしているんだということですけども、私一人でしょうかとは思いますが、私は非常に不満足ですよ、そういうことは。もう少しいろんな形が出てきて、姿になっていくことじゃないかと思います。

町長、来年とは申しませんが、2年後、5年後に、さつま町がどのような形になっ

ていくかちゅうビジョンは、町長の最初の立候補のときにも申し上げておられますから、そういう方向、目標に向かって、今後、やっぱりうちの町が対策を考えていかなきゃならないのは人口増だと思いますよ。

農業が元気がなくなっていく。あわせて今、商工業の方々もいろんな対策をしてくれ、なんしてくれとおっしゃいますけど、いずれにしろ、やっぱり人口が少ないことがそういうことに影響してきていると思うんです。

そこで、町長、先ほど申し上げましたけれども、2年後、5年後を見つめたときの町政を、人口増をいかに取り込んでいこうと考えておられるのか、あるいは施策をお持ちなのか。そうせんと、今の若い人たち、今の高校生、薩摩中央高校の1年生がもう3年後には、また皆さん外に出ていく。農業に魅力がなくなって外に行く。そういう事態が来るんですけども、町長そういう考えは、町長の思いにありませんか。

○町長（日高 政勝君）

このビジョンをつくれということですが、ビジョンはもうしっかりと総合振興計画の後期計画をこの前つくって明らかにしているんですよ。5年計画をつくって、後期について。

それで、例えば今おっしゃる農業の振興については、こういうことに取り組んでいきますとか、あるいは、この人口増についても、いろんな施策を上げてあるわけですので、それに従って、やっぱり町政というのは進めていく必要がありますので、その辺のところは、今までも十分振興計画の中でも議論をいただいているところでありますので、そのような方向で進めてまいりたいと思うところでございます。

町政については、例えば、企業の関係についても、とにかく新しい企業を今の環境の中で立地をしていただくということについては、非常に難しい状況がありますので、今立地をしている企業の皆さん方との連携を十分やっぱり図って、あるいは本社との連携を十分しながら、やはりこの設備投資をいかにして、一人でもやっぱり雇用を増やしていくかという、そういうことに力を入れざるを得ないというのが現状であろうかと思っております。

そのために、いろいろ本社訪問等もしながら、役員の皆さん方との意見交換をしながら努めて、やっぱり我が町に立地をしているこの工場については、設備投資とか、そういう機会があったらぜひお願いしたいと。そしてまた一人でも雇用増につなげていただきたい、そういうことは常々申し上げているところでございます。

それでまた、いろんな情報収集については、先ほど申し上げましたとおり、東京の関係、あるいは大阪、そういった近畿の関係、それぞれ収集に回っておりますし、私も機会あるたびに行っておりますが、そんな努力はしながらでも、とにかくやっぱり今立地をしている企業の皆さん方に頑張ってもらって、そういう設備投資をしていただく。

そのために、やっぱり昨年条例改正もいたしたわけでありますので、そういうことの結果が、先ほど申し上げましたとおり5社できているわけです。ほかのところはなかなかないんですけども、こういう環境が出てきていることは非常にありがたいのかなと、私は思っているところでございます。

○川口 憲男議員

町長のお考え聞いて、次をしたいところなんですけれども、今、22年9月の町長の答弁書を手元に、言われることを重々聞いております。22年9月、1年前と同じようなお答えが、全く同じように。

当然政策的に町の振興計画の中にそういうことをうたっているから、そこあたりが揺らぐことはないんだという考えは、町長、判ります。しかし、今の状況を踏まえていったときに、さつま

町がどういうふうになっていくのか。ある専門の方の答えの中に、まちが滅びるということを言われる方がいらっしゃいますけれども。

やっぱりそのときそのときの年、あるいは2年ごとの方向性で対策を講じていっていただかなければ、人口減の歯どめは、ちょっとできてこないんじゃないかと思います。おっしゃるように、5社の企業を誘致され、相当数の社員を採用したと、17年から21名という課長のお答えでしたけれども。

ここ2年間は、やっぱりそういう可能性はないかもしれないけれども、やっぱりそれを2けた化を目指すよというような方向性があって私はいんじゃないかと思います。22年9月に同じような質問をして、全く同じような答えが来るちゅうことは、町政に発展はないという感じを受けるんですけど、そういうとらえ方で、町長よろしいですか。

○町長（日高 政勝君）

振興計画やら、それぞれ予算等を通じて、いろいろ議論をしておるわけでありますので、当然として行政というのは振興計画、その時点でいろいろ議論をしながら、そして、いろんな政策も出しながら上げているわけでありますので、その都度、いろいろ変更をすることは私はないかと思っています。基本線というのは、やっぱりしっかりと定めて、その方向に従って進んでいく、よほどの状況変化がない限りにおいては。

それだけの知恵を絞りながら、いろんな意見を聞いて、そういうことで策定をしているわけですから。ただ思いつきで、これをこれをということにはならないかと、私は思っているところでございます。

○川口 憲男議員

町長、かみ合いませんから、質問も最後にしますが、何にせよ、人口減が続いていることは、町長も十分認識のことですよね。それで、例えば、商工業に潤いはない、あるいは農業にもそういう陰りが見えてきているということで、今まで進めてきた政策が進行形で行っているんだから、もう全然やらないと、やらないというか、私のとり方がやらないというとり方になるんじゃないかと思うんですけど、やはり地域を回ってみて、いつも言われることは、わいだ、このままでいっとやと言われることが一番多いんですよ。

つい先日も、ちょっと遠いところをちょっと回ってみますと、もう子供のしも少のなあって寂しゅして、ということも出ています。「老いのかたち」という南日本新聞に連載で出ているのなんかでも、やっぱりそういうことを言っておられる方がいらっしゃいますけれども、やっぱり地域の活性化というのは、私は人口増だと思います。

町長がそういうことで、この人口増に対しては、今までの政策をしていくということ、今まで取り組んできたことの延長線上だということをおっしゃいました。最後にもう一回、確認というか、聞いておきたいと思います。

この人口増の施策については、各課が担当しているいろんなことを推進していくと。そこを予算を計上し、そこあたりも議論をしてもらっているんだと。それで満足という考え方ですか。それをお聞きしまして質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

全く意欲がないような質問をされておりますけど、全くそうじゃなくて、今まで振興計画をつくる中で、こういう施策をやっていきたいと、人口増についても企業誘致にしろ、あるいは、例えば、少子化対策についてはこうしよう、あるいは高齢化対策ではこうしよう、いろんな手をこう示している中で、そういう議論をして振興計画もお認めいただいたわけでごさいます、それで、前向きに対処をしながら、やっぱり町の発展を期していくと、そういう姿勢には全く変

わないわけでありまして。

例えば、この少子化対策にしろ、どこにもないような、こういうワクチンの接種についてもやっておりますし、あるいは子供の育てやすい環境づくりについては、どこにもないようないろんな施策もやっているわけですね。それでまた、企業誘致についても、先ほど申し上げましたとおり、ほかじゃないような立地が進んでいる。

やっぱり職員の努力、あるいはこういう厳しい中でも実現をしているわけでありますから、これからもそういうことで県のほうにも派遣をして、そういう働きかけをしておるわけでありますので。特に、そんなら何か、そういうことがあれば御提案をしていただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

以上で川口議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時35分とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時34分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、14番、内田芳博議員の発言を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

私は、通告に従い質問させていただきます。

まず、道路整備についてであります。本町の南の玄関口、山崎から町頭に4車線ができ、一部供用が開始されたことに、町民は絶賛をいたしました。郊外型のまちの発展に期待と刺激を与えましたが、行政の政策失意が道路整備を頓挫させ、後々に大きな難問題を残しました。再度構築は、当時とは違い、問題も多面にわたり、難題も多いと思いますが、この道路の重要性は、私よりも町長が内容はよく知り、一番責任を感じられておられるのではないかと思います。

本町の道路整備率も宮之城―鶴田間の旧鉄道跡地の道路の完成と木渋に行く佐志、田原の中の道路整備が終われば、町全体の完成率が約90%ということになるのではないかと思います。内部の整備も済み、今後は、この併合の国道整備に集中し、早期完成を図るべきではないかと考えます。

7年後には、準高規格幹線道路も広瀬まで完成を見ます。この4車線の道路を完成させて、新たな視点、立場から本町の新たな発想、発展を考えるべきではないかと思います。この道路の重要性を考えて、再度拡張整備に取り組むお考えはないか、この点についてお伺いいたします。

次に、医師確保対策についてでございます。戦後、第2次ベビーブームの方々が満60歳に到達されたことにより、国も10年間の高齢化、認知、介護、医療機関等の万全な体制の配慮は示さず、内容も表面化がなく、医師関係に疑念を持ちます。

既に、過疎地域は、全国的に医師不足と言われ、今後の社会情勢によっては、地方の救急医療体制にも閉鎖の危機さえ迫ると思います。救急医療体制の重要性は、地域の経済、仕事、暮らしの基本です。町も医師不足の解決を図るために、病院側と一緒に医師確保に努力はなされておりますが、今までの医師関係は病院側に任せる状況であったと思います。

テレビ等で医師不足の実態が報道されますと、我が町の救急医療体制はと目が向きます。本町

も厳しい状況とは存じておりますが、医師確保問題が年々厳しさを増し、対策に苦慮されると考えます。

本町も町で医師を育てる、養成する時代ではないでしょうか。優秀な生徒がいれば、家族、病院、医師等で十分な協議をし、助成・支援を考え、医師を育て、救急医療体制をしっかりと守ることも大事な取り組みではないかと、このように考えますので町長の見解をお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

内田芳博議員からの御質問の2点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、道路拡張整備対策についてでございます。現在、山崎から宮之城屋地の間の国道267号、国道328号の重複区間約4.5キロメートルのうち、約1.4キロメートルにつきましては、片側2車線で、平成9年度から供用開始がなされております。

御質問にありますように、結論から申し上げまして、町としましては下船木から地域高規格道路、北薩横断道路（国道504号）へのアクセス道路としましての整備を、毎年県に要望をいたしているところでございます。

ただ、県の整備方針としましては、北薩横断道路の整備を優先して進める必要があると、骨格になるこれをまず整備をしたいというようなことでございまして、広瀬道路が6キロメートル決まりましたので、現在、この環境調査に入っているところでございます。

広瀬道路から泊野道路間がある程度現実味を帯びましてから、薩摩川内市方面からの国道267号、そしてまた、国道3号線のバイパス的な機能を持っております国道328号の交通量などを見きわめまして、事業費やルートを総合的に検討をしたいということになっております。

とにかく北薩横断道路をまず優先しながら整備をして、そのあとに、こういった国道267号、国道328号については整備をするというようなことでございまして、今申し上げましたとおり、薩摩川内市方面からについては、いわゆる地方道路としての非常に主要な道路だというようなことで、これも毎年要望を重ねております。

そしてまた、国道3号線のバイパス的な機能を持っております国道328号、これについても、交通量などとか、あるいは事業費とか、ルートも総合的に検討したいということでもあります。将来的には、今申し上げましたこの北薩横断道路を優先していきたいということでもあります。今後におきましても、引き続いて国、県に対しましては強力に要望活動を行っていききたいと思うところでございます。

この北薩横断道路の関係と国道328号の関係につきましては、皆様御承知のとおり、4市2町で構成しております北薩横断道路整備促進期成会、そしてまた、さつま町と出水市で構成をされております国道504号さつま町・出水市区間改良整備促進議員期成会、こういった組織を通じて、国、県に対しましては強力な要望活動を行っておりまして、毎年着実な成果は出てきているところでございます。

24年2月には、薩摩道路の供用開始が予定をされておりますので、あと泊野道路のいわゆる（仮称）北薩トンネルにつきましても、掘進延長がもう既に58%と順調になっておるようでございます。本年4月に整備区間に指定をされました広瀬道路におきましても、黒鳥、佐志の両地区での地元説明会を経まして現在、用地買収等の測量設計も行われているところでございます。

こういったことで、国に対する要望活動としましては、先ほど議会の冒頭で申し上げましたとおり、12月1日には、国会内で民主党の陳情要請対応本部の外山副本部長と面談をいたしまし

て、引き続きまた、国土交通省の松原副大臣、そしてまた、同省の宿利事務次官、菊川道路局長、そういった方々を初めとして、道路局の関係課長並びに地元選出の国会議員、そういった方々に、この横断道路の供用率が非常に低いというようなことでありますので、早期の整備を要望をしてきたところでございます。

副大臣等におかれましては供用率がまだ低いということを十分御認識をしていただきまして、早期整備が図れるように支援をしていきたいというような力強い御回答もいただいたところでございます。このようなことでございますから、まずは、この北薩横断道路の整備を進めるということに努めていきたいと思うところでございます。

それから、2番目の医師の確保対策についてでございます。本町の救急医療につきましては、薩摩郡の医師会に委託をしまして、医師会病院におきまして、二次救急医療病院、いわゆる共同利用型ということで、町民の救急医療の拠点になっているところでございます。

しかしながら、勤務医師の高齢化が年々進んでいるということもございまして、また全国的な傾向でもあります、この医師の偏在化によりまして、医師不足問題というのが、当病院においても非常に顕著になっております。年々この診療科目が減少しておりまして、大変苦慮をされているところでございます。

この医師の確保につきましては、これまで郡の医師会の皆さん方とのお話し合いの機会、そしてまた、県の医師会との懇談会、こういったこと等を通じまして、いろんな手だても検討をしていただいているところでございまして、今まで町内出身のお医者さん方に対しまして、医師会長さんと私との連名によりまして、何とか地元にお帰りになって診療していただけませんかという、そういうお願いもいたしてきておりますけれども、なかなか厳しい状況にございます。

御質問にありますとおり、医師の確保対策につきましてはの医者を目指す優秀な生徒への助成についてでございますが、現在、医学部を卒業するまでの6年間でこの授業料というのは、国立大学で350万円程度、私立大学で2,000万円から4,500万円程度ということになっておりまして、医師を目指す学生においてはかなりの高額になっておるようでございます。

大学におきましては、自治医科大学、あるいは産業医科大学のように授業料免除をして、卒業後においては僻地医療への勤務を義務づけるところもあるようでございますが、その大学については、非常に競争率の高いのが実情となっておるようでございます。

また、県とか市町村におきまして独自の奨学資金制度を定めて、医学部卒業後にその地域に数年間勤務をし、その奨学金返還を免除するという制度を持っているところもありますけれども、しかしながら奨学生がなかなか集まらないと。そしてまた、奨学金を利用した学生が卒業しても僻地への従事を断るというケースもあるようでございまして、いろいろ現実には苦慮をされているところも多いとお伺いしております。

医師の確保については、現在、川薩保健所、薩摩郡医師会、薩摩川内市の医師会、薩摩川内市、そしてまた、本町で組織をします川薩地域医療支援方策策定協議会というのを設けておりますが、その中でも何回か話し合いをしておりまして、川薩地域の医療に関する問題点、特に、この医師の確保について協議をしてきております。

中でも、川内よりも薩摩郡の医師会病院が医師の確保というのが、もう喫緊の課題だということでございまして、鹿児島大学の医局との医師配置の人数等の計画策定を現在進めてもらっている状況にございます。

これが確実に出てくるというのは、今のところははっきりしませんが、まだ数年かかるか判りませんが、喫緊の課題ということでございますので、そういう生徒さんがいらっしゃるようであれば、町としましては新たな過疎対策事業という補助事業が出てまいりましたので、この医師

会の皆さん方には、もしいらっしゃれば、町としてもやる意思はありますよということでお答えをさせていただきますので。

具体的にその辺が出てまいりますと、県も既にやっておりますので、それに補完をする形で町単でやるか、その辺はまた今後十分医師会とも協議をして、とにかくそのような医師確保対策については、前向きに対処していきたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○内田 芳博議員

玄関口のこの重要性というのは、町全体の姿であり、また、町民の心であると思います。訪れるとき、帰るときに、喜びと身の引き締まる思いを与えてくれる場所でもあります。幾多の方々がこの4車線を通るたびに放棄したような道路、建設もできない中途半端な道路に、通られる方々は、この町の行政は何を考えているのかと疑念さえ感じられると思います。

4車線のおくれは町のおくれにもつながり、他の市町村との会合でも正確なまちづくりの構図であれば胸も張れますが、この道路整備が完成しないと思いついたことさえ言えないような気がいたします。それほど重要な町の顔となる道路であります。

いろいろな問題がありますが、現在できている道路であります。町の将来と行く末を考えて、この道路に集中し完成を望むものであります。また、町民もそのことに期待をし、それに我々はこたえる責務があるのではないかと、このように考えますが、再度、この点についてお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどお答えしましたとおり、私どもも当然として、あそこまでとまっておりますので、交通安全の問題も、確かに事故があったりしておりますから、そういう意味でも少なくともやっぱり町頭のあの付近までは4車線ができないかということも、もうずっと前からお願いをしてきておりまして、毎年このことは県のほうには要望を重ねてきておるわけでございます。

ただ、御存じのとおり、道路財源というのが、政権が変わりましてから財源的に一般財源化になったり、非常に厳しい状況が出ておりますし、公共事業というのが毎年3%ずつ、そしてまた、ことしは震災もあって、なかなか伸び悩んでおって、今までみたいになかなか進捗が難しい状況にある。そういう背景から思うようにいかないで、私のほうもちょっと残念に思っているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、そういう中でも県としましても、国としましても、とにかく高規格道路と地域高規格道路について重要路線と位置づけをしていただいておりますので、そこが正式にルートが決まって、どこを通るか、それによってまた、国道328号と国道267号の線をどういう形で連結させるかというのが、今後の課題でありますから、そのことについては、強く県のほうにも要望をさせていただきます。

とにかく今後も引き続きそういった整備が行われるように努力はしていきたいと思うところでございます。

○内田 芳博議員

今日のこの財政問題やら、いろんな厳しさは、私もよく存じておりますが、私は、準高規格幹線道路の早期着工について一般質問をさせていただいた経緯があります。そのときに、宮之城体育館に、町長も御存じですが、決起集会に2,300人の方々の参加をいただくことができました。これは、戦後市町村で決起集会をして、これだけ人々を集めたのは、さつま町が最高であったという話をお聞きします。

この道路をここまで置いたのは、やっぱり一番何が問題であったかということ、商店街を戦後

2回目の拡張しようという、今まで国の国土交通省、そして昔の通商産業省、ああいうところでいろんな計画がございまして、それが頓挫したわけですが、そこで、やはりみんながあきらめたのか、そこらの非常に複雑な流れもありましたが。

今後は、これを一日も早くやはり完成の道に進めていくとするならば、屋地区と船木区が、やはりいろいろこの問題に取り組んで、そして町を動かし、そしてまた、県、国へというような下からのやはり熱意を盛り上げていかなかったと。

私は、このことも一つは大きくこれにもつながってくると思いますので、この点については、今後我々もそういう方向に取り組まなければなりません、行政としてもいろいろなやっぱり知恵、工夫を出して、この道路は、やはり準高規格幹線道路の整備、そして線引きにおいて、いろいろ考えてやるんだということでございます。

しかし、私は考えますが、広瀬まで来るには、それなりの状況は判ってくるわけですから、ある程度こちらからもそういう運動を強力にしなければ、やはりなかなか先に開いていけないということがございますので、町長、やはり今度はそういう地域の盛り上がりも一方からつくって、そうして取り組むということは、いかがなふうにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

確かにそういった熱意というものを、やはり国のほうにしっかりとやっぱり届けていく、このことは非常に大事なことでございます。

私のほうが毎年、本省まで出向いて、直接担当のいわゆる国土交通省のところにもお伺いをしながら訴えていきますのは、今ありましたとおり、過去2,300人の地方大会をした、そういう写真、そして、その後に私が就任をいたしましてからも整備促進の大会を行いまして、そのときは1,600人ぐらいお集まりいただいて、そういう地元の声、熱意というのを、その写真やら添付をしたり、あるいは子供さんたちから出していただいた作文などもお示ししながら、地元としては、こういう熱い希望を持っているんだということを訴えて、とにかく一日も早くこの整備の促進を図っていただきたいということを強くお願いしているわけでございます。

とにかくこういう地元の盛り上がりというのは非常に大事かと思っております。今後も、行政も地域住民と一体となってやっぱり取り組む必要があるかと思っております。

○内田 芳博議員

道路整備については、町長、今いろいろ出てきましたが、地域高規格道路がやっぱり優先だという位置づけで進んでいるということですから、この道路は、もう本当言うて、地域高規格道路の前ですか、そのころに、やはり着工したわけですから、あと約3,000メートルぐらいですか、どうしてもこの区間を何とか早く整備の方向に取り組んでいただきたいと。

また、地域は地域で、やはりそういう方向で取り組んでいくように我々も努力をしたいと、こう考えておりますので、どうかひとつこの点については、重視しながら取り組んでいただきますように強く要望させていただいております。

次に、医師確保対策についてでございますが、本町の高齢化率35%の実態は、市街地、田舎のさま変わり、公民会によっては限界集落等を引き起し、人間生活のバランスが崩れております。大都市も近いうちに高齢化の実態が引き起こす実情が現れてくると思います。

今後10年間に高齢化対策、年金問題、医療対策の変革は、予想もつかない時代を迎えることじゃないかと、このように考えます。地方も、地域の人口減少が与える影響、今後医師の高齢化問題、地域医療機関の減少が発生しますと、医師不足問題はさらに厳しい環境下に置かれます。地方の医師が都市部に行くような事態等が発生しますと、最悪な事態を迎えることにもなるのではないかと、このように予測いたします。

町も地域の救急医療体制を守るためにも、地域の生活を守るためにも、医師を育てることが大事な事業ではないかと、そして、これからの町のやっぱり責務ではないかと、このように考えますが、町長も、県そして町もこのことについて医師会等々とも十分協議をし、そういう優秀な生徒がおれば、やはり取り組んでいきたいということです。

やはり医師を一人育てるに対しても、公立と私立、相当な金額も要りますが、これからの医師を育てるのに6年、そして、立派な医師になるのに最低でも10年という歳月がかかると思いますが、そういうことと、この地域の10年間、そして国の10年間を考えた場合には、大変な時代になってくると。それにはやっぱり備えをしなければいけないと。やはり地域民が安心した安全なまちで暮らせる姿をつくらなければならないのが、この期間であると私は考えます。

そこで、やはり医師というのがいなくて、今度は薩摩川内市のほうにも行ったとなれば、生活環境に大きくやっぱり影響いたしますので、どうあっても救急医療体制だけは守ると。それには、医師がおれば大体守れると思うんですよ。ですから、医師というのは、私は探してくるのではなくして、つくるということをやっぱり前提にものと考えないかんのではないかと。

これが我々がやはり考えにやいかんところであって、我が町の場合は開業医に非常に恵まれた点もありますから、そういう危機感というのに非常に薄い点もあるんじゃないかと、このように考えますが、やっぱりすばらしい生徒がおれば、私は、家族やら医師やらいろいろ協議をして、その道を切り開いてやって、そして、この本町でやはり医療に携わっていただきたいと、このように考えるわけですが、この点について町長の見解を再度伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

基本的には、非常に喫緊の課題であるということで、十分認識をいたしておりますので、今、郡の医師会のほうとも懇談をしながら、お互いにそういう悩みを共有しながら、行政として何ができるかということも十分話をしておりますので、できる範囲は一生懸命努めていきたいと思うところでございます。

過去のやっぱりこの規制緩和によって、医師の研修医制度というのが変わったことによりまして、地方にお医者さんがなかなか回ってこないということになってしまったわけではありますが、やはり鹿児島大学の医局のほうからどんどんやっぱり地方にも回るようなシステムになれば、非常にありがたいんですけども、なかなか難しいところもあるようでございます。

やはり卒業しても研修をする場所というのが、都会の総合病院の待遇のいい、そしてまた、いろんな症例があるようなところにやっぱり行って勉強したいとか、いろんな考え方もあるようでもありますけれども、やっぱり地方の医療というのは、安心・安全なまちのためにも、欠かせない非常に大事な分野でございますので、これからも引き続き医師会等とも十分協議をしながら、できる範囲のことは努力をしていきたいと思っております。

○内田 芳博議員

私は考えるんですが、昭和から平成の合併を考えてみても50年、中に高度成長というのがございましたが、その高度成長があったおかげで50年という歳月が続いたのではなかろうかと思えます。

平成の合併は、景気問題からいったときに非常に厳しい状況があり、私は25年ぐらいで、また何かこの変革が出てくるのではなかろうかと、そうしたときに、昭和の合併はやはり高度成長、平成の合併は激動の高齢化という一つの言葉になるのではないかと、このように考えます。

そうしたときに、それほどやはり景気等も非常に悪くなり、高度成長のときには医師になるというものなかなかそういう点ではなりやすかったけれども、平成の時代というのは非常に厳しいのではないかと、このように考えます。だけど地域は地域に住んでいる人たちが、やはり守らな

ければならないということがございます。

旧町時代に、国民健康保険税について完納というまちが鳥取県にございました。そこは、戦後、郡に医師が一人もいなくて、青年団の皆さんが陳情活動をして、そうして医師に来ていただいた郡、まちでございました。

ですから、何があっても国保、そして医療というのは、みんなが完納ということになっておりました。そういう歴史のあるところでした。歴史は、そういうところでなければ私はできないものだのと、このように考えました。これからは、やはり地方、市町村でもこういう過疎地域になってくれば、自分たちの地域で、自分たちのまちで医者をつくるというのは、これはもう本命であろうと、私はこのように考えます。

そして、これが国家公務員、地方公務員というような位置づけができれば、なおいいかもしれません。また、そこには、医療として発展ができないところもあるかも知れませんが、しかし地方分権ということも言われる中で、その中で我々はしっかりと、こういう医療関係は取り組んでいき医師を確保する、すばらしい生徒がおれば進んでやっぱり協議し、そして取り組んで地域にやはり住んでよかったと、安心して住めるまちを築くべきではないかと、このように考えますが、町長に再度、この点について伺いたいします。

○町長（日高 政勝君）

とにかく医師の確保は、非常に大事なことでございます。そういう意欲のある学生が勉強して、また、地元でやっぱり診療したいと、できれば郡の医師会に入ってやっていきたいということができるような。

それとまた、条件もつけないかんとっております。ただ、奨学金をやるばかりじゃなくて、必ずやっぱり何年かは地元の郡の医師会に入って診療をしますよということじゃないと、その制度の意味がなくなりますので、その辺まで研究をする必要があるかと思っております。

（「了解」と発言する者あり）

○議長（中尾 正男議員）

以上で14番、内田芳博議員の質問を終わります。

次は、8番、平田昇議員の発言を許します。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

質問通告1、議員の一人である私にも町内の方々から、日ごろ声が届きます。最近、多くなっている声が、生活が大変だと語られる声です。働きたいのに仕事がない。ハローワークにしょっちゅう出向くのだが、仕事が見つからない。また、現に働いている方々の声、ワークシェアリング、仕事の分け合い職場で働いているのだが、1時間幾らでいただいている給料が安い。これから年を重ねていく私たちは、一体どうなるのだろうと将来への不安を深刻に話されます。それが、一人や二人だけではない。

さらに、新聞、テレビ、ラジオが連日、世界の不安定な経済の動きを伝えます。アメリカでは、1%が豊かで、残り99%のおれたちは苦しんでいると絶叫する若者のデモンストレーション、そのアメリカは現在、過去最高の約4,300万人が食料品を買い入れるときの補助金を受けており、2,000万人以上の人たちが失業もしくは、不完全就業状態であると報じているのです。また、世界的恐慌への不安が論じられる中で語られるギリシャ、スペイン、イタリア等の大借金問題。

国内に目を移せば、各企業の実績が後退している。そして、破産の例もある。海外に生産拠点を移した企業、これから移そうとする企業、最も身近では、はっきりするのが商店街の衰退、軒

並みの空洞化、その一方、大型店が進出をねらって虎視眈眈。このような厳しい実情に世の中は、やがて子や孫たちの暮らしはどうなるんでしょうと。これからどうなるのだろうと皆が打ち沈む思いを持つのは当然であります。

ワーキングプアという言葉は、私たちのことを言っているんですという方もおられました。元気がない。

昭和4年、アメリカに端を発した世界的規模の資本主義経済の危機、いわゆる世界恐慌により日本も例外なく痛めつけられたのでございます。力のある人が持っていた有価証券は、ただの紙切れになった。借金を返せない。仕方なく娘を身売りに出さなければならなかった。こういう悲惨な歴史が残されているんです。一般庶民は、働こうにも仕事なく、職に飢えた。このような悲惨な状況に追い込んだものは何であったのか。

18世紀、フランスの啓蒙思想家の一人であるジャン・ジャック・ルソーが、国民は、ただ選挙のとき主権者であるに過ぎないではないかと言っているんです。当時のフランス国民の主権者としての意識の低さを指摘し、これを教育し、結果的に旧弊を打破するフランス革命を導いていく働きをした啓蒙思想家の一人ジャン・ジャック・ルソー。このルソーの250年前の言葉は、ギリシャにはもちろん、日本の国にもそのまま当てはまる言葉に思えてならない。

これは、国会議員だけが言える言葉ではない。地方議会人が、そして国民全員の口から出される言葉であるはずで。

ギリシャの代表的映画監督といわれる方と対談したという日本人新聞記者が、相手方から次のような言葉を引き出して紹介しています。そのギリシャの映画監督いわく、自分もギリシャは、本当の繁栄の国であることを信じてきた。間違いなく繁栄しているということを信じてきた。ところが突然、自分の国ギリシャが、事実上は既に破産していることを知らされた。ギリシャ国民は、その驚きと怒りを政治家に向けている。しかし、怒りは自分たち自身に向けるべきだという言葉です。

全く正しい指摘とされています。ギリシャ国民は、自分たちで国を立派にするのだという主権者としての責任を果たしてこなかったと言われているんです。日本はどうか。国と地方は、行政面で対等であることを法で定めたのでございます。地方からの口出しもできます。

世界史上、デモクラシーという理念を生み出したギリシャでは考えられないことですが、国の進む方針は国会が決めることという認識で、国民としての主権者としての物言いを控えてきたからでございまして、ギリシャ民放テレビ局の経営者が、自分は所得税は払っていないと公然と自慢して見せたとも言われます。

ギリシャには昔、植民地化されていた時代から、国民最大の趣味は宗主国に対する脱税であるという言葉もあったと言われます。脱税者は英雄視された歴史があった。考えられもしないことですが、このギリシャが破綻する、実は既に破綻しているのだと言われているのですが、ギリシャが出した国債を持ち合っているユーロ圏の国々の痛みはどうなるのか。銀行はどうなるのか。またまた世界恐慌を呼び込むことにならないのか。

この世界恐慌は、ほんのわずかな世界的富裕者連には、さらに力をつけるチャンスになるのだが、その他の、ほとんど全部の人は地獄の底に落とされる。この不安でございまして。

論題から外れたことを長々と語ったと受け取られるかもしれませんが、決してそうではありません。私の一番申し上げたいことは、私たち国民の一人一人、主権者の一人一人である私たちは、日本の国を決して落ち込ませてはならない。この自分の思いを議場で発言し、議会報を通して皆さんに訴えたいのでございます。

先月、町執行部は、町内20の公民館で計画されていた平成23年度の町政座談会を終えられ

ました。この座談会に注目し、期待していた私が受けた衝撃、それは出席者が少ないこと。地方分権の時代に自発的出席者が期待されているこのとき、出席者が少ないということはなぜか。強く感じたので、町長の考えを聞くことにしたのです。

20の町内公民館に出席された方、合計763名、町内の有権者数2万448人とされていますので、出席率を計算しますと3.73141%になります。

言い方を変えて説明しますと、例えば、町行政が100人の有権者の方々に町政の現在の進みを説明します。対する皆さん方々からの質問、意見を承ります。さつま町のために御出席し、御意見をくださいと呼びかけたのだが、出席者は4人にも達しなかったという、これは極論になるかもしれませんが、そういうことになるわけです。

実際、出席された方々、そして質問された方々、さらに自分の意見を述べられた方々には、無条件で敬意を表します。問題は、会合が持たれる日時は承知していた。都合も自分にとって悪くはなかったのだが、町政に特別の関心もないので出席しなかったという方があったとすれば、こんな残念なことはありません。どうすればよいのか。

私たちは、時間をかけて町内の方々同士、地域の方々同士、さらには身近な隣人同士で互いが町内の課題であるというものについて意見を述べ合い、自分たちで解決できることには立ち向かっていく。それには、このお互いが支え合っていくというさつまの心、町を思う心、さつまの心、このソフトづくりが大事であると。

言うはやさしいが、これも簡単ではないことは判ります。しかし、努力せず放置してはならない。私は、いろいろ考えて結論に至った結果、それを町長にただしたいと思います。例えば、高齢者同士の触れ合いの試み、私もこの試みを重く受けとめています。

私たちは、まず隣人同士、いろいろ話し合いをする前提として、私たち一人一人がまず隣人に対する慈しみの心を持つこと、隣人を大事に思う気持ちを持つこと、そのさつまの心を皆が持ち合うことにより、さつま町の進む道に光が差し、その道を進むことでさつま町はまちづくりにつながり、やがて町民を幸せにすると信じます。

全町民が互いの幸せを願う心、このさつまの心を持ち合うことをさつま町のまちづくりの原点にしなければならないと信じているんです。

夢のようなことを言うと笑う方もあるかもしれない。しかし、私はそれを実行していきます。現に数人の隣人たちと何かあったら声をかけ合おう、力を合わせようと合意にも達しています。これがやがて自発的住民参加、そして共同参画を生み出す契機となるはずであり、私たちがお互いを大事にする心、それがまちづくりにつながっていく。必ずつながっていく。

町内の理解は必ず得られる。町民は、幸せになれる。そう信じて町長に質問をいたすものであります。町長、そして私の考えに対し町内の方々に理解を求める努力です。川口議員への先ほどの答弁で、地域が一体となることの重要性を強調されました。全く同じ考えです。

また、一戸一戸足を運んで説得するというような説明もあったと思いますが、さつま町民は、互いに助け合って、大事にして進むさつまの心、このソフトを強調したいわけでございます。これが1問目の質問です。

通告しております2問目に移ります。この質問は、ことし6月定例会の一般質問に取り上げております。近く長崎の親戚がさつま町に来るというので、さあ町内の珍しいところを案内しようと気負い立ったのですが、温泉プールで泳がすのはどうか、喜ぶのではないかとの思いで屋内温泉プールに足を運びました。

私の前回の質問を受けて、執行部は前向きな姿勢を示しておられる面があります。厳しい冬になると、温泉プールの外は厳しい寒さ、水着しかつけようがない子供たちは、更衣室、またはト

イレに全力で駆け込む。危ないのだがとめようがない。このプールを活用される方々の心配に暖房機設置対策をとることになったと説明を受けました。子供たちの万一、また高齢者の方々に配慮されたものと受け取り、ありがたいことであります。

今回の質問は、6月議会の分と内容は変わりません。プール活用户から聞く言葉、プール水にもう少し透明度がほしいと言われます。担当課より水質に問題はないとの回答を得ているわけですが、再度確認させてください。水質に問題はないのですか。浄化施設は十分に目的どおり機能しているのですか。この確認をさせてください。

最後に、プールが完成して20年以上経つという。町行政からプール管理の委託を受けている業者さんは、最初から変わっていないのだということですが、そこに公平な競争性は持ち込めないのか。特別な認可、技術による、技量による受託者を特定せざるを得ない理由があるのであれば説明してください。

まちづくりについての私の考え方についての町長の基本的考え、屋内温泉プールについての明確な答弁をいただければ、質問は1回にて終わるつもりでございます。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平田昇議員からの御質問の2点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、まちづくりについて、全町民が互いの幸せを願い心をつににする、これがまちづくりの原点だと信じるが、町長の見解を伺うということでございます。

これに先立ちまして、いろいろと思いを語っていただきました。確かに今の時世を見ますと、経済に対する不安と申しましょうか、非常に先行き不透明なところがございまして、閉塞感もある世の中になってきておりまして、非常に町民の皆様方においても、経済的な面、あるいは雇用の不安、いろいろあるところでございまして、こういう心情は十分推しはかっているつもりでございます。

とにかく町民の皆様方にとりましては、この住みなれた地域で生涯を通じて安心して幸せを感じながら暮らせる。そのことがやっぱり終局の願いではないかと思っているところでございますので、そういう意味でも町としまして、そのような気持ちに十分配慮する形でしっかりとこの町政運営をする必要があるというふうに考えておるところでございます。

町民の皆さん方が、やはり心をつににする。そのために、やっぱり人づくりということも先ほどございましたとおり、今回の後期基本計画、いわゆる総合振興計画の基本計画の中の一つのキーワードとしまして、この人づくりについても掲げたところでございます。

やはり人が中心にならなければ、まちづくりは進められないというふうに考えておりますので、地域とか、各種団体等におけるリーダーの育成はもとよりでございますが、高齢者の方々の、やっぱり豊かな知識、技術というのを大いに活用しながら、また、まちづくりにも生かしていく、こういったことが大事かと思っておるところでございます。

特に、先ほど申し上げられました隣人同士のきずなと申しましょうか、こういう意味では、やはり昔から培われておりますお互いの地域との結びつき、隣保共助と申しましょうか、そういうことが、やっぱり今の時代が変わろうとも、しっかりと受け継ぐ必要があるかと思っております。

さつまの心と言われましたとおり、やはりそういうことを基本に置きながら、この地域づくりというのは、進める必要があるのかと思っておるところでございます、そういう意味でも、今お互いに助け合うという心から福祉部ということも各公民会、公民館のほうにも設置をしていただくようにということで、呼びかけをいたしております。

やはりお互いに温かい心で支え合う、そのことが大事でありますので、そういうことが、やっぱり心をつなにするきっかけになろうかと思っておりますので、そういう社会の実現に向かって努力をする必要があるかと思っておりますのでございます。

全く私もそのような意見には同調していきますので、これからも町政の、先ほど申し上げました総合振興計画の大きな柱の一つの中にも人づくりということを考えておりますので、いろんな分野において、また推進をしていきたいと思っておりますのでございます。

また、町政座談会におきましても、本当に町政に対する関心というのはおありなんだろうけれども、なかなかいろんな御都合もありましょうし、そしてまたかねがねこの広報誌等にも出しております、あるいは防災行政無線等でも、いろんな必要なことについてはお知らせをしておりますので、あえて出てこられなかった面もあるかと思いますが、できたらこういう町政の重要な課題については、やっぱりしっかりと説明をして、納得をしていただく、このことが大事であるということで、この座談会も開催をしてきたわけでございますが。

先ほどあったとおり、区のそれぞれの役員の皆さん方が中心になっていたようでございますので、もっともっと町民の幅広い御出席をいただいて、町政について深く御理解と御協力をいただくと。その機会があればよかったかなと思っておりますのでございますが、この辺については、また今後も一つの大きな課題として十分受けとめながら、どのような形で浸透を図っていくかについては努力をしていきたいと思っておりますのでございます。

2点目の宮之城屋内温泉プールの管理の関係でございますが、プールの温水の透明度にちょっと問題があるというようなことでございまして、私も町民の皆さんから直接お電話が入りましたので、すぐ担当課のほうに調査をするようにということで指示をいたしました。

またあともってこの状況については、教育長のほうから答弁をいたしますけれども、あと、この管理委託の関係については、町長としての立場がございまして、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

委託方式が公正であるかということでございますが、この温泉プールの機械設備の維持管理業務、保守点検につきましては、委託業務としているわけでございますが、ポンプの維持管理業務、あるいは空調設備の保守点検、消防設備の保守点検、そしてまた自家用電気工作物の保安全管理業務、この四つの業務があるわけでございますが、すべてこれらについては50万円以下ということになっておりますので、地方自治法の施行令とか、あるいは町の契約規則の定める金額の範囲内でございますので、いわゆる随意契約で行っております。

ただ、随意契約ではございますけれども、この進め方については、委託契約の方法につきましては毎年度、町内業者とか、あるいは指名願が出してある業者などを基本にしながら、いずれも複数の業者、2社から7社、見積もりを徴収を行いまして、その結果によって、一業者を決めて委託をするということでございまして、最初から1社に決めてやっているわけではございません。いわゆる2社、7社ですね、それぞれ見積もりをとった上で、競争見積もりで決定をしているというものでございます。

そういう意味で、この自治法やら契約規則にのっとった手続を踏まえておりますので、公正さというのは十分保たれているというふうに考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

2点質問があったかと思いますが、1点目は、この濁りと衛生上の問題かと思えます。

まず、1点目についてお答えいたします。プール温水の透明度の件でございまして、先日、突

然この濁りが生じたということを聞いておりまして、調べたところ、水の濁りの原因につきましては従来、微粒子の浮遊物などによる汚濁をとるために、スイミングプール用浄化剤を使用しておりますけれども、この浄化剤を入れる箇所が破損していたため、一時的に濁りが発生したということでございます。すぐに、この箇所を修理し、浄化剤を投入いたしましたので、現在、通常に戻っているところでございます。

それから、衛生上の問題についてでございますが、水質につきましては、毎日5回、管理人による残留塩素濃度や水温などを、毎月1回は県薬剤師会による水質検査を、さらに年2回は同じく県薬剤師会によるレジオネラ菌などの検査を、こういうふうに定期的の実施しておりまして、特に異常はないということでございます。今回の濁りが出たときには、特に注意して残留塩素濃度なども検査を行ったところでございます。

なお、温泉プールでは年2回、6月と10月に全面的な温水交換、清掃を行い、また日常的な注水及び水の循環ろ過による浄化を行っております。高齢者の皆さんの水中ウォークなどによる健康・体力づくりなどの利用も多くなってきておりますので、温泉プールの利用環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

それから、次の浄化設備についてでございますけれども、6月の御質問でも若干申し上げましたが、温泉プールは、通常の水だけを使用するプールとは違いまして、その名のとおり温泉水を利用しておりまして、特に、この温泉水を多く利用する冬場につきましては、温泉成分（湯の花）なども多く入りますことから、ろ過装置への負荷も大きく、水の濁りが取れにくい面がございます。

あわせてろ過装置につきましては、建設後、先ほどございましたように、長年が経過しておりますので、その機能低下など問題がないかを本年6月に専門業者に点検調査をお願いしたところでございます。その結果につきましては、ろ過装置自体には問題ないということではありますが、ろ過装置の中のろ剤の交換を長年行っていないために、全量交換が望ましいということでもありますので、今後、浄化機能の向上に向けて交換を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。（「終わります」と発言する者あり）

〔教育長 東 修一君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

以上で平田昇議員の質問終わります。

次は、17番、新改幸一議員の発言を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

12月定例会の4番手として、通告に従いまして質問をさせていただきます。

平成23年度も3・四半期終わろうとしております。正月を迎えますと残り1・四半期で23年度も終了するわけでございます。ことし1年、農家の皆さん、どんな年だったと思われているのか、それぞれ農家の皆さん方の考え方があるんじゃないかと思っております。基幹産業、農業にとってはこんなにも気象条件に悩まされた年と、多くの農家は思っていらっしゃるんじゃないかと思うところでございます。

そういう1年の中で、通告してあります1点目でございます。畜産農家支援についてであります。ことしの米の収穫につきましては、取り入れ時期の天候不順で農家は大変苦労されました。特に、畜産農家は稲わら収穫もできずに、今でも田んぼに多くの収穫できない稲わらが残っております。粗飼料対策に苦慮されている状況下にあります。

町長を初め、執行部の皆さん方もそれぞれ地域を走り回ってみて状況がよく判っていらっしゃ

と思うんですけれども、本当にこの稲わらが悲惨な形で残っているところでございます。行政、JA連携のもと、粗飼料対策に努める必要があると思うのでございますが、行政は今後どのような指導、対策を考えておられるのか、町長の考え方をお伺いいたします。

次に、2点目でございます。水稻作付問題についてでございます。我が町は米作優良地帯で、ヒノヒカリ栽培を主に食用米生産に努力をしてきたわけでございます。近年、地球温暖化傾向もありまして、JAの指導で県民米「あきほなみ」の栽培に面積も増えてきています。

ことしだけの状況なのか、そういう結果なのか判りませんが、本年度のこの「あきほなみ」につきましては、稲穂が色づいていく流れの中に、ことしはすばらしい色目で、いい米ができたと恐らく農家の皆さん方は思っていたらよかったと思っております。そういう農家の方は多かったと思います。

ところがいざ収穫、出荷、検査を受けてみますと、胴割れ米として2等米が大変多いと聞きました。私も自分の米も出荷したときに、農協に行きまして、検査官の検査の状況も聞きながら見たところでございますが、確かに胴割れも出ておりました。

地域的な状況もあるとは思いますが、これほどに倒伏もしないで立っているのに、そして、いざ収穫してみると「あきほなみ」だけがほかの品種と違っていて、かなりの胴割れが出ています。そういうことで「あきほなみ」も2等米の比率が大きいという話を聞きました。

そういうことを聞きますと、農家の皆さん方、来年に向けて本当に不安もございます。来年に向けて原因究明をして、ある程度生産農家を安心させる必要があるんじゃないかということを考えるわけでございます。畜産と一緒にございしますが、行政、JAと連携して、どのような対策を考えておられるのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。以上で1回目の質問といたします。

〔新改 幸一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改幸一議員からの御質問の2点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、畜産農家支援について、粗飼料の稲わら対策についてでございます。稲わらにつきましては、畜産経営の維持、増頭を図るために粗飼料の確保として必要不可欠な地域資源でございます。近年、家畜伝染病の世界規模での発生もございまして、防疫上からも畜産農家自らのこの粗飼料の確保を指導をしてきているところでございます。

そのため、畜産基盤再編総合事業とか、あるいは活動火山周辺地域防災営農対策事業など、国の有利な事業を導入しながら、飼料作物収穫調製用の機械整備とか、飼料畑造成等の飼料基盤整備等に取り組みを進めてきておるところでございます。

また、平成22年度からは、新たにスタートをしました米政策によります農業者戸別所得補償制度を活用しました戦略作物助成のいわゆるWCS（発酵粗飼料）用の稲の作付とか、イタリアンライグラス等の二毛作の作付も推進をしてきているところでございます。

稲わらの取り入れ作業につきましては、作業期間が集中すること、気象条件等に大きくやっばり左右をされるところでございます。畜産農家におきましては、稲わら確保のために堆肥と耕種農家の稲わらを交換をする耕畜連携を図るなど、それぞれ努力をされてきておりますが、本年は例年になく収穫期のたび重なる降雨と高温によりまして、乾燥不足で稲わらの収穫作業というのは、非常に困難を極めておるところでございます。

議員御指摘のとおりでございます。私もあちこち回らる中で、そういうことを大変心配をいたしていたところでございます。

特に、コンバイン作業分につきましては、まだ終わらないという状況にあるようでございます。

また、こん包された稲わらの中で、ラッピングされていない稲わらは、品質低下をするというようなことをごさいますて、給与後に下痢等も発生をしているというようなことで、畜産農家においては大変御苦勞をされて、苦慮もされている状況にあることを認識をいたしております。

天候不順等によります稲わら等の確保困難な年というのは、数年置きに発生をしておりますて、予想もなかなか不可能なところがございます。

今後の稲わら確保対策としましては、収穫時期を分散をして、良質稲わらの確保を図るために、やはりWC S用の稲の団地化、それと二毛作の推進、耕畜連携助成等の農業者戸別所得補償制度の有効活用、こういったこと等によりまして畜産農家による耕畜連携と申しますか、そういう形での取り組みということも必要であろうかと思っておりますので、そういった粗飼料確保対策を推進をしまいたいと思っております。

そしてまた、やはりこの水田だけとなりますと、こういった気候にも影響されますので、やっぱり畑地を活用した飼料確保ということも当然としてあわせながら推進を図っていく必要があるかと考えているところでございます。

次に、水稻作付の問題についてでございますが、「あきほなみ」の品質低下の問題でございます。御存じのように、鹿児島県はヒノヒカリ並みの良食味を持っている、そして倒伏をしにくい、いもち病にも強いというようなことで「あきほなみ」を県民米として推進をしておるところでございますが、さつま町における平成23年産の「あきほなみ」の作付状況を見ますときに、町内水稻作付面積が1,634.89ヘクタールでございますが、そのうちに「あきほなみ」が275.7ヘクタールということで約17%を占めております。

昨年の181.59ヘクタールと比較しますと、約1.5倍の増加ということになります。町とJAにおきまして、平成25年産を34%まで目標にしようということで「あきほなみ」の作付を推進してきているところでございます。

しかしながら、11月30日現在のさつま町産の米検査の実績では、先ほどもございましたとおり、「あきほなみ」4万271袋の検査を実施をいたしまして、1等米が1万2,563袋、2等米が2万4,483袋、3等米が3,225袋ということで、約61%が2等米ということになっております。本年産のこの状況を見ます限り、25年産目標達成というのは非常に厳しい状況になったなと考えているところでございます。

なお、等級低下の原因について、関係機関に確認をいたしましたところ、今もございましたとおり、胴割れに加えまして、実の充実不足、こういった米が大半を占めているというようなことでございます。

この胴割れの原因としましては、刈り取り時期を迎えての雨による刈りおくれ、そしてまた、乾燥のし過ぎということもあると思いますが、この充実不足につきましては、天候不順で曇天による日照不足、約81%の日照であったというようなことが要因ではないかということでございます。あわせて、ごま葉枯病の発生による品質低下も見受けられたとのことでございます。

今後の対策でございますが、やはり「あきほなみ」につきましては、この適期に収穫を確実にを行うということが必要でございますので、こういう収穫適期の徹底をしてもらうということ。それからまた、水管理、肥培管理に努めていただく、圃場に応じた乾燥をしていただくようなことを再度この技連会等を通じまして、農家の皆さん方へは周知をしまいたいと思うところでございます。

なお、表数的には少ないんですけれども「はなさつま」の1等米比率というのが非常に高いわけでございますので、品種による適地性、こういったことも考慮したこの作付体系の見直しということもあわせて検討をしていく必要もあるかと思っておりますのでございます。

以上でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ここで休憩に入りたいと思います。再開は、おおむね午後１時５分とします。

休憩 午前１１時５１分

再開 午後 １時０４分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○新改 幸一議員

先ほど町長のほうから畜産農家支援についての答弁をいただいたところでございます。

まず１点、担当課長にちょっとお聞きしますが、この農家支援の稲わら対策で、振興会の役員、それからＪＡ、もちろん行政の畜産担当課含めて、稲わら対策問題についての緊急会議というものをされたものか、されていないものか、きょうまでの中で。そこあたりをちょっとお聞きします。

○農政課長（平田 孝一君）

先ほど町長のほうからありましたように、ことし、農家の皆さん方、稲わら取り入れに大変苦勞されておられると察知しておりますが、今質問にございましたように、そういった緊急的な対策会議はまだ講じておりません。

○新改 幸一議員

稲わら問題で緊急対策会議をまだやっていないということでございますけれども、私は、ここあたりが本当に危機感を持つわけでございます。今回のこの稲わら対策につきましては、我が町でもですけども、これは全国的にこの問題が大きな問題になってくるんじゃないかということ懸念しまして、管内の飼育頭数が、この１年間の中で、来年、再来年に向けてかなり減るんじゃないかということを懸念するわけでございます。

町長の答弁にもございましたように、国、県の有利な事業を導入をしながら、いろんな対策は確かにとっておられます。このことはもう全国それぞれの畜産県、畜産の地域はこういうことでの取り組みはされていらっしゃると思うんですけども。

私は郵便事業関係の仕事もしております、いろんなところに配達に行くんですが、畜産農家のところに行けば、もう本当に今回のこの稲わら対策で、ことしの切実な農家の苦しみ、精神的な疲れというのを聞きました。管内の畜産農家の男性ですけども、高校を卒業して牛飼いを始めて４２年になると。こんな年は初めてだということを言われました。もう本当に精神的に疲れるということでございました。

また、湯田地区では、ちょうど配達に行ったところが、２名の女性の方がたまたま畜産農家のところにいらっしゃいました。高齢者の方だったですけども、二人で話をされるのが、牛がかわいそうだと。もうこれだけわらがなかや、もう牛をやむかいいと思っちゃいと。購入わらをしてまでは、もう牛飼いは引き合わんと、はっきり言われました。

そういう方々が、この管内にかなり私は出てくるんじゃないかなというところを懸念するわけでございます。そういうことで、そういう話を直接聞きまして胸を打たれまして、今回のこの稲

わら対策を一般質問として上げたわけでございます。

過去においては、多頭飼育の農家の皆さん方は、国内産わらを佐賀県なり、また宮崎県なり業者から購入されまして乗り切ってきてもらっているわけでございますけれども、特にこの話を聞きますと、山崎の徳重畜産あたりは今までは佐賀県からわらをどんどん購入ができた。その佐賀県も業者によれば、わらが足りない、思うように入ってこないという、もう大変な切実な悩みでございました。大変そういう量の確保が難しいということでございます。

反対に、国内産わらが足りないということになりますと、どうしても輸入わらということになってくるわけでございますけれども、中国なりオーストラリアなり、いろいろ輸入されるわら等もあるわけでございますが、地元の輸入業者の社長の話を聞きますと、中国のほうも天候不良で、品質が悪く、なかなか量的に仕入れるのが難しいということも実際言われておりました。

特に、JA北さつまの畜産担当常務の春田常務の話では、中国産の輸入わらは、東北のほうの震災の関係で、向こうのほうのわらが全然使えないということで、東北地方のほうに、もうほとんどわらがとられている。だから九州のほうに、わらを仕入れようにも仕入れられないのが実情だという春田常務の話も聞きました。

そういうことで、本当にわらの確保ということが世界的にというか、この日本は、そういう立場に置かれているということを危惧するわけでございます。特に、輸入わらになりますと、もう私たちが一番心配いたしました口蹄疫の発生可能性というの、恐らく畜産農家は一番頭の中に入れていらっしゃるんじゃないかなということをつくづく感ずるわけでございます。

そういうところも考えますと、本当に農家はかわいそうだなということを今考えるわけでございます。特に、ことしの中国産の稲わらの実態は、平年である一つのコンテナに、あのコンテナを1本というんだそうですが、1本のコンテナに、中国の稲わらは、平年であれば乾燥したいわらが約19トンが入ってくるんだそうでございます。

しかし、ことしは、先ほど言いますように、中国のほうも天候が悪くてなかなかいいわらが収穫できないということで、1本のコンテナに21トン入ってくるんだそうです。19トンと21トンというのは何が差があるのか、相当水分が含まれているんだそうです。そういうことを春田常務は心配されておまして、この水分が多い稲わらを入れると、わらにカビが生えて、今度は牛に食わした場合に、生産牛でいきますと消化不良を牛が起こす。すると、当然受胎率が悪くなってくるということになるそうでございます。

また一方では、肥育農家の方々は、もうとにかくそういう品質の悪い稲わらでは枝肉が仕上がらないということを言われております。ですから、そういうことを考えますと、私は、このさつま町は畜産、水稻というのは基幹産業の柱でございますから、ここあたりを何とか緊急対策として、行政として農家にどういう手助けをこの1年間の中でできるものかということを考えるわけでございますが。

町長にお伺いいたしますけれども、この振興会の役員の皆さん方と協議会を立ち上げて、先ほど言いますように、なかなか全国的なわら不足、輸入わらに対してもそういう不足なんですけれども、ここあたりで何とかそういう関係者が一堂に会をもって、安心・安全な稲わら共同購入をしながら、それに対する町の助成金というのは緊急対策として打って出ることにはできないものか。町長はどんなふうにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

本年度の場合、非常に天候不順の関係で飼料の確保というのが非常に難しい状況になっているところでございますが、本当に畜産農家の皆さん方の御心労もよく判るところでございます。

とにかく緊急的な対応、先ほど今後の対応等については申し上げたとおりでございますが、当

面どういう対応ができるかということに、やっぱり畜産の関係の皆さん方の意見を把握をしていく必要があるかと思っておりますので、実態調査というんでしょうか、それをまずはやっぱり把握する必要があるかと思っておりますので、そういう話し合いの場というんですかね、早急に持ちながら、どのような手だてができるかというのはまた、今後検討していきたいと思っております。

○新改 幸一議員

緊急対策としての町の助成金というのは、まず実態調査をしてからという町長の答弁でございますから、畜産農家の、本当にこの1年間、緊急対策でございますからそこあたりをぜひ実施していただきたいと思います。

次に、この稲わらがとにかく不足しているという事態に、今後の粗飼料対策なんですけれども、もうどうしても稲わらが足りないとなりますと、畜産農家自体はそれぞれに努力をされながら、もう次の一手はどうして粗飼料を、特にイタリアンライグラス等を植えて次に備えるかということにも、農家はそれぞれに計画を立てられていると思うんですけれども。

こういうイタリアンライグラス等も、聞いてみますと輸入乾燥飼料の中でチモシーとかオーツヘイとか、オーストラリア産の、この輸入の乾燥飼料の中でも、もうキロ80円を上回って、今までからすれば、もうびっくりするような値段だそうございまして、とてもじゃない、購入してまでは食わせきらんと、もうとても引き合わんというようなことも言っておられましたけれども。

この次の一手を打つ、このイタリアンライグラスの作付推進、これに対して、もちろんさきの答弁もございましたが、イタリアンライグラスの二毛作の作付、国のそれぞれの補助もあるわけでございますが、これとは別個にさつま町独自で、このイタリアンライグラスの作付推進に対する種子代は、町で緊急的に、とにかく補助金を出しますと、とにかく畜産農家はイタリアンライグラスを植えてくださいよという、そういう種子代の補助金というのは町長、どんなものでしょうか。

ここあたりも、先ほど言われますように実態調査もですけれども、私はイタリアンライグラスの種子代助成ぐらひは、国の二毛作云々のほか別個に、やっぱり畜産地帯さつま町でございますから、私はこういうところはさつま町から発信してほしいのだからということをつくづく感じるんですが、町長はこのイタリアンライグラスの種子代の補助金は全然考えられないもんですか。

とにかく振興会の役員云々の話も聞かれるわけなんですけれども、さつま町はとにかく緊急対策、これでやるから飼育頭数は減らしてくるんなど、頑張ってくれよという流れはつくられないものでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

緊急対策としてもいろいろあるかと思いますが、イタリアンライグラスについても時期的な問題があるかと思うんです。既に刈り取りをして、もう裏作としてイタリアンライグラスをまかんにやいかんですが、ことしの場合はこういう状況で、田んぼにも入れない状況がありますので、ちょっともうまける時期が遅いと思っています。

それとまた、今からまいたにしても、これが霜にやられるということになりますので、ちょっとことしの場合、この辺が難しいのかなと思っております。

それで、先ほど申し上げましたとおり、今後の対応としては、やっぱりそういうことを想定しながら、いろんなリスク分散のあり方ということも考えながらやっぱり稲の作付、品種によってやっぱり労力配分もありますので、その辺の収穫の時期を考えて作付をするとか、そしてまたWCSの関係もありますので、そういうものの団地化とか、あるいは畑地の作付とか、いろいろ幅

広く、次の段階については技連会のほうでも、そのような推進も図っていきたいと思いますけれども。

ことしの場合、これだけ天候が悪いと、もう時期もこうしてあれですから、ちょっと難しいのかなという感じを持っております。非常に残念なことではございますけど、先ほども申し上げましたように、畜産の関係機関の皆さん方とも話をして、何を今一番せんにやいかんとかちゅうことをまた見出していきたいと思っております。

○新改 幸一議員

ただいまの答弁で、このイタリアンライグラス助成のほうもなかなか前向きにやるという答弁はいただけないわけですが、過去に旧薩摩町の南高梅の関係で晩霜が来まして、大変梅の方々も苦勞されまして緊急対策を打ったこともございます。

そういう品目ごとに打ったこともあるわけですが、とにかく畜産農家の稲わら、粗飼料対策に対する国の補助金以外に、さつま町ならではの補助金も出して畜産農家の悩みを解消していただくような対策をとっていただきたいということを要望いたします。

町長がそれぞれの看板に書いておられますように、興そうさつまの底力というのがございます。私は、まさにここに、さつまの底力を出してほしいという願いを持って、この粗飼料対策のことをお願いするところでございますが、ぜひ畜産農家のそういう悩み、振興会あたりの話を十二分聞きながら、我が町が、行政がこの1年間どういう手助けをすりゃいいのか。

さっきから出ておりますように、確かに国の、県のいろんなつなぎの補助がありますが、それはもう当たり前のことでございますから、どこの地域もするわけでございますから、さつま町ならではの底力というところを、町長が言われるそのところをぜひ検討もしていただければありがたいということで要望しておきます。

もう一点は、大きな枠組みでもございます畜産農家支援のもう一つでございますが、町長マニフェスト、牛の購買者に対する宿泊対策。私、過去に一般質問したこともあるんですけども、ここあたりの考え方というのが、あのころには財政的なことも言われましたのでそういうことで了解をいたしました。このことにつきましても畜産の春田常務と話をしますと、大変難しいと春田常務が言われました。

といいますのが、もう今、県外の購買者はほとんどが旅行会社と提携をして、航空券、宿泊セットで、とにかく安い旅費でこっちに来ると。だから、さつま町に泊まってくれと言ってもなかなかそのとおりにいくのかなというのを、春田常務はそういう話もされて、大変難しいんじゃないかということを言われました。

であれば、目先を変えて、私は町長に提言をしたいと思うんですが、そういうことができないとすれば、やっぱり畜産地域として、J A 北さつまは川内と伊佐ともう合併したわけですから、町長はこの川内、伊佐の市長さんあたりと連携をとって、この我が薩摩中央家畜市場で牛を買ってもらって、そしてトラック輸送をされる、こういうトラック輸送関係に1頭当たり300円でもいい、500円でもいい、北は北海道からいろいろあるわけですから、キロ数をそれぞれ勘案をして、そういうトラック輸送運賃助成というのを購買者に出してくれば、私は購買者がまた喜んでこの地域に入ってくるんじゃないかということも考えるんですけども。

なぜこういうことを今言うかといいますと、長崎県の壱岐地方はもう行政がそういうことをやっているわけですよ、実際。そういう話を聞きました。そういうところもあるわけですから、購買者にとにかく一人でも来ていただく。そして、一人でも多く買っていただく、いい価格で買っていただく、そういう高く牛を買っていただくような対策としてトラック輸送運賃助成あたりも。

我が町だけじゃないです、これは。ですから、川内、伊佐の市長さん、担当課と、町長がそういうトップセールスをしてそこあたりの連携をとっていく。そして、この2市1町を盛り上げていくという考え方はできないものか、町長、そこあたりの考え方はどんなふうにお持ちでしょうか。

○議長（中尾 正男議員）

新改議員、畜産農家支援という項目ではありますが、通告が稲わらの対策ということで限られていますから、通告外に当たる可能性もありますけど。

町長、考えがありましたら答弁してください。

○町長（日高 政勝君）

先ほど稲わらの緊急対策の関係もございますが、過去梅の関係とか、この畜産においても口蹄疫の発生については、事案ももうはっきりしていますのですぐ対応はできますけれども、この稲わらについては、状況というのがまだはっきりとした実態が判らんもんですから。

畜産農家の方が、何を一番求められているか、そこら辺をやっぱりしていかなないと、ただ一方的に行政がこうしますよということでは、やっぱりそこにはミスマッチが出てまいりますから、やっぱり支援をするとすると、その辺をしっかりと把握した上で考えていくと、何ができるのか。そういう意味でございますので、何も知らない、しないという意味ではございませんので。

それから、マニフェストに掲げておりました宿泊費助成ですね。これについては5月から伊佐市もまいります、競り価格については、毎月2日間できるということで、月によっては雌牛についてはもう全国一高い場合もありますが、それなりに購買者も全国からおいでいただいて非常にありがたいことだと思っております。

したがいまして、マニフェストに掲げましたとおり、できるだけたくさんの購買者がこの薩摩牛をお買い求めになっていただくような機会になればと。それとあわせて、地元にあります旅館業の皆さん方についても、それなりの効果が発揮できるということで、こういうことを考えておったわけでございます。

しかし、雌牛の保留がやっぱりなかなか難しいということがあって、これについては特に薩摩牛の産地がやっぱり維持存続をする必要があるかということで、こちらのほうに優先して、いわゆる1頭15万円ですかね、2頭を3頭にしたり、もうそっちのほうに優先した形で、こっちのほうはしばらく様子を見ようということにしておったわけではありますが、来年度は、ちょっとこれについてはやってみようかなということで担当課のほうには指示はいたしております。

ただ、実態として、先ほどありますとおり、パックでいらっしやって実際2日間の競りですから、鹿児島市に、天文館にやっぱり行って楽しまれるとか、あるいは近場でも、ゆったり館のほうやっぱりいろいろな事情からいいとか、そんなことがあって、なかなか地元の旅館にはお泊りにならないという実態もあるようでございます。しかし、一つの誘引策としての方策は来年からでもやっていきたいと思っております。

それから、輸送費の関係ですね。この辺も、毎月県外から、遠いところはやっぱり青森とか岩手とかそういうところからもお見えでありますから、あるいは沖縄とかでございますが、そういうところが大体何名ぐらいいらっしやって、距離的にどの程度の経費がかかっているか、やっぱり調査した上で、それなら仮に支援をするとするとどの程度できるのかということも、やっぱり実態を調査しながらしていけないといけないということで、研究をさせていただきたいと思っております。

○新改 幸一議員

私、畜産農家支援という大きなタイトルを持っておりますから、通告外ということになりま

すと、大変失礼いたしました。前向きにそういうことも検討していただければ大変ありがたいと思いますが、先ほど言いますように、長崎県あたりはそういうことに手がけている行政もあるわけですから、ぜひ産地を維持できるような形で要請をしておきたいと思っております。

畜産の関係については以上で終わらせていただきますが、次に、この水稻作付の関係でございます。ことしは特に天候ということに結果はなってくるところでございますが、特に、ことしの「あきほなみ」の刈り取りをされた受託組合、オペレーターの方の話を聞きますと、確かにこういう天候で、そしてまた「あきほなみ」の持っている特性なのか、田んぼでは物すごくいい形で、いい穂も出たと。

「あきほなみ」の葉っぱが青々といつまでもなっているもんだから、穂はもうでき上がっているのに、葉っぱを見てオペレーターがコンバインを入れるという流れがあって、そこあたりにオペレーターの方も、「あきほなみ」が去年から出だしてきているんですが、そういうところの刈り取り適期の問題に我々もちょっと勉強不足だったのじゃないかなということも、実は反省されていらっしゃる方もあります。

そこあたりもぜひ、データが恐らく出てくると思いますので、調査をしながらそういうところの指導もしていただきたいということを要請しておきます。

それと、先ほどの畜産の関係でも流れるには来るんですが、従来はヒノヒカリが多かったです。この「あきほなみ」をつくりますと特に株が張るもんですから、米も等級がよかりゃなおいんですけれども、畜産農家にとっては耕畜連携の中で、この「あきほなみ」の稲わらはヒノヒカリの1.5倍、畜産農家としては収穫できるそうでございまして。

ここあたり耕畜連携で、米農家もいい等級で来年は売れた、そしてまた、畜産農家も来年は本当にわらがとれたと、両方とれたという形になっていくようなことも研究・検討されながら、農家にそういうことの指導もしていただければ大変ありがたいと思っていますところでございます。

ぜひそこあたりも、先ほど答弁にありましたように、技連会あたりで十二分もんで来年度の農家の稲作に対する安心感を持たせていただくように要請をしておきたいと思います。特に、畜産の関係と米の関係を質問いたしましたけれども、基本的には、農協法にありますように、農家の所得安定と生活向上に向けて最大の奉仕をやるのは、農協でございます。

もう当然これは農協がせにゃならん一つの仕事でございますから、そういうことは農協にお願いするところでございますが、私が今言うようなことも含めて、ぜひ農協、行政、一丸となってこの地域を盛り上げていただけるように要請をいたしまして、私の質問とさせていただきます。終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、17番、新改幸一議員の質問を終わります。

次は、13番、楠木園洋一議員の発言を許します。

〔楠木園洋一議員登壇〕

○楠木園洋一議員

通告に従いまして質問いたします。

今、平成の開国とも言われる環太平洋連携協定（TPP）交渉に参加をめぐり、日本農業の変革と言われます。我が町も農業政策の転換が必要なときではないかと思えます。政策を進める上でいろいろな課題もあると思いますが、その中で、本町における水田利活用における政策について伺います。

1点目は、有害鳥獣対策について。有害鳥獣被害状況と防止対策について。

2点目、農業振興策について。水田の乾田化（暗渠排水）状況、今後の対策について。

次は、先ほどの新改議員と重なるかもしれませんが、水稻の作付状況及び水田の利活用対策、振興作物、その他の作物の今後の推進対策について。

今、新庁舎の建設は進められていますが、行財政改革をする中で施設の利活用をして農林業の活性化を進めていく考えはないか伺います。県有の遊休施設の利活用策について。県が所有する空き施設について、県と協議を進め、農林業担当部局等を配置する考えはないか伺います。

これで1回目の質問を終わります。

〔楠木園洋一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

楠木園洋一議員から出されました項目につきましてお答えをさせていただきます。

まず、有害鳥獣対策についての被害状況と防止対策についてでございます。

有害鳥獣被害状況のうち、農業関係の被害状況でございますが、平成22年度の農産物の被害状況を見てみますと、6獣類、5鳥類によりまして、被害面積が716.2ヘクタール、被害量が960.8トン、被害額4,910万1,000円という数字が報告をされております。しかしながら、この数字につきましては、現地調査を中心に農家あるいは地域の代表者からの報告とか、JAとか猟友会こういったところからの聞き取り調査をもとにして算出したものでございます。

農作物被害額におきまして、シカの関係が1,876万5,000円、イノシシの関係が1,420万7,000円ということで、これらが群を抜いておりまして、あとは小動物、タヌキとかヒヨドリ、こういうものでございます。特にシカにつきましては、年々活動範囲が広がってきているのではないかとということで対策に苦慮をしているのが現状でございます。

次に、林業関係の被害につきましては、平成20年度から22年度の3カ年の被害額を比較してみますと、タケノコにつきましては、752万円から537万円ということで減少はいたしております。ただ、針葉樹とか広葉樹の樹木につきましては、468万円から614万円ということで増加の状況にあります。タケノコの場合につきましても、イノシシによる被害がタケノコ全体の70%を占めておりまして、そのほか、樹木におきましても、シカの被害ということが86%で最も多くなっているところでございます。

次に、被害防止対策についてでありますけれども、町としましては、いつもこの問題は取り上げておりまして、各地域の座談会等でも常に出される意見として受けとめておりますので、非常に深刻な問題として何とかこの対策を強化しなければならないということでございまして、昨年度、町の鳥獣被害防止対策協議会をつくりまして、協議会を中心にしまして捕獲とか防止の両面から総合対策交付金事業に取り組んでいるところでございます。

今回もこの補正予算に出しておりますとおり、捕獲頭数は一段と増えているわけでございますが、被害としましては、先ほど報告したような状況になっております。

推進事業、いわゆるソフト事業で、狩猟免許者の講習会の受講者についても、ことし21名、免許の取得助成を新たにいたしましたところでございます。県もやっておりますけれども、町のほうでもまたこういった助成をいたしまして、狩猟免許者の数を増やしていきたいということにしておるところでございます。

そのほかには、箱わな2基の購入とか、猿の生息状況調査もやるようにしておりまして、発信器を利用したテレメトリー調査をするということでございまして、そういった警戒システムの整備を進めているところでございます。

また、来年度事業としましては、捕獲用のわなの購入の関係についてのこととか、あるいは狩猟免許保有に伴う負担軽減とか、とにかく有害鳥獣捕獲に従事をしていただく皆さん方のこうい

また、水田を活用した、いわゆる転作面積は、本年度の見込みとしまして691.2ヘクタールでございます。このうち最も多い面積というのが、やはり何も作付をしてない土地で376.2ヘクタールでございます。次に、飼料作物が181.3ヘクタール、野菜、果樹等のその他の作物は82.2ヘクタールとなっているところでございまして。

とにかく、この不作付農地に、やっぱり何らかの関係作物の栽培をしていただいて農家所得を上げるということがやっぱり大事でございます。これまで重点品目でありますカボチャとかゴボウ、里芋、こういったことを指定しながら振興を図っておりますし、この3品目で15.5ヘクタールの栽培がなされております。

中でもこのカボチャにつきましては、平成20年度に5.7ヘクタールの作付が、本年度で8.1ヘクタールということで増加はしているところでございます。そのほかのイチゴとかトマトとかキンカンとか梅、こういった振興作物の推進を行っているところでございます。

また、本年度から白ネギとジャンボインゲン、これを新たな重点品目として推進を進めておるところでございまして、集落営農を進めていただくこの地域においては共同の栽培管理をしているところもございまして、町としましても展示圃の指定を行いまして、広く町内の農家の皆さん方へ紹介しながら産地の拡大をしていきたいと思うところでございます。

とにかく利活用については、汎用化というのが一番大事でございますので、今後も引き続き取り組みをしていきたいと思っております。

あと3番目の県有施設の空き施設の有効活用でございますが、これにつきましては、本年の3月の定例会でも御質問をいただき、私の考えは申し述べているところでございます。議員から提言がございますように、虎居にあります県の旧合同庁舎を、農林業担当部門がそろい、近くには薩摩中央高校もあることから、将来的に農業の魅力発信というような機能を兼ね備えた農業総合施設としての有効活用とのことでございました。

私も当初は、あそこに町の営農センターみたいなものを集約をしながらできないかなということとで考えておりましたけれども、やはり業務を、それぞれ役場の機能を分散をするということになりますと、かえって町民の皆さん方の利便性を損なうということがございますので、やはり一点集中型と申しましうか、例えばこういう関係につきましては、町民の利便性を考えたときにやっぱり同じところにあるほうがいいんじゃないかと思って、このような形にいたしましたところでございます。

ここの利用の関係につきましても、直接、県の振興局とか、あるいは県の管財課のほうに出向きましていろいろ協議はいたしておりますけれども、なかなか県のほうとしましても具体的なものがないということでございます。一つの県政、県の刷新大綱あるいは組織機構改革、そういう県有財産の有効活用方策ということを見ますと、売却とか譲渡とかいろいろあるようでございますけれども、具体的に町としてあそこを活用するということまでは至らないところでございます。

やはり役場組織を分散化ということになりますと、やはり指揮命令系の問題とか、また事務の効率性の問題、それから初期投資とかランニングコスト、こういった経費負担というのが新たに発生をいたしますので、やはりいろんな問題が発生するというようなことでございます。今のところ、その県有施設の空き施設に機能移転をするという選択にはならないと判断をいたしているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○楠木園洋一議員

有害鳥獣対策、電気さくを、今度38件、28ヘクタールすると。この前、シンポジウムがありまして、シカは潜り込むと、電気さくはちょっと電気が弱ったりして。その場合にネット、そ

れをやっぱり一緒につけたほうがいいんじゃないかと、この前、提言されました。そのネットまでは考えられないか。電気さくだけですかね。

○町長（日高 政勝君）

確かに、今のこの電気さくが万能かといいますと、シカの場合、高さの問題とか、場所によってはもうそれを飛び越えていくとか、なかなか難しいところもあります。

それでくぐり抜けないように、例えば今、3本のものを、もっと間を狭くするとか、いろんな方策もあるようです。おっしゃるとおり、さらにまたネットで二重にするとか、いろんな方策もあるかと思います。その辺は、今までいろんな鳥獣対策をやっているところの事例がありますので、やっぱり場所によってはそういうことも必要かなと思っておるところでございます。

○楠木園洋一議員

場所によっては考えられるということですけど、この前、シカの頭数が発表されたのが、19年度1万3,200頭いるということで、目標が1,100頭のところに相当おると。もうあるところでは、トップが絶対捕獲せんともう地域の農業は成り立っていかないとって、相当危惧されているところがあって、ネットもですけど、箱わなも幾らか今度購入を考えられているということですけど。

その箱わなもいろいろ事業でつくって、貸し付けているところがあるんですよね。それで、もう町でやっぱりつくって箱わなの貸し付けがあればいいんだがなという意見があるもんですから。それで自分の田んぼがやられたから、わなの免許を取得したいち、もう有害鳥獣駆除だけを考えてんだけど、箱わなやらいろいろ借ってずいはいやり切れないなち言うんですよね。

それで、やっぱりせっかく意欲があって免許をとってやられたんだけど、やっぱりそういう方たちに協議会、猟友会を通じて箱わなをたくさん購入して設置されるような考え、町長の考えをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今、確かに銃器による捕獲については、やっぱり高齢化も進んでなかなか経費も要するというところで捕獲の効果を上げるために、今おっしゃった箱わな、それを設置をするようにということで、わなの免許も資格をとっていただくようお願いして、先ほど申し上げましたとおり、講習等についても資格取得に対しては助成もいたしてきておるわけであります。捕獲については、箱わなが非常に効果が発揮をされておるようであります。

シカ用とかイノシシ用もこの協議会のほうで設置をして、既に貸し出しておりますので、さらにそういうものができたらいいし、また、とにかく自分の畑、田んぼについては、もう荒さんように、一々猟友会に頼まなくても、そういうわなの免許をとって、わなの仕掛けをしていただくということも非常に手取り早いことじゃないかと思ってそういう推進もいたしているところでございます。

22年度も既にシカ、イノシシ用の箱わなも2基設置をし、そしてまた小動物用も5基、この協議会で対応をしておりますので、そういうやり方も既に取り組みをいたしているところでございます。

○楠木園洋一議員

そういう考えと、ある町の町長が絶対捕獲すると。もう特措法を利用して、20年から100何基貸し付けたと言われます。今度はもう、くくりわなを購入して捕獲者に貸し出す。もうそれだけやっぱり意気込みでやってもらって、とってもらわないと。

もうすぐ来るんですよ、どこの畑に出たからとってくれと。もうそれだけ回れないわけですよ。箱わなも高いもんですから。やっぱりそこを町として考えて推進してくださるように。

それと、今は猟期に入ったんですけれども、有害鳥獣やったら我々もわなとかするんだけど、今とっても売れない。また趣味でもう猟をやるっていうのも少ないもんですから、猟期に有害鳥獣としてやっぱりする考え、町長のその考えをちょっと伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

とにかく有害鳥獣対策については捕獲をするということと、そういうやっぱりえさ場をつくらないとか、いろんな方策がありますので、いろんな手だてを講じる必要があるかと思っているところで。

集落ぐるみの取り組みというのも当然必要でございます。そしてまた、今ありましたとおりいわゆる狩猟期間内の分についても何らかの報償金の対象にならないかというお話も、確かにそういう意見も聞いております。ただ、報償金を出すとき、いわゆる狩猟期間内ですから、その期間はどうこの方々がどこでとったのか、その確認をどこでするかということですよ。非常にこれ難しいと思います。

確かに、さつま町の方がさつま町内でとったんだというあかしをどこでだれがするのかということですよ。非常に難しいと思います。例えば、いろいろ考えて大量にばつと持ってこられたら、これはもう大変な報償費になるし、なかなかそこは難しいところがあります、はっきり申し上げて。

○楠木園洋一議員

それは確認が難しい。信頼関係ですね。信頼関係が第一だと思います。有害鳥獣だったらもう近くだけなんですよね。それで、猟期にもやっぱり近くでとるんだから、そこまでは信頼関係でやってほしいと。それでないと、被害が出ても、もう行けないち。

狩猟期間中は報償金をちょっと安くしてもいいんですよ。そして、やっぱり捕獲頭数をふやしていく、やっぱり意気込みですね。それはもう人間疑ったら切りがないわけですので、やっぱりそこまで考えて、証明が難しいとか、それはいろいろ担当との打ち合わせがあるんですけど、やっぱり町長は安くしてでもやるとか、そういう考えは再度ですけどないですか。

○町長（日高 政勝君）

この猟期内の捕獲についての報償金は、そういう難しさがあるもんですからどこも取り組みをしてない実態がございます。したがって、その辺のところまでやるとなると量的にもかなりのものが、どこからどこの方が来たのかと、かなり増えてくる可能性があります。

報償金というのはもう、1頭にどひことなったとき相当なやっぱり財源的な負担というのが出てまいります。いわゆる有害鳥獣の許可を出した分については、だれにどこでという確認ができますけど、なかなかこの辺は把握は難しいかと思っています。

○楠木園洋一議員

この前、うちのほうの旅館に泊まれた方が、熊本県の鳥獣保護何とか委員長という方で、夕方ちょっと会ったんですよ。そしたら、鹿児島県は生ぬるい、市町村はどうしているんだち、もう相当言われたんですよ。

それで、やっぱり猟期でもそれだけせんと、もう捕獲は進まないよ、もう魅力はなくなるよ、それだけやっぱり頑張っしてほしいち。もう3時間ほど、ちょうど私も仕事の最中だったんですけど、淡々と言われたもんですから。

難しいのは判るんです、財政負担。鳥獣保護計画をいろいろ立てるわけでしょう。とれたら、またそれをやめていけば、また変えていくわけです。それでもう猟師が意欲をなくされる、やっぱりそうやってきたら、もうさつま町でもこうこうち行政にやっぱり我々が言っていないと、町長を動かしていけということです。猟友会の方々の切々な思いだったもんですから言った

わけですが。

そこは町長の判断ということで私も言ったんですけど、財政的に難しい、証明が難しい、なるほど判るんですよ、そこは。この前のシンポジウムで言われましたけど、やっぱり捕獲をして、寄せつけない、それをやっぱりしていかないと農業振興に危惧をするち。今、もらったのを見たら全部北薩地域なんですよ、シカの被害が。やっぱりこういうのを徹底して、農業の振興に妨げにならないように要望しておきます。

次にいきますけれども、水田の汎用化、14件、いろいろされたと言われますけども、この前の監査意見書に暗渠排水の整備が実施されて基盤強化が図られていると。成果として暗渠排水が14件で、258万円ほど。

町のいきいきプランの中で、農業体制の強化と利便性の向上や水田の汎用化を実施するため、暗渠排水等の基盤整備を、よりよい補助事業を導入しながら推進とあります。その中で、その地区で中山間地域等直接支払制度なんかをやっぱりやっているわけですね。

中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全の対策の補助制度を活用して土地改良区、そしてまた、中山間地域等直接支払いのそういう事業体、それと地域と一体となって水田の汎用化を推進していく。一体となって見て、そういう考えはないか伺います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの答弁をしたとおりでございます。とにかく米作では米の値段が、このようにやっぱり厳しくなってきましたし、新たな米所得補償は出ましたけれども、やはり米にかわるような作物の振興というのは必要だということで重点3品目から5品目とか、選択しやすい作物をしながら推進を図っているわけでございます。

そのためにやっぱり水田を、何でもつくれるような状態、水稻以外にもつくれるような状態にするとするとやっぱり乾田化をする必要があるかということで、この中山間地域総合整備事業を入れて、先ほどもあったような、そういう実績がもう出ているわけですよ。

また、地域によってはもう町単も活用しながら麦とか大豆とか、あるいはソバとか、もうそういうところまでやってもらっているところもありますので、そういうところについてはやっぱり引き続き町単でもやりますし。

先ほど申し上げました、今事業をやっている、それに追加をして、地域の皆さん方がまとまってやってみようと、補助事業に乗るような面積を確保できるような形で話し合いをしてできるのであれば、これはもういいですよと言っているわけですから、できたらそういうことでも、また地元でも推進をしていただければありがたい。

私どもも当然そういう話し合いについては進めてもらいますけれども、それがまず第一かと思っております。

○楠木園洋一議員

中山間地域総合整備事業とか、町単で、やっぱりそういうので、地域でやっているち。一回暗渠排水はしているんだけど、もう詰まって、全然点検がなされてないわけです。土地改良区とか中山間地のそういう団体があるんで、それでやっぱり地域別に、一回やっぱりそういう水田を見て回らないと。

もう補助は各地域、地区で違うもんだから、やっぱりこういう地域でやっていけるように推進していくには、せつかくこういう補助制度があるから、やっぱりそういうのを出して、町が音頭をとってほしいと思います。推進していくということで了解いたしました。

次に、水田の作付状況を言われましたけれども、ヒノヒカリが多いと、ヒノヒカリが120ヘクタールですね。地域ブランド米として奥さつま米の推進を進めるとともに、低コスト稲作と循

環型農業、有機認証制度に沿った生産を推進し、こだわり米として販売に努める。

奥さつま米、これ品種なのか、地区なのか。それで、こだわり米、やっぱりどこなのか。ちょっと聞かれたとき私も判らなかつたもんですから、これどうなのか、町長の見解でいいです。

○町長（日高 政勝君）

やはり今、米の消費拡大となりますとやはり全般的に、大体一人年間120キロぐらい食していたのが、もう昔としましたら大体半分ぐらいになってしまっている。食生活の変化ということもありますが、半分ぐらい、米の消費がもう少なくなっているというようなことでございまして。

それだったら、そういう中で、全国、米を作付している中で消費者の皆さん方にどのようにやっぱり買っていただくかとなると、やっぱりこだわり米ですね。やっぱりうまい米をつくって消費者に提供するということが大事であります。安全・安心はもちろんでありますし、そういったこだわりをつくりながら、もうネーミングは当然ですし、そういうことで奥さつま米というネーミングをつくりながらJAのほうで売り出しをしているわけであります。

伊佐は伊佐米という形でやっていらっしゃるようですけれども。とにかく、これについては、それは確かに地域が奥さつま米ということで北さつま農協では売り出しをしているかと思っていますところでございます。

ヒノヒカリが品種になっているんじゃないかと思いますが、こだわり米というのが一つのそういううまい米と言っているんですかね、例えば、昔はレンゲ米という形でやりよったですけども、そういったことにこだわりながらやっぱり消費者の皆さん方に訴えて消費の拡大をしていく、購買してもらおう。そのことであるんじゃないかと思っております。

○楠木園洋一議員

生産者は自分でやっぱりこだわってつくるんですけども、おまえたちは奥さつま米ち書いてあるけれども、農協に出したら、おいどんが米になっているんじゃないか、これはどういうことかち。やっぱりそれだけこだわって生産者はつくっているのに。やっぱりそこを、もう少し協議をして、どうなのか。

販売に努めるとあるんですけど、生産者はつくる、奥さつま米と書いてある、出ていくのはおいどんが米で、これはどうなっているのかち、もう相当言われるんです。やっぱり行政としてももう少しぱっとしていかないと、もう売りは農協だから、町は奥さつま米で出す。やっぱりその矛盾があって言われるわけですよ。

そこ、やっぱり今一番言われるんです。うまい米、安心・安全。もう等級も心白があったら2等と言われますね。食べる人は心白があったほうがおいしいという人もいますね。そこで違ってくるんだがなあち、そういうことを聞くもんですから、ちょっと奥さつま米、こだわり米ということで質問したわけです。

それと、水稻部会があるんですよ。昔は収量とかいろいろで競争があったんですけど、契約栽培だけで、全然食味とか、低コスト稲作、有機認証制度、そういうのがないわけです。やっぱり行政として、いろいろと話し合っってそういうのをやっぱり進めていく。さつまはこのくらいやっぱり行政としてやっているんだち、そういうことを進めていく考えはないでしょうかね。

○町長（日高 政勝君）

いずれの農作物についても、やっぱり農家の皆さん方が精魂込めて栽培、生産をされるわけですから、やはり消費の流通に乗せるためにはやっぱりそれだけのネーミングを持ったり、こだわりを持って売り出して、やっぱり100%消費がかなうように努力をせんにゃいかんというのは、行政の立場からしても一緒だと思います。

農家所得を向上する、農家生活をやっぱり潤うものにする、それはもうJAにとっても一緒の

気持ちだと思っております。そういうことで流通の場合も農協がやっているわけですから、そういうことについてはもう一緒になっていろいろ推進はやっているわけであります。

基本的にやっぱり農業団体としての農協が、まずはやっぱり取り組みをすべきだと。それに対して行政としては、いろんな行政でできる範囲のことは一緒に協議をして進めているわけでありますから、これはもう今後も同じようなことだと思っております。

○楠木園洋一議員

努めて所得向上に向けて努力していくと、判るんですけど、農業団体と協議して取り組むと。

この前ちょっと事業仕分けの農業に対するあれが出ておまして、環境保全への支援として、農薬や化学肥料の使用を抑えた環境保全に取り組む農家などへの助成制度。町としてはそこまでは見解は難しいかもしれません。やっぱりそういう団体があるんです。そういう環境保全型の農業、いろいろあるんですけど、やっぱりそこまで助成とか、そういうことまで話し合いとか進めていく考えはないか。

○町長（日高 政勝君）

基本的には今、消費者の皆さん方というのは、農作物、いわゆる食べ物ですから、まずは安全・安心というのはやっぱり基本になっているわけでありますので、やっぱり生産者の立場に立っても、そういう消費者の意向に十分沿えるような形で生産には当たられなければならないとは思っております。

そのために野菜にしろ、米にしてもですが、あるいは牛飼いにしろ、すべてトレーサビリティを、どんな農薬を使った、いつふりましたとか、例えばどんな飼料を与えましたとか、全部記録をしているわけですよ、いつでも公開できるように。

そういう時代になっていますから、それはもう当然として環境保全型農業というのはもう昔から言われて、有機栽培とか、あるいは減農薬栽培とかいろいろやっておりますので、もうそこをそれぞれの農家の皆さん方は意識をしながらやっていただいておりますし、我々としましても、できるだけそういう安全な農薬の使用の仕方というのは、もう日ごろから技連会とかいろんな形で、各機関で取り組みを推進をしているところでありますので、これはもう全く今後も変わらないことだと思います。

○楠木園洋一議員

トレーサビリティとか有機栽培、いろいろ推進していくと言われましたけど、みんなそれぞれ違った農法でやって、せっかくいい米をつくっておいしいと言われるんだけど、出しても農協でおいどんが米、もう意欲がないと言われるもんですから、そこまで町としてやっぱり考えてほしいのと、今後のやっぱり問題と言われましたので。

次に入りますけれども。次の転作ですね。転作が691.2ヘクタールと言われましたね。それで、耕作不能耕地がやっぱり相当増えているんですよ、372.6ヘクタールということで。そこで、水田の利活用、もう今、振興作物、重点作物といろいろあるんですけども、振興作物140ぐらいあるんですよ。やっぱりその中で、いろいろ地域で違うんですよ。山間部であったり、湿田であったり、それは乾田化をすればできるんですけども。

そこで、今、産地交付金の4,000円。この4,000円も幾らになっているか、21年度の資料ですけども、140種類、4,000円。そこで、水田で収益性を向上をさせていくんですけども、振興作物は増えていくと言われましたけれども、地域に合った作物の選定、水田でその作物をつくればリスクがあるんですよ。

そこで振興していくにおいて、やっぱり助成金がちょっとあったら水田でやっぱりつくっていいうち、考えがあるんですよ。4,000円ぐらいやったらもうそのままにしておこうか。や

っぱり、つくっていった金を取ろうという意欲がないわけですね。私も一番考えているんですよ。シカの食べない収益性のあるものをいろいろ考えつかないもんですから、最終的にやっぱり町から水田利活用助成があれば、また我々も進められるんですよ。

今、うちもトウガンとかいろいろつくるんだけど棚をつくらんにやいかん。やっぱりそれだけリスクがある。それでもうカボチャも水田だったら水がたまるとか、やっぱりいろいろ言われるもんですから、やっぱり振興作物として可能なものは今、白ネギとかジャンボインゲンですか、進められているんです。

また今、高齢者クラブが菜種とか景観作物をつくっているんです。やっぱりもう高齢者に活用してもらうためにそういう振興作物として上げて助成していけば、高齢者のいろいろノウハウを持った人がいるもんですから、そこでやっぱり枠を拡大して、そういう助成金をあげていこうという考え、町長の判断を仰いでくれということでしたので、どういう考えがあるか。

○町長（日高 政勝君）

確かに今、何を進めるかと、適地適作というのがありますので、また土壌の関係とか、あるいは高地であったり平地であったりいろんな条件がありますので、とにかくそれにかなった作物をつくるというのが一番いいんですけれども。

さつま町内、そんな大きな差異はないわけでありますので、先ほど申し上げましたような重点3品目、5品目を今、推進もしていく。もう何でもかんでも補助金をやりますよという時代ではありませんので、やっぱり町として、一つの産地として、あるいはある程度の量を確保して市場に出すとなると、やっぱり重点品目を定めながらそういう市場への消費に向けていくということが大事かと思っております。

何でもかんでも助成金をやりますよという、そこまで財政的な余裕もありませんので、こういうことについては、助成金がありますよということで今、5品目をやっているわけであります。高齢者の皆さん方が余り労力的に無理のないようにということで軟弱野菜でもつくって、今、直売所もそれぞれ近くにあるわけですから、そういうところに出していただくということで。

ビニールハウス、そういうところもできるように助成金を出しているわけですから。例えば何人かででも共同でハウスでもつくって、こういった軟弱野菜をつくるとか、そういう手だてはもうやっているわけですから、そういうものを大いに活用していただければありがたいことだと思っております。

○楠木園洋一議員

大山町は少量多品目で、130品目ほどですね。町長が、これはもう変えんといかんち、やっぱり決断があったそうです。財政的負担があってもいくち。今、島根県のどこか島でしたけど、作物をたくさんつくって、あそこは魚とかを加工するということでインターネットで売り出したんだそうです。

そしたら、若者たちがこんな品物があるち、飛び込んで100名を超えるIターンがあったち。それもやっぱり定住にもなるんですけど、やっぱりそれだけ意欲を持たせて、さつま町に来たらこんなたくさんの品種があるち。この前もちょうどワラビが出たもんだから、ワラビも使うんだけれども、こっちで量がないから中国から買うと言われたもんですから。

やっぱりこういう地域、産地の特性に合った、いろいろそういうのを出して進めて、ちょうど今、資源植物の活用としてやっぱりいろんな方面に注目はあるんですよ。さつま町ならではのやっぱりこういう作物の生かし方、あるところではドクダミを栽培して乾燥して出す。

やっぱりそういうと高齢者の方々は喜んでするち。やっぱり最初の段階でリスクがあるもんだから飛び込めないわけですね。やっぱり最初、こういうステップを行政が努めてくれたら、やっ

ぱり続けていけるんじゃないから、財政的負担と言われますので、そこは要望しておきます。

もう最後に。TPPのあれで最後にまとめておられました。10年後へ大きな一歩となる、成長路線に転じる契機となると言われます。

こういうときこそ水田の利活用を推進して、米中心の農業も大事であるが、適地適作といわれるような地域の特性、またその地域に合う作物は何か作物の選定を進めて、農業で食べていける人材、地域をつくり出して、将来に向け戦略的な政策を推進して、競争力のある産業として農業の活性化を進められることを期待して、質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で楠木園議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね2時35分とします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時32分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、舟倉武則議員の発言を許します。

〔舟倉 武則議員登壇〕

○舟倉 武則議員

さきに通告しております2点についてであります。第1点、観光行政について、第2点、高齢者対策についての2点について町長にお伺いいたします。

月日の経つのは早いもので、町長に就任なされてあと1年と数カ月となりました。幸いにして健康に恵まれ、副町長を初め、職員一丸となって前向きに行政執行に鋭意努力されていることに對し、敬意を表するものであります。今後においても町政発展のため続投されるやに受けとめておりますのでお伺いするものであります。

まず、1点の観光行政についてであります。

（1）の観光プランナー事業の成果についてであります。厚生労働省の交付金事業の観光プランナー事業が来年3月で終了となるものと思いますが、この事業の実施に伴い、どのような成果が得られたものか、まずお伺いいたします。この事業は平成23年度で終了することになれば、今後において何らかの事業でこれを継続するつもりはないかお伺いいたします。

（2）の観光案内所、鉄道記念館の運営及び管理についてお伺いいたします。国鉄廃止、いわゆる宮之城線廃止から来年1月9日をもって25年となります。管理については、町の直接管理であったり観光協会への委託管理であったり、明確でかつ有効な利用になっているものか疑問に思うこともあります。

幸いにして、去る11月1日からさつま町乗合タクシー運行開始により住民の利便性は高いと思いますが、既存の民間交通機関との連携や鉄道記念館をすべての交通機関のバスターミナルの利用のための検討をされることはできないものか。それぞれの機関と話し合うことにより利用価値が高まると思いますが、いかがでしょうか。

また、鉄道記念館の建設の際の建設年月日、建設事業名、財源内訳、借入金があればその名称と償還年限について、民営化の際の国鉄の残務整理を担当した公団等の何らかの条件を締結されたものかお示しください。

例えば、これから冬場になりますと記念館玄関、フロアで、寒いのに時間待ちをされている姿を見かけます。施設の有効利用によっては、中でゆっくりバス時間待ちができ、温かい心のこもった記念館として利用できることと思います。もっともっと親しみやすい、人が集まりやすい施設として運営していくべきと思いますが、お考えをお示してください。

次に、2点の高齢者対策についてであります。

去る10月26日、総務省は2010年の国勢調査の確定により高齢化率などを発表いたしました。鹿児島県内分の発表については、10月27日に南日本新聞紙上で公表されたものによりますと、本町は郡部平均値の高齢化率の高いほうから7番目の35.4%となっており、若者の少ない町となっています。本町でも高齢者の状況調査を5月18日から7月26日まで実施されています。その調査結果をどのようにとらえておられるかお伺いします。

その次に、その高齢者に対し、特色ある対策はどのようなものがあるのかお示してください。

3番目に、高齢者のひとり暮らしの現状と、その対策はどのようになされておりますかお伺いいたします。交通事故や火災による死者の割合は非常に高く、問題となっていることは皆さん御承知のことです。幸いにして本町ではひとり暮らしの孤独死を聞いておりませんが、今後において発生することは否定できません。地域に合った施策なり、公民会を挙げての体制づくりなど、具体策を打ち立てていくべきと思いますが、お考えをお示してください。

1回目を終わります。

〔舟倉 武則議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

舟倉議員のほうから出されましたそれぞれの御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、観光行政についてでございます。観光プランナー事業のその成果についてということでございます。本町の観光振興をさらに図っていきたいということを目的に、平成22年7月から国のふるさと雇用再生特別基金事業を活用をいたしまして、観光協会への観光キャンペーン委託事業ということで、観光協会のほうで観光プランナーと観光事業推進員を採用をしていただいております。

特に新幹線全線開業に伴いまして、本町への誘客を図るということで、まず観光に係る団体、グループで組織する観光キャンペーン推進委員会を立ち上げまして、毎月検討会を開催をしながら各委員から出されました意見を実現に向けて取り組んできたところでございます。

具体的には、平成22年度におきましては、宮之城鉄道記念館前のこの観光案内板の改修を行い、そしてまた、イベント情報等のための情報看板の設置をいたしたところでございます。そのほか観光ガイドブックの作成、そして23年度におきましては観光協会のホームページや携帯版を新たに開設をいたしたところでございます。

あるいは観光ポスターの製作、町内24カ所に観光案内所の協力店の開設、また本町には結成されていなかったんですけども、新たに料飲業組合（34店）の設立をいたしまして名物料理の開発研究に取り組んでおるところでございます。また、鹿児島空港ロビー、博多駅、福岡市役所、関西かごしまファンデー、岡山駅等々での観光宣伝と特産品のPRに努めてきておりまして、県内外からの誘客などに努めておるところでございます。

お尋ねの趣旨にあります今後の観光振興について先般、観光協会の役員と意見交換の機会を持ったところでございます。そういう会の中で、こういった観光プランナーとか観光事業推進員の取り扱いをどうするかということで、協会とされましては引き続きというお願いがございました。

私どもとしましては、当初はこの事業が終わるまでということを申し上げておりましたけども、

非常に一生懸命頑張っていただきまして、本町の観光振興に大いに頑張っていただいたというような状況もございますので、そういう中で町単でどうするかということになるわけですが、私どもからも観光協会独自の、ある程度の収益事業等もいろいろ勘案をされまして、もうそういったある程度の一定の収入等で雇用の確保も図っていただくことも御検討していただきたいということも申し上げたところでございます。

いろんなイベントがございますし、Tシャツをつくったり、あるいはそのほかいろんな取り組みもあるかと思っておりますので、そういったこと等についても考えたらどうですかと、そういうことも申し上げたところでございます。観光PRのためのそういう事業収入を考えるということも考慮に入れていただきたいということにしておったところでございます。

それで、なかなか急激にはそういう収益を上げていくことは難しいことでございますので、将来的な展望としてはそういう取り組みも考えていただくということでございまして、町としまして今後も観光事業の発展には協会独自の職員確保というのはなかなか難しい面もあるというふうに考えておりますので、新たに現在、ハローワークを通じまして国の事業がいろいろあるということでございましたので、ハローワークの所長もお呼びして、課長会等でもそういう事業説明をいただいて、各課でどんなものができるかということで検討をいたしましたところ、地域雇用創造実現事業という新しい事業ができますので、そういった中で新たな雇用というのができないかということで研究をいたしているところでございます。

それにつきましても、早急に対応したにしましても平成25年度からということになりますので、その間については、例えばこの観光プランナーは別として、こういった事務的ないろんな処理をする観光事業推進員、そういう補助的な方については、町のほうでもこの間については今後の観光振興上必要だということで、何らかの対応をしていきたいと考えているところでございます。

それから、観光案内所の運営と管理についてでございます。鉄道記念館につきましては、宮之城線の営業廃止に伴いまして平成元年2月に1億600万円の事業費で、国からの転換交付金というものを1億100万円いただき建設をされたところでございます。これにつきましては、国鉄の民営化による契約的な条件はございません。

特に起債も借りておりませんので、いわゆるこの転換交付金だけを使っておりますので、10年以上も経過をしておりますし、特段の制約はないというふうに考えております。10年間は指定要件というのがございますけれども、それを経過いたしておりますので特段の指定用途にはならないと思っているところでございます。

ただ、歴史的に宮之城駅があった地でございますので、何らかのそういった機能については幾らかは残す必要があるのかなと思っておるところであります。現在ここにつきましては、いわゆる国鉄のキヨスクの売店がありました、その後の利用ということで、現在は母子寡婦福祉会の皆さん方が売店運営と、それから一部JRの定期券の販売等を行っていただいております。

施設の管理につきましては観光協会に、館内の清掃業務と観光案内所の業務というのを母子寡婦福祉会のほうにお願いし、見締め業務と一緒にトイレの清掃等の業務も委託をしているところでございます。ことしの10月からは南国交通株式会社の空港リムジンバスもここを通るといようなことでございまして、新たな発着場になっているところでございます。

そういうことや、11月からさつま町乗合タクシーの運行開始によりまして、さらに既存の交通機関、南国交通とかそういうところとの連携が図られるようになったところでございまして、いわゆるバスターミナル的な機能も発揮できるのかなと思っているところでございます。

なお、今後、さつま町の観光PRの案内とか、あるいは物産の紹介とか展示販売、交通の拠点、そういった機能も十分果たせるように充実をする必要があるかと思っているところでございます。この施設の利用につきましては、先ほどございました待合所の整備とか観光物産PRの拠点、そういうことから、今使っていただいております団体等との早急な話し合いをしながら、住民の皆さん方の非常に親しみやすい、よりどころとなるような場所にしていきたいと思うところでございます。

次の大きな項目の高齢者対策の関係でございますが、23年度ของさつま町の高齢者の状況調査結果でございます。65歳以上の方が約8,300人でございます。高齢化率は約35%台を推移しており、約3人に一人が65歳以上という、この率からいきますともう超高齢化社会ということになっております。

10月26日に総務省から発表されました国勢調査結果によりますと、全国の高齢化率というのは約23%でありますし、鹿児島県の場合が約26%ということですので、本町の高齢化率というのがいかに進行しているかというのが伺えるところでございます。平成17年と比較いたしましても、本町の総人口は減少しておりますが、高齢化率というのは逆に約1%増加をしている現状でございます。

高齢者の実態把握につきましては、毎年、民生委員さんを通じまして高齢者全員の生活状態とか健康状態について調査をしてもらっております。ことしの実態調査におきましては、ひとり暮らしの高齢者の方が約2,000人、高齢夫婦世帯が約3,100人、家族同居の方が約2,900人というふうになっております。

高齢者のみの世帯というのが、いわゆる高齢者全体の約6割を占めている状況でございます。どうしても見守りが必要とされるという方々についても約1,180人ということになっております。地区別に見ますと、高齢化率が40%を超える地区が7地区ありますが、地域の差も大きくなるようでございます。

公民会組織におきましては、高齢化率が50%を超える、いわゆる限界集落の公民会が去年は11カ所でした。ことしは13カ所となっております。こういう状況でございますので、とにかく地域全体で温かく見守って支援をしていく体制づくりというのが急務であるというふうに考えているところでございます。

本町の特色ある高齢者対策ということでございます。今後におきましても高齢化はどんどんやっぱり進行していくことが予測されますので、やはり地域で見守り、支え合っていく体制、ネットワークづくりというのが最も重要なことになってくるかと思っております。

このネットワークづくりを促進するために、在宅福祉アドバイザーの方々を設置をいたしまして、そしてまた、声かけとか、あるいは話し相手などの見守り活動、そしてまた、福祉サービスの情報提供、こういったことに取り組んでいただいております。在宅福祉アドバイザーの方については、本年度、283名の方に委嘱をいたしております。年々増加してきております。さらに育成が必要と思っているところでございます。

また、地域のネットワークづくりを具体的に進めるために、公民館または公民会組織に、先ほどから申し上げております福祉部の設置を昨年より呼びかけをいたしております。既に15地区の公民館と二つの公民会で設置をされました。公民会長さん、民生委員さん、それから在宅福祉アドバイザーの皆さん、健康づくり推進員のみなさん、こういった方を中心として地域の特色ある助け合い活動がもう既に始まっているところでございます。

見守り隊とか、あるいはおたすけ隊という名で活動が実施されている地域もございます。こういったことにつきましては、毎年、在宅福祉アドバイザーあるいは民生委員の皆さん方の合同研

修会という場がございますので、そういったところでこのようなことは紹介をして、この輪が拡大するようにお願いをいたしているところでございます。

2点目、20年度より推進しております災害時要援護者制度、本年11月末現在で607名の方が登録をされております。この登録者の情報を公民会長、民生委員、在宅福祉アドバイザーの方々へお知らせしたり、あるいは警察とか消防の関係の皆さん方が共有をしているということで、もしもの非常時の場合に、あるいは通常の場合の見守り活動、そういった場合に活用できるように推進をいたしているところでございます。

この取り組みにつきまして、東北の震災後、全国的にも急激に進んできておりますが、本町は県内でも先進的に取り組んできているものでございます。

3点目としまして、公民会の無線放送化が進んでおりますが、この放送施設に通報できる携帯型の通報機器の整備補助を昨年から実施しております。これは緊急時に近所の御協力をいただきまして、もしもの場合に迅速な対応が図られることを支援するものであります。行政連絡員とか、あるいは行政推進員の連絡会などで、さらにこの設置の促進を図られるように説明もいたしております。実績としましては、22年度に4公民会、23年度は3公民会、実施をされているところでございます。

それから次の、ひとり暮らしの現状とその対策ということでございます。ひとり暮らしの高齢者につきましては、実態としまして約2,000人おられます。日ごろの見守り活動が大変重要なことでございまして、それ以外の対策としましては給食の配達あるいは、今申し上げました緊急通報装置の設置などの福祉サービスがございます。

給食の配達サービスにつきましては、約170名の方が利用をされております。一月に5,000食を超える状態でございますが、配達の際に声かけをする取り組みもいたしております。これまで配達時に、やはり体調が悪くて救急車を呼んであげたり、あるいは家族へ連絡をしたりと、そういうヘルパーの皆さん方のお知恵もいただいているところでございますし、給食サービスの配達の方がそういうサービスをしていただいております。

緊急通報装置の設置につきましては、民間事業者と契約して24時間体制で安否確認や緊急の対応をしてもらうもので、設置の促進をしているところであります。こういったことで、高齢者の一人一人の身体の状態等によりましてサービスの向上に努めているというようなことでございます。

なお、認知症の対策につきましては、脳のすこやか塾あるいは閉じこもり予防のためのふれあいサロン、こういう育成支援、また老人福祉センターにおける園芸教室とか健康教室の開催支援ということで、多くのひとり暮らしの高齢者の方々が参加をいただいております。

特にふれあいサロンにつきましては、公民会単位を中心に増加はしてきておりますが、公民会長、民生委員、在宅支援アドバイザー等々の方々がサポートをされまして、本当に茶話会的に和やかに実施をされております。95の組織で、約3,000人の方が今、参加をされておるようでございます。

このように福祉施設とか介護関係の事業所などが本町の場合、非常に充実をしておりますので、高齢者の皆さん方は自分の健康状態に合わせて安心して毎日を過ごせるような形に連携をしているところでございますので、何らかの満足度というのがあるのかなと思っているところでございますが、さらなるまた充実については努めてまいりたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○舟倉 武則議員

観光プランナー事業の成果については、十分成果が上がったとのこととあります。引き続き町

単独での雇用は厳しい中でありますが、早期に新規事業の採択に努力されますことを願っております。

次に、観光案内所の運営の中の事業費のうち1億100万円が転換交付金であったとのことがあります。残り500万円はすべて一般財源ということですか。一般住民からの寄附金などはなかったものかお伺いいたします。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

交付金の補助残は、500万円はすべて一般財源であります。

○舟倉 武則議員

今、お伺いしたのは、寄付をしたとか、いろいろ雑的なものが入ってきますので、確認の意味で一般財源であるかということをお伺いしたところであります。

次に、指定期間が10年が過ぎますと自由に使えるわけですが、平成12年3月7日で指定用途は終了したのであります。平成24年1月9日をもって宮之城線廃止25年となります。南国交通の空港リムジンの乗り入れ、さらにはさつま町乗合タクシーの運行開始に伴い、鉄道記念館をさらに充実するために名称の変更やお客様の利便性を高める方策は考えられていないのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今の条例の中で、宮之城鉄道記念館ということで、いわゆる公の施設としての管理運営をさせていただいておるところでございます。確かに転換交付金をいただいて10年がもう過ぎておりますので、どのように使うかはまたその自治体の判断にゆだねるということになるかと思えますけれども。

やはり歴史的に鉄道の駅であったというようなことでありますので、その辺の機能は残しながらも、名称等については、さつま町の、いわゆる玄関口としての観光案内所とか、何か適当な名前を付してでもできないことはないかと思っておりますのでございます。

それはまた、ここにいらっしゃる皆さん方とか、あるいはまた、いろんな関係機関、観光協会とか、商工会とかありますので、いろいろ幅広く意見を聞きながら、適当な名前があればまたそうしてもいいんじゃないかなと思っておりますのでございます。

○舟倉 武則議員

皆さんと知恵を出し合って、さつま町の中心地でありますのでふさわしい名前を考えていただけたらと思います。

この利活用については、商工会の移転問題もあったと思いますが、これがいろいろ成功に至らなかった理由はどのようなものか。さらに、今後においてもその可能性などはないものか、商工会との話し合いなどがあったものかをお伺いいたします。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

商工会館につきましては、54年に建設されて、地震等もあつたりして傷んでいるということと、それから駐車場も狭いということで、18年の合併に当たって鉄道記念館になおりたいということでありました。そういう中で、反対の署名等もあったわけですが、その署名の内容としては観光案内所の機能を残してほしい、それから売店の機能も残してほしい、それから待合所の機能を残してほしい、バスターミナルとしての機能を残してほしいという要望の署名で、1,300人ほどの署名を持ってこられたわけですが。

それはそれとして一番の問題は、今の商工会館は土地が町から譲渡されているわけですが、そのとき商工会として使ってくださいよと、そしたら無償で譲渡しますよと。ただし、商工会として使わない場合は、町のほうに返してくださいということで、鉄道記念館になおる、または法務

局になおると、そういう話があったわけですが、そのときは更地にして返してくださいと、そして売るのは町が売るということでありまして。

そしたら商工会は財産が全然なくなる上に、それからまた法務局のほうに行けば無償の賃借料じゃなくて、ちゃんと払うものは払って借りていくということになるということで、取り下げということで商工会のほうとしてはそういう経緯がなされております。それで、今後についての検討会ということについては、商工会のほうからはまだ何も申し出がありませんので、町としては対応をしてないところでございます。

○舟倉 武則議員

今、課長からありましたように、いろいろ行き違い、考え違いがありまして、また法務局の跡地というものもありまして取り下げた経緯もあるようであります。そのような中でいろいろあったとは聞いております。商工会に行って資料をもらったらたくさんありました、その経緯が。その辺は商工会としても理解しているわけですが。

記念館は、やっぱり場所的にもさつま町の中心であります。そして、郵便局があるし、ハローワークがあるし、ひまわり館がある。人の交流の場でありまして、たくさん集まる場所でもありますので、やっぱりあそこはあのままうちよっわけにはいかんと思うんですよ。行ってみれば、お客待ちのタクシーが2台おって、6台ぐらいのスペースに朝から晩まで駐車をして動かない車がいっぱいいますよ。

中心地をもうちょっと何かみんなでいい知恵を出して、あそこをやっぱり人々が行き交う交流点にして、地場製品やいろいろなものをして生かす必要があると思います。これからの課題と思いますが、その辺をちょっと努力しながら、やっぱり活気のある記念館ということを目指してみんなで知恵を出さんといかんと思っております。これからの検討課題と思っておりますが、その辺もまたいろいろ工夫をしていただきたいと思います。

そして、先ほど町長から観光案内板の改修がなされたと答弁がありましたが、あそこはかぐや姫のモニュメントも500万円かけてつくって、電光掲示板も執行残の2,000万円を使って、ここから端末でいろいろできる利便性のあるもんだちゅうことでつくって、いんの間にかあげんして、ふたをかぶせて掲示板みたいなのでやってあります。

やっぱりちょっと民間では考えられないかと、2,000万円というお金を使ってつくって、簡単にまた電光掲示板を改修しましたじゃ、やっぱりちょっと。前の町長のころからのことから、そういうことがないように。やっぱりたくさんお金がかかっていますので、その辺もちょっと心の中にとめとっていただければと思っております。

次は、高齢者対策についてであります。この資料で高齢化率がますます上昇するにもかかわらず、地域によっては減少しているところがあります。何か理由があればお聞かせを願いたいと思います。木渋、大長、きらら、鶴田町、南川は、22年からすればぐっと下がっているわけです、高齢化率が。その辺の、何か行政施策によるものか、自然、社会的原因によるものか、ちょっとお知らせを願いたいと思います。

○福祉課長（二階堂清一君）

高齢化率が減少している地域であります、これは全く行政的な施策ということではなくて自然減といいますか、高齢者の方が亡くなって、その結果、分子が小さくなって結果として高齢化率が下がったということでもあります。

○舟倉 武則議員

自然で、亡くなってと言われりや喜ばしいことではないわけですが、数値的にはそのようなふうになっておりますので、いたし方ないことだと思っております。

高齢化対策についてであります。福祉部の設置状況ですが、年が明けますと公民館の総会準備も始まります。早目に、特に公民館において設置を強く要望されることは考えられないか、お答えください。

○町長（日高 政勝君）

福祉部の設置の関係につきましてであります。確かにもう年が明けますと総会準備ということも始まりますし、そういう時期的なものもございます。年末年始にかけまして福祉部設置の実態調査を計画をいたしておるところでございます。

この結果を、まず2月開催予定の民生委員、在宅福祉アドバイザー等の研修会で紹介をしたいと思いますので、その後もさまざまな研修会で紹介しまして、地域福祉の取り組みをさらに強く推し進めていきたいと考えているところでございます。

○舟倉 武則議員

福祉部の設置を推進していただきたいと思います。見守り隊あるいはおたすけ隊という名で活動が実施されている地域もあるようですが、戦前戦後によく使われていた向こう三軒両隣の連携で声かけグループづくりなど、お元気ですかの一声運動などはいかかがなものでしょうか。町長、伺いたいします。

○町長（日高 政勝君）

確かに御意見にありますように、こうして高齢化が進行していきますと、そういったような隣近所の向こう三軒両隣ですか、そういう意義というのは非常に深まっていくかと思っておりますので、特に地縁・血縁による支援もかなり大きいものとして存在しているところでございます。

今、民生委員とか福祉アドバイザーの皆さん方、あるいは健康づくり推進員の方々が声かけ活動もしていただいて、年々輪が広がりつつあることは非常にありがたいことでございますので、さらにこういった方々の活動というのが推進ができるように、これからもこの活動のあり方というのを支援をしていきたいと思っておりますので。

とにかくお互いに声かけ、そういうことが大事かと思っておりますので、そういうことについては連携がさらに深まるように進めてまいりたいと思っておりますので。

○舟倉 武則議員

近年、うちもですが、正月から成人祝い、七草祝い、入学、卒業祝い、そういうのはなくて隣近所が疎遠になっているわけです。もう七草は、昔は3～4件、連チャンで行ったり、卒業、入学、もういろんなお祝いがありました。子供が産まれりやお祝い、いろんなことがありました。今はそういうのがなくて、ないのがいいわけではないんですが、やっぱり今、若者が交流を嫌うというわけではありませんが、面倒くさくなってそういうことがありません。

そういうことで、隣近所、親睦を深めていくことが一番いいことだと思っております。そういうことも、私自身も啓発をしていきたいと思っております。きょう高齢者に触れたのは、私も高齢化の一員となりましたので、こういう質問を試みたところでもあります。

最後に、今後において、ひとり暮らしの高齢者はまだまだ増加することが予想されます。体も不自由になる一方で閉じこもりがちになるようです。食の配達サービスなど、食生活の充実やふれあいサロンなど、有意義な事業になっておりますので、今後も大いに住民に広くお知らせし、高齢者も毎日が楽しく生活できるよう、要望して終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、舟倉議員の質問を終わります。

次は、4番、米丸文武議員の発言を許します。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

私も通告に従いまして、まず学校の統廃合につきまして教育委員長にお伺いいたします。

さつま町立学校適正規模等検討委員会からの答申を受けて、「さつま町立小・中学校の適正化計画」の基本計画（案）を策定し、議会に対しましては、本年6月に説明され、その後、基本計画（案）に基づく地域の地区PTA、保護者、それから今後就学する子供の保護者等に説明をなされましたが、検討委員会や教育委員会は、統合することで学校が廃止となる地域住民、現在、子供たちが就学中の保護者や、これから就学する子供たちの保護者の意見をどのように集約されたのか、不満の声が多く聞かれるところであります。

学校の適正化によって統合されて児童や生徒が増え、学校が存続できる地域は賛成の方が多いことでしょうが、学校が自分たちの地域からなくなる地域の住民や保護者は、この基本計画（案）について理解や同意を得られていない方々が多いのではないかというふうに思われます。残念ながら少子化、過疎化により地域の子供たちが少なくなりました。しかし、地域の小学校、中学校は教育の歴史や地域伝統、文化の誇りの拠点であります。

元気な子供たちの声が聞こえなくなるということは、地域住民にとってこれほど寂しく、また世の中から取り残された気持ちに追い込まれてしまいます。これからの将来を担う子供たちの教育面からは統廃合もやむを得ないとも思いますが、今、学校に通っている子供の保護者、これから就学する子供を持つ保護者は、学校の近くだからと住居を構えた人、それから親を守り、祖先から引き継いだ家や田畑を守るために地域に残り、頑張って地域の学校に通わせている方々もあります。

まちの中心部から離れた地域にとって、この教育環境の変革は大変重大な問題であります。これらのことを考えますと、学校の適正化計画、基本計画は、保護者や住民が理解して同意できる計画でなければなりません。来年6月に計画の決定、公表とするスケジュールのようではありますが、これまでの説明会の中で、この基本計画（案）に対する保護者や住民の意見も聞かれたと思います。その意見等が反映された計画になっているのか確認するための調査を実施する必要があると思いますが、教育委員長の見解を伺います。

続きまして、町長に伺います。学校が統合され、地域から学校がなくなることによって、これから子供を産み育てる若者は、子育てのためにどうしても学校の近くに移り住む可能性が高くなります。ますます周辺地域は過疎、高齢化が進み、限界集落となり、これまで地域を守り、培ってきた地域伝統の維持存続と誇りや希望、活力、互助共助の精神が失われ、耕作地、山林、道路、水路などの維持管理もますますできなくなる可能性が高くなります。

このような観点から、学校の統廃合は地域の今後を方向づける重要事項であると思いますが、さつま町の発展と町民の繁栄を担う町長として、この基本計画（案）についての見解をお伺いして、1回目の質問といたします。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

委員長が欠席しておりますので、教育長でございますけどお答えさせていただきたいと思えます。今、議員の御指摘のとおり、学校は地域の皆様の心のよりどころとして大切なことは十分承知しておりますが、昨今の児童生徒数の減少や、それに伴う学校の状況を見ますとき、やはり子供たちのために何か考える必要があることから、御案内のとおり学校規模の適正化の検討が新町発足当時策定されました町総合振興計画の中に位置づけられておりまして、教育委員会としましては事の重大さから慎重を期すこととして、地域や学校の代表者、学識経験者など19名の委員

からなる学校適正規模等検討委員会を設置し、客観・公正な立場で検討・協議をしていただき答申を受領いたしました。

それを受けまして学校規模の適正化についての御理解をいただきますよう、まずその答申から知っていただくために各区公民館、各单位PTAへ1年余りかけて説明して回り、その中で意見、要望等もお聞きしました。

今回、それらの意見、要望も踏まえながら、答申の趣旨に基づく基本計画（案）を策定したところでございます。そして、答申同様に各区公民館、各单位PTAに説明をして回っており、その中で意見、要望等を聞くなどして、地域の皆様に御理解をいただくように計画的に取り組みを進めているところでありまして、今回の町政座談会にはすべての区公民館でこの基本計画（案）を町政報告事項の一つに上げていただき、町長にもいろいろ意見を聞いてもらっております。

学校の規模の適正化という大きなプロジェクトで地域に密着する件ですので、すべての区公民館、単位PTAへ、町内の学校の実情や計画策定の理念等も含めての説明会を実施しており、その中で皆さんの意見等は聞いておりまして、もちろんそれで終わりということではなく、その後に出た意見等にも耳を傾けながら、まだすべての単位PTAへ説明は済んではおりませんが、一通り済み次第改めて今後のあり方について総合的に検討したいと考えております。

決定に至るまでには御理解がいただけるよう説明等に誠心誠意努力してまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

学校再編につきましてのところで、町長への質問ということでございましたので、お答えをさせていただきます。

学校再編によります学校適正化と地域振興をどう考えるのかということでございます。私は町長としまして、さつま町の将来を展望し、また、グローバルな社会で生きていかなければならない子供たちの将来のことを考えますときに、学校適正化か地域振興かという二者択一ではなくて、双方をどうバランスをとって推進していくか、お互いに知恵を出す努力をすべきものと考えているところでございます。

そういう観点から、学校規模の適正化につきましては、平成18年に総合振興計画にその検討が位置づけられておりましたことから、教育委員会において学校適正規模等検討委員会が設置をされまして、2年間かけまして協議をしていただき答申が出され、その答申の趣旨に沿って基本計画（案）が策定をされたところでございます。

それを受けまして区の公民館とか各单位PTAへそれぞれ説明がなされまして、私も7月から行いました町政座談会でも極めて重要な課題ということで、しっかりとやっぱ町民の皆さん方に説明すべきであるということで説明の項目に取り上げ、その中でさまざまな意見をお聞きする機会があったところでございます。地域の皆さんの意見については十分お聞きしながら計画を進めていく必要があるかと考えているところでございます。

学校につきましては、歴史・伝統的に、やはり母校としての心のよりどころということでございますので、学校がなくなることについては地域の皆様方にとりまして大変心の痛いことではございます。しかし、今の子供たちの現状を見たときに、将来展望も見たときにもやはりこのままでいいのかと、見過ごしてできない状況がございますので、やむなく学校再編の状況にならざるを得ないというところがございます。

一方では、地域振興とのかかわりというものも十分ありますので、これにつきましては同じよ

うに重要な課題として受けとめております。引き続き少子化対策については、いろんな手だてを講じてきておりますけど、さらに充実を図っていくことも大事であるかと思っておりますし、若い人たちがふるさとに住んでいただくような、そういうための企業誘致とか、そういう定住促進の施策をさらに推し進める必要があると思っているところでございます。

それぞれの地域におきまして地域づくり活性化計画も策定をしていただいておりますので、さらにこの計画の充実が図れますように地域の皆さんと一緒にになりながら、魅力ある地域づくりについてはこれからも一緒に進めてやっていきたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○米丸 文武議員

まず、教育長にお伺いをいたしますが、学校適正規模等検討委員会におきまして、我々、議会全員協議会の中でも説明がありましたけども、メンバーが学識経験者、地域の代表、学校教育、PTAの関係者と、こういう方々19名で検討委員会を設置されましたと。

今のさつま町におけるそれぞれの地域の児童生徒の少ない学校、だんだん減ってきている学校、それから規模の大きい学校、盈進小が一番大きいわけですが、その中で今後の子供たちの教育のあり方ということを生懸命協議をいただいて、この答申をいただいたものだというふうに思うわけですが。

先ほど申しましたように、一方では地域が学校に対する思い、それから地域から子供たちの元気な声が聞こえないということがどんだけその地域の今後に影響するかというようなこともあります。かといって子供たちをその地域のために犠牲にするわけにはいかないというような面もありますので、私どもが今ここでどうすべきだということはなかなか言いにくいわけですので、私どもも地域の住民の方々にいろいろな意見もお伺いしているところであります。

そういう中で、この検討委員会における地域の代表の方というのは、どのような考えを持って、この検討委員会に臨まれたのか。また、PTAの関係者という方々は、どのような関係者の方々がこれに臨まれたのか。要するに、この計画に上がってきた、そういう地域の関係者の方がその中に入っておられたのかどうか。また、そういう方々は、代表として関係者の方の意見というものも踏まえてこれを持ってこられたのか。

それから、区の方々に對しましても区の住民の考え方というものをまとめて検討委員会に出席して検討されたものなのか、そこがちょっとはっきりしない面もあるもんですから、この件についてまずお伺いしたいと思うんですが、そういうような立場で出席された、参加されたんだろうと思いますが、そういうようなところはどんな構成で行われたんでしょうか。

○教育長（東 修一君）

適正規模等検討委員会の構成のメンバーでございますけれども、これにつきましては、各地域になるように旧薩摩町、それから旧鶴田町、旧宮之城町、それからそれに関するPTAとかそういう形で、旧3町が合併をしておりますので、そういう意味ではバランスをとって行政のほうでお願いをしております。

それから、おっしゃいますように、それは、その地域の意見を聞いてきてやっているのかというようなことでございますけれども、私どもはそこまで地域に下ろして、そして意見を聞いて、そして答申をつくってくださいということはお願いをしておりません。この方々に一応地域の代表として客観・公正に判断をしていただけるものと思ひましてお願いをしたところでございます。

議員のおっしゃるように学校がなくなるということにつきましては、本当に委員の方々も断腸の思いで話をされたようでございます。というのは、私は直接これには出ていないのですが、冒頭の1回、2回はもうやめようやと、この会議はやめようやというようなことも、内部の話をし

てはいけませんが、出たというふうには聞いております。

ただ、いろいろ議論をしていくうちに、やはり子供たちのことを考えれば何か対策を打たなければいけないという形で意見がまとまっていて、そしてこういう答申をいただいたと。今御質問がありますように、その委員の方々に責任があるような、その地域の意見をちゃんとまとめてきて、そしてまとめてくださいよというようなお願いはしておりませんので。

いろんな説明会の会場でも、その委員に対する責任を求めるようなあれも出ましたけど、これはもうそういう形で行政がお願いをしたわけでございまして、私どももいろいろ相談をしまして、客観・公正に判断していただける人というようなことでしておりますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

○米丸 文武議員

子供たちの今後、さつま町も全体的に子供たちの将来を考えたときに、また、この少子化を考えたときに、検討委員会ということで子供のことを中心としながら今後の対策を検討していただいたというふうに理解をいたしましたけれども。

この答申を受けて、今度21年から1年半かけて、それぞれの区公民館、それから単位PTAに説明をされて、それからこの基本計画（案）が作成されたというふうに報告されておりますが、この段階で私が聞いたところでは、皆さんが、たしかそういう話があったよなというぐらいで聞いておられるというか、感じておられるような状況でございまして、地域の方々も、何か統廃合をせんないかんような話があったよなという程度で受けとめておられるような状況でありまして、今こうしていろいろ聞いてみると。

それがもうこうして計画として出てきておりますが、この基本計画（案）をつくるのにどれぐらいの方々が真剣に地域の方々、PTAの方々の意見をお聞きになったのか、その点はどうだったんでしょうか。

○教育長（東 修一君）

先ほど平田議員のほうからの質問にもございましたけれども、私たちは、先ほど申し上げましたように、各地区の公民館、それから各単位のPTA、そして今から子供を上げられるお子さんを持たれるような保護者にも呼びかけていただきまして、そしてこっちから何日に説明会をしますよというんじゃなくて、地域の都合のいい日、単位PTAの都合のいい日ということをお願いをしまして、学校から、地域から上げていただきまして、集まっていたけるようなふうにしていただいて、できるだけ説明を聞いていただきたいということで、地域に集まっていたけるような一番いい日を選んでいただいておりますけれども、そして説明をやったわけですから。

議員もこの基本計画（案）の説明には出ておられましたのでお気づきと思いますけれども、答申の説明もすべてスライドを使いまして判りやすいように説明をしたつもりでございます。ただ、それがちゃんと理解をされてないということであれば私どもの説明の不足もあったかもしれませんけれども、できる範囲ではそのような形で一生懸命説明をして御理解をいただくように努力したつもりでございます。

○米丸 文武議員

そのようなことで、この検討委員会の答申を受けて説明がなされ、また、今の教育長の説明のとおり、地域の方々もそれぞれ都合のいいときに寄っていただいて、それから教育委員会のほうが出向いて、皆さんのお声をお聞きしながらこの計画をつくったんだという御説明だと思います。

この計画ができまして、今回改めてこの計画について説明をしていただいております。それは今回の町政座談会と同じような中で地域には説明がなされ、また、それぞれの保護者の方々には

単位PTAでも説明がなされたんだというふうに思っております。

私も1～2カ所でしたか、そういう場に立ち会いをして、皆さんの御意見というようなことでお聞かせしてもらいたいということで出席をさせていただいておるわけですが、この中に今の地域の方々からは教育の問題というよりも、地域から学校がなくなるということは本当に地域が活性化するのもどんどん失ってしまいますよと、シンボルもなくなるんだと、我々の誇りはどうしたんだと、この学校は我々がどんな気持ちでつくって今まで守ってきたんだという、そういうものが地域の方々にはあります。

ところが一方では、保護者はこれからの子供たちのことをどうしたらいいのかなと本当に迷っておられるところもあります。通学の問題でありますとか、今まで地域の皆さんと一緒に育ててきたんだけど、それを統合してどうなっていくんだろうかというのは、これはどこも、今回なくなる学校としてはあるんだろうというふうに思います。

今回の説明の中で幾つかの質問が出ておりました。その中で、特にこの点につきましては、どうしてもその方々がこういうふうな受けとめ方をされているんですね。なかなかPTAの人たちの意見を聞いてもらえない、これが決まったことなんだと、議会にも説明したんだというようなことであります。

その意見は聞いてもらってそれを検討するのかと、いや、これは皆さんの意見がまとまって、そういうことであれば検討するんだとか、それから一方では、議会全員協議会で報告されたすぐ後に新聞に掲載されたために、既にこれ決まっているんだというような感覚で皆さんが受けとめられるんですね。

教育長のほうも、これは今いろんなところで説明をしているんであって、決定ではありませんよということをおっしゃっているんですが、住民の皆さんというのはどうしても聞いてもらえるような答弁ではないと、質問をしても。この検討委員会の答申を尊重するんだというような説明であります。

そうすると、私たちがいろんなことを話をしても、結局は聞いてくれないんじゃないのかという不満というのが多く出ているんですよ。そういうことで、今回私はこうして質問をさせていただいているわけです。もう少し私たちの要望も聞いてほしいんだというものがたくさん出てきております。

中には、中学校と小学校、言えば小中一貫教育というようなことで、前に同僚議員のほうからも質問もあったと思いますが、そういうもので何とかできないのかというようなこと。それから、まだ今、児童数が、皆さんからお配りされた資料から見ても5～6人は減っていくけれども、地域によっては今よりも増えている学校もあるのに、今までこうして、それで学校を続けてきたのに、この検討で、それでもやはりしなきゃいけないのかとか、そういうようなことを言われておりました。

また、中学校においては、薩摩中のほうが、グラウンドも隣にありますし、駐車場もあります。図書室もあり、何もありというようなことで、何で鶴田に行かなきゃいけないのかな、薩摩中のことは検討されなかったのかなというようなことに対しては、どうだったか判りませんが、少ない学校が多いところに行くのが当たり前でしょうというような答弁であったというふうなことも聞いております。

いやそれはおかしいよと、やはり子供たちのこと、地域のことにしっかりと耳を傾けて聞いた上で、そして同意の上で今後の行き方というものをお互いに理解して決めていくべきであろうというふうに私は思うんですが、今度の案に対して今まで出た意見をどのように取り上げていただくお考えなのか、その点についてはいかがですか。

○教育長（東 修一君）

議員がおっしゃるように、学校にかける思いとか、その気持ちというのは私も重々判っておるわけでございます。

それから今、私の説明が決まっているというような形でお話を申し上げたというような形ですが、議会全員協議会でお話し申し上げましたときも、基本計画（案）であるということ、それから、基本的にはある程度大枠を決めていなければ、一から全部検討するんですよというような形では、もうこの案、あるいは答申、適正規模等検討委員会の設置した意味とか、そういうのはもう全然なくなるわけでございますので、そこあたりのところを判っていただくように説明をしたつもりでございますけれども。

それから、新聞へ早く出したとか、そういうことは、まず住民代表である議員の皆様に説明するのが先であろうということで説明をいたしまして、そこをしますと、これはもう新聞記者に幾ら縛りをかけましても、情報が漏れたあと、そういうのを載せても全然ニュースバリューがないということで、そうなってしまったわけでございます。それにつきましては私も非常に反省をしておりますけれども。

説明につきましては、これは決まったんじゃないと、案であると。御意見を聞かせてくださいというようなことで説明はしたつもりです。ただ、おっしゃるように根本から全部、答申からも否定するような形の話を進めていけば、これは話は進まないわけですので、そこは御理解をいただけないかなというふうに思うわけであります。

小中一貫教育とか、そういうことにつきましても、私どもがやっておりますのは、ちょっと話が長くなりますけれども、これは中一ギャップをなくするという形で町長もマニフェストに掲げてやっておるわけございまして、これはある程度の規模がないと、職員の行き来があるし、生徒の行き来があるわけでございますので、その少子化をとめるための方策ではないわけでございます。

ただ、一つの方策としてそういう意見が出ることは私ども受けとめますけれども、それに対してそうですねという回答をいたしますと、もうそういうふうに教育長は言ったというふうに言われるもんですから、一応私どもの現段階での考えはこうですということで、現段階とは言っておりませんけれども、私どもの考えはこうですということで説明をしております。

それから、基本計画（案）ですけれども、私どもはこれをいろんな意見を聞いてつくりましたので、一応聞いてみてくださいということで話をしておりますけれども、先ほど言いましたように、いろんな意見が出ております。

あえて申し上げれば再編の対象校、例えばA校とB校、この再編をA校とC校にしてもらえないとか、あるいはスケジュールとか通学手段、学区について、あるいは跡地の活用について、そういうのを全部聞いておりますので、今後、全部説明をして回ってから、また必要があればいいでしょうか、トータル的に検討しながら次の策を打っていききたいと。

基本は、当然これは御理解をいただきながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○米丸 文武議員

おっしゃることはよく理解できるわけでございますけれども、要するに今、町内でもそれぞれ私も鶴田のほうでも聞きますし、山崎のほうのこともいろんなことをお聞きします。当然そうだろうと私は思っているんです。しかしながら、今まで本当に少ない中でやってきた、これはもう統合せざるを得ないというふうに保護者の方も地域の方も納得されたところについてはそういう形を導入し進める。

しかし、もう少し地域の方々も子供たちを、やはり帰ってきて通わして生徒数欠にならないようにやっぱり取り組む、それを行政としても協力するということで、その学校の存続ということも私は一方では考えられる支援ではないのかなというふうにも思うんです。

そうしますと、やはりそこの方々の考えというものをやっぱり重視し、その方々も、こんだけ町に対しても学校を残してくれと言うんだから、じゃあ自分の子供たちなり、地域のほうへ帰ってきて学校に通ってくれる、地域に若い人をかえしてくる、また近くにおって会社に勤めている人は町内に帰ってきてもらおうとか、そういう努力をしながらでもやっていくような取り組みというのをやっぱり推進して、お互いがそういう学校を守っていくというような方法をとるのも一つの手段ではなかろうかというふうにも思うんです。

今のそういう数字を見ていきますと減っていきますから、こうせざるを得ないという、まずその感覚から来ているのが今の計画（案）であると思うんです。ですから、それをじゃあどうしていこうかということに対して、もう少し時間を見て、それから先の計画にしていけるべきところはしていけるのではないのかなというふうにも思うんですが。

26年に一応、中学校と、それから平川小学校へ移るようになっていますよね。五つの小学校が計画では一次計画になっておるようでございますが、やはりこういう方々の中には、こっちじゃ駄目だから、こっちの学校へという、先ほど申されましたけど、そういう希望もあるようにも聞いております。

やはりそういうようなことでございますので、今ここに出されているこの計画というものを、今回の説明会をされて、また、それぞれの地域の方が今一生懸命考えて皆さんで協議もされております。

それをもって、またこの計画の見直し、再検討をしていただくために、皆さん方のそういう調査をするべきではないのかなということで今回質問の事項で申し上げているわけでございますので、そういうようなお考えであるのかどうか、その点についてお答えいただきたいというふうに思います。

○教育長（東 修一君）

まず、再編につきましては、一番判りやすいのは、児童数の減少で説明をしておりますけれども、やはり今、この無限の可能性を秘めました児童生徒というのが、その能力を十分発揮しなくちゃいけないわけでございますけれども、私どもの追いつけ追い越せというような時代と違いまして、今、子供たちは、さっき町長からもございましたようにグローバルな世界で生きていかななくちゃならないわけです。

そのために学校も新教育課程とかいろんなことをやっておりまして、そのためにはやはりある程度的人数の中でディスカッションをして、いろんな価値観を戦わせてやっていく、もうその時期に来ているんじゃないかというふうに判断したのも事実です。

ただ、そういう抽象論の話をしますと、いやそれはもう自分でやっているとかと言いますけど、私どもが客観的に見た場合は、2～3人おって、こういう目当てで授業をしますよと、ちょっとそれについてみんなで議論してみなさいと言っても議論が深まらないわけです。今そういう授業の形態、問題解決型の授業という形でやっておるわけです。

昔は、私どもは、先生が言われたことをまじめに勉強して、それが大体の流行であったんですけど、今もう授業の形態等も違っているわけでございます。そういうのもあるわけでございますので、一番判りやすいのを説明をいたしました。

そういうことを含めながらいろいろ進めておりますので、おっしゃいますように出た意見につきましては、これは私どもだけじゃなくて、また町長も意見を聞いてもらっておりますので、そ

うということも含めながら総合的に検討して、聞けるところは聞いて、それが子供たちのためにいいということであればそういうのは生かしながらやっていきたいというふうに思っております。

○米丸 文武議員

スケジュールの中で、要するに来年の6月までにこの計画を決定して公表するとなっておりますが、今からいろんな意見等も聞き入れてもらったり、まだ協議もされていますから、その意見等も聞いていただくことになるでしょうが、それまでの間にそういう形が期間的にできるのかどうか、そういうことも心配をしているところなんです。

それと同時に、いったんこの基本計画というのは決まってしまうと、あくまでも計画に沿って進めるしかないというのがこれはもう事実だろうと思いますので、だから、この計画に対してやっぱり慎重にやってほしいというふうに思っておりますので、その期間的な問題もありますでしょうが、地域の皆さん方が本当にそういう思いで、保護者の皆さんの子供の立場も考えた方針について意見を聞いていただいて、その計画をまた検討していただくように、ぜひお願いしておきたいというふうに思います。

次に、町長に対して。この地域の学校における思いというのは、本当に重いものがあるんだと私は思っております。旧薩摩町においては、昭和の大合併と、大はつかんかかもしれません合併をしております。中学校の、求名、永野、明和中という学校の統合というのを昭和43年4月にしているんです。それから3分教場という形で学校教育を進めております。

45年4月に実質統合されているんですが、このときも本当に大変な議論が戦わされて、約100人の保護者やら地域の方により閉校式が中止になってしまったと。生徒が23人しか出てこなかったんだというような記録も出てきておりますし、また、始業式に対しても187人中で45人しか出席していないと。それぐらい地域の方々が学校のことに對して思いが強かった、そういうようなこともあります。

そしてまた、白紙撤回を求めて期成同盟を結成されて、議会とも町長とも物すごい議論をされたというふうな経過が出てきておりまして、相当な期間をかけて皆さん方も説得されている、それぐらいの大きなことを経験した一つの地域でもございますので。

そういうようなことも踏まえて、やはりこの問題につきましては、町長としても、ぜひ皆さん方の納得が得られて、そしてスムーズなそういう統廃合ができていくような形で進めていただくというふうなことが求められると思うんですが、その件について町長の御見解をお伺いしたいと思うんですが。

○町長（日高 政勝君）

この学校再編の関係について、本当に地域の皆さん、深い関心を持っていらっしゃることでございますので、特に町としましては教育委員会と一緒になって地域の皆さんに十分なるやっぱり説明をして御理解をいただいた上で進めるということが基本であると思って、20の公民館のほうにもそれぞれ説明に回ったところでございます。

非常に簡単にこの問題がすぐまとまるということは考えておりません。いろんな意見もやっぱり聞いて、答申が出ておりますので、そういう方向をやっぱり学校としてどうあるべきかということを中心眼に置いて考えていく必要があるかと思っております。本当、学校は残したいというのはやまやまでございますけど、ただ、これだけ生徒数が児童数が減っていきますと、本当このままでいいのかなというのが確かにございます。

学校教育の現場ということを考えますと、やはり非常に地域にとっては何とも言えないような寂しい感じもございますけれども、手をこまねいては、本当あのときに思い切ってやっておくべきだったということにもなりかねないことでございますので、いろんな意見があるというこ

とはもう承知でございます。

来年度、そういう御意見を踏まえて、さらにまた地域の皆さんと意見交換をした上で基本計画を策定をするという方向になろうかと思っておりますので、その辺は慎重に、また十分なる意見を聞いた上でやっぱり進めるということになろうかと思っております。

○米丸 文武議員

慎重にということでございますし、先ほどの平田議員の質問に対しましても、町長は住民の皆さんに納得していただくよう一生懸命御説明し、御理解いただく努力をするというようなことも言っておりますので、ぜひそういうような形で当たっていただければと思うんですが。

やはり住民の皆さんの意向というものを何らかの形でやはり生かしていただかないと、最終までやはり聞きました、検討しました、これが多いでしたというわけにはいかないです。さつま町全体の皆さんからこれに対してどうだろうということを聞いたときに、学校が統合されて、そのまま存続して大きくなっているところの方々はみんな賛成なんですよね。ほとんど賛成だと思うんですよ。

ところがなくなる方々は、少数だから、住民も少ない、生徒も少ないから、反対しながら何とか存続してもらいたいということになるんですよ。それを集めて多数決でどうだと言ったときにはどうしてもそっちが少なくなってしまうんですよ。

そうすると多くの方が望まれたんで、そういうふうになりましたということを使われてしまったら、周りにおる方々というのは本当に何もならないんですよ。そういうことをやっぱりある程度考えていただいて、そういう今後の進め方というのを検討していただきたいと思うんですが。

本当に今の段階で、流水小にしても今32人で、29年56人ですよ。生徒数が増えていつている。柏原小学校あたりは74、74ですか。永野小が33の33、中津川小では34の42、こういう形で極端に減っていつてない、横ばいでいつているような感じなんです。それを今まで教育してきているわけですから。

この時期につきましても、先ほど申しましたように、とにかく今本当に少数でまずやらないかならんところ、また住民の方も同意されて、もうそういうふうにしたほうがいいよということであるところでは、まず先にしていって、今のこの計画というものに対しても検討しますということでございますが、一次、二次計画の中でこれをよく考えていただいて、三次計画のほうのところでもまた入れていくべきだろうなと思うようなところは、そういうふうな形でやっていける可能性があるのか。

そこだけちょっと確認をさせていただいて私は質問を終わりたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（東 修一君）

今、議員のおっしゃいますように人数は確かに横ばいから増えている、個々に見れば増えているところもございますが、まず基本的な問題としまして、こういうようなのをやりますときに、理解を得られたところから進めるという方法もあるかもしれませんが、町全体と見ましたときに、あそこばっかいしてないごてうちはとか、そういうのも私どもはこの基本計画（案）のときには考えたわけです。

ですからある程度一定の基準、完全複式学級、これをまず一次計画ではやりましょうというような形で考えたわけでございまして、そういうようなことを考えましたときに、どっちがいいのか、そこあたりはまた今後御意見もお聞きしながらやっていきたいと思いますけれども、基本的には御理解を得ながら進めていくというのは、これはもう当然そうですが、ここをやってここをやらないという形でうまく町民のあれがとれるのかです。そこあたりも検討はしたいと思ってお

ります。

ただ、今出されましたようにいろんな意見は今後検討をしていきますけれども、その人数が若干増えているからということじゃなくて、ある程度一定の基準というのを設けないとこういう計画は進まないということで進めております。いわゆる完全複式か複式学級を持つ学校、そういうようなことをやっぱりトータル的に考えながらやっているというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

○米丸 文武議員

この件につきまして、私は、はいそうしますと言っていただけるかと思って最後に質問しますと言ったんですが、ちょっと先ほど聞いておって、そういうふうにしていただけるかなというふうに思っていたのよりまたちょっと逆戻りしたかなという感じがしたものですから、もう一回伺いをいたしますけれども。

そこなんですよ。さっき言ったように、答申を受けて計画をつくられましたよと、だからこの計画は住民の皆さんがもう決まっているんだというふうに受けとめられているのは、そういうことなんです。意見としてお聞きしますよということにとどまってしまうんです。

一生懸命皆さん方が今、本当に子供たちのためにいいか、統廃合でいったほうがいいんじゃないかというようなことも考えて検討されていますよね。それが今言うように、そういう皆さんの意見が、もうちょっと待ってくださいよ、私たちも児童生徒が増えるように努力して、そういうふうにならないようにしますからということがあれば、町も協力すべきでしょという話をしたわけですよ。

そういうような段階で、児童数も減っていかない、何とか今の形の中でできるのであれば、計画のそういうような変更も可能でしょうか、検討していただけるんですかと言ったら、されるといって私はそうだと思っていましたけれども、最終的には、こうしなければこっちがどうだということになってきて、これは難しいんだというふうになれば結局は聞かないのと同じなんですよ。

そこを私はただして、皆さん方の今後のこの再編についての考え方を聞きたいので、今回質問させていただいているんです。そこが一番肝心なところなんです。それについて、あくまでもこの計画にしないと、ここはしたけどここはしないということになれば、また不満が出るからということであれば、これをやるしかないんじゃないですか。そういうふうにしか理解できないですよ。そここのところについてもう一回お考えいただいて、御答弁いただきたいと思うんですが。

○教育長（東 修一君）

今、議員が申されましたおり、いろんな意見をお聞きしますので、こういう条件が整うまで待ってくれと、それにはある程度の限界はあろうかと思えますけど、そういう意見をお聞きしながら今後まとめていきたいというふうに考えております。

私の真意はそういうことであるわけですが、ある程度の線をそろえなければ御理解も得られないんじゃないかという考えを持っておりますけれども、いろんな地域の意見はお聞きしながら、その1～2年のずれとか、いや、もうやらないよとか、そういうことになりますと答申の趣旨がもうあれしませんでした。

極論を言えばそういうような状況なんです。残してくれというような意見だったものですからそれを心配して言ったんですが、今言われるような趣旨であれば、またそういう御意見は当然お聞きしながら今後検討していきます。

○米丸 文武議員

皆さん、ここにありますように、本当に小規模ながら、これまで児童もいろんな形の中で頑張

ってきておりました。中学校も本当にいろんな部活も制限があり、やりたいものもできないというようなこともありました。そのような中で、自分たちはやっぱりあれをやりたいんだけどこれしかないからということで、部活もそれに入って努力をしている生徒もたくさんおりますし、そういう生徒もこれまで卒業していつているんですよ。

そのようなことで皆さん方、生徒も、児童も、そういうふうな環境の中で育ったのを定めと思って、その中で頑張ってきたわけでございます。統合されなかったから教育程度が低かったとは思っておりませんし、それなりの教育はちゃんと受けて立派に育っていつてくれていると私は思います。

そういうようなこともございますので、本当にその統合することだけで学校の教育力が上がっていくのか、子供たちのそういうものが上がっていくのかということだけを考えていくというのは、私はちょっと問題もあるのかなと。

しかしながら、やっぱり生徒たちがたくさんの中で交流をしながら、それこそここに書いてありますように切磋琢磨してお互いに磨きをかけて能力のアップ、体力のアップそういうものを図っていくことはいいことだと思いますので、地域の方々もそれに対しては異論はないだろうと思っているんです。ただ、今あるこの体制でどうなんだろうと、本当に今までのそういう説明の中で不信感というようなものを持っておられます。

だから、地域の方々は、本当に今後の学校に対してどのような学校であってほしいんだと、自分たちもそれを守るためにこうしていくんだというようなことをしっかりとやって取り組んでいければ行政も協力して、期間的な問題についても、導入の問題についてもある程度様子を見ていく、それぐらいのものを私には十分いいんじゃないのかなという思いもするわけでございますので、このところだけしっかりとお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、4番、米丸議員の質問を終わります。

△延 会

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

明日は、午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

延会時刻 午後4時04分

平成23年第7回さつま町議会定例会

第 3 日

平成23年12月8日

平成 23 年 第 7 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 23 年 12 月 8 日（第 3 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(15) 桑 園 憲 一	1 空き家対策について (1) 最近、町内において空き家の増加が目立つ。高齢化率約 35%で、田舎に行くほど雑草が生え、荒れ放題である。平成 19 年に実施した空き家調査の結果を踏まえ、今後どのように活用する計画か、町長の考えを伺う 2 環境施設の運転管理と維持管理について (1) 今年 10 月 21 日の議会全員協議会において、旧入来町分と旧祁答院町分は薩摩川内市の直営にて処理するとの報告があったが、その後の本町の環境施設の運転管理と維持管理方法について町長の見解を伺う
2	(7) 平 八 重 光 輝	1 特定健診の受診率クリアについて (1) 国は平成 24 年度において国民健康保険組合の受診率を 65%以上と定めており、これをクリアしないと罰則も想定されるが、 ①平成 22 年度の受診率、②平成 23 年度の受診率の予測値、 ③平成 24 年度の受診率の目標値、以上 3 点について伺う 2 住宅用火災警報器の設置状況について (1) 住宅用火災警報器の設置が法律で義務付けられ、ほとんどの住宅に設置されているが、①現在の設置率、②すべての住宅への設置が達成されない場合の対策、以上 2 点について伺う

平成23年第7回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成23年12月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
環境課長 貴島晃人君	学校教育課長 山元芳彦君
企業誘致対策室長 湯下吉郎君	社会教育課長 岩元義治君
健康増進課長 村山茂樹君	建設課長 三浦広幸君
消防長 高木卓朗君	耕地林業課長 山口良一君
総務課長 紺屋一幸君	水道課長 脇黒丸猛君
財政課長 下市真義君	商工観光課長 赤崎敬一郎君
税務課長 萩原康正君	農政課長 平田孝一君
介護保険課長 中村慎一君	企画課長 湯下吉郎君
福祉課長 二階堂清一君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 6 1 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 3 議案第 6 2 号 さつま町交流館条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 3 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 6 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 議案第 7 1 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について
- 第 1 0 議案第 7 2 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 7 3 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について
- 第 1 2 議案第 7 4 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総 務 常任委員会 (第2委 員会室)	6 1 6 7	さつま町税条例等の一部改正について 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算 歳 入 10款 地方交付税 15款 県支出金（関係分） 19款 繰越金 21款 町債 歳 出 2款 総務費（関係分） 8款 土木費（関係分） 9款 消防費 第3条 地方債
文教厚生 常任委員会 (第1委 員会室)	6 2 6 7 6 8 7 1 7 2 7 3	さつま町交流館条例の一部改正について 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算 歳 入 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 16款 財産収入 20款 諸収入（関係分） 歳 出 2款 総務費（関係分） 3款 民生費 4款 衛生費 10款 教育費 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） さつま町求名交流館の指定管理者の指定について さつま町永野交流館の指定管理者の指定について さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について
建設経済 常任委員会 (議 場)	6 3 6 7	さつま町営住宅等条例の一部改正について 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算 歳 入 12款 分担金及び負担金 15款 県支出金（関係分） 20款 諸収入（関係分） 歳 出

		6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費（関係分） 第 2 条 債務負担行為
	6 9	平成 2 3 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 3 号）
	7 0	平成 2 3 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
	7 4	さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について

【参 考】

陳 情

○郵政改革法案の早期成立を求める陳情書

○株式会社ニシムタの旧宮之城中学校跡地利用に反対する陳情書

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第7回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を第2日の会議に引き続き行います。

15番、桑園憲一議員の発言を許します。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○桑園 憲一議員

おはようございます。二つの問題につきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、空き家対策についてでございますが、町内において、田舎のほうに行くほど至るところに最近空き家が目立つようになってきております。町内の高齢化率約35%、そして、若者はどんどんまちなかに住み着いて家庭を構えてしまう。平成の市町村合併は、何のメリットもない、こんなことなら合併しないほうがよかったかも、という言葉が最近住民の間から聞こえてまいります。

雑草が生えている中に、平屋の家が見えますが、近づいてみますと、戸が外れたり、屋根がわらが落ちておったり、ガラス戸が破損したり、隣の家の人に聞きますと、夏にはシロアリが飛んできたりして非常に困っていると。個人では何の対策もできないと。特に台風シーズンは、倒壊の危険や強風で屋根や戸が近所に飛んだりすると、危険度が高いし、また、ごみなどの不法投棄場所にもなりかねないというようなことをよく聞かれます。

そこで、平成19年に空き家の全町調査を実施したと思われるわけですが、その結果を踏まえて、今後どのように活用する計画か、町長の見解をお伺いいたします。

二つ目でございますが、環境施設の運転管理と維持管理についてでございます。

町長は、平成23年10月21日の議会全員協議会におかれまして、旧入来町・旧祁答院町のし尿・ごみの今後の処理について、薩摩川内市より、し尿については来年の4月から直営で処理する。ごみ処理については、1年後の平成25年度から直営に持つていくとの報告を受けて、我々議会議員に対して説明をされたわけでございますが、そうしますと、完全に両方の施設は本町単独で維持管理をしていかなければならない状況になります。

町長は、平成21年12月議会において、私の一般質問に対し、答弁の中で起債償還が終われば、薩摩川内市からの委託がなくても経営的にはやっていける。そして、施設の有効活用策を見いだすためにプラントメーカーと協議をいたしているとの答弁をされておりますが、その後、どのような検討をされたものか。施設の最高責任者としての町長の見解をお伺いします。

〔桑園 憲一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。桑園憲一議員のほうから2点ほどの御質問でございますので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、空き家対策の関係でございます。近年、本町におきましても、町内あちこちで空き家が増えている現状でございます。議員、仰せのとおりだと思っているところです。

御質問のとおり、平成19年に各公民会長の協力をいただきながら、防犯、防災及び定住対策

を目的としまして、町独自での空き家調査を実施をいたしたところでございますが、回答のあったものが719件となっております。現在、さらに増えているのではないかと考えられます。

空き家の所有者にとりましても、防犯とか防災面などにおいて、住宅の維持管理に苦勞をされている実情がございます。本町としましても、調査の結果を受けまして、関係各課において空き家の有効利用策とか、あるいは防火対策等について研究・検討を重ねてきたところでございます。

空き家に対する具体的な活用策を所有者にお伺いをしますと、やはり、持ち家という意識の関係から、家を貸すということ、あるいは手放すということに対して、財産的な価値というのがある思いから、消極的な人が多いということでございます。傷みの激しい空き家においては、補修費の負担も大きいということで、なかなか解体もされないという問題点もございます。

そういうことから、手挙げ方式によりまして、部屋を貸してもいいと、あるいは、売却もしてもいいという所有者の方と住宅を探している方、そういう双方との意思を登録をしていただきまして、その情報を提供することによって、空き家の有効活用を図る、いわゆる空き家情報バンク制度、こういったものを本年の4月に設置をいたしたところでございます。

空き家バンクにつきましては、現在までに11件の空き家登録がなされました。このうち4件の賃貸借契約と1件の売買契約が成立しております。

町のホームページ等をごらんになった町外の方、あるいは、県外含めてですが、問い合わせが増えていく傾向にございますので、今後はさらに空き家の所有者の方、あるいは、管理者の方々にこの周知を行いながら、貸してもいいとか、売ってもいいよという方たちについては、登録件数を増やして、空き家の有効利用をして、いわゆる定住促進とか、地域の人口増対策、そういう活性化につなげていければありがたいと思っているところでございます。

それから、2番目の環境施設の運転管理と維持管理についてということでございますが、薩摩川内市の入来地区と祁答院地区のごみ、あるいはし尿処理の委託につきましては、存続に向けまして、これまで薩摩川内市長と協議を重ねてきたところでございますが、薩摩川内市の汚泥再生処理センターの建設が完了するということで、いよいよ平成24年の4月から本格稼働をされるということでございます。

それに伴いまして、し尿処理については本年度末までで、この2地区につきましては、薩摩川内市のほうで処理をするということでございます。

ただし、ごみの処理につきましては、1年延長をいたしまして、平成24年度末まではこちらのほうで処理をしていくというようなことで確認をいたしました。このことにつきましては、先ほどの議会全員協議会で報告をいたしたとおりでございます。

こういうことによりまして、後々の施設の有効利用ということもございますが、隣接の公共団体におきましては、もうそれぞれ単独とか、あるいは、協同組合、いわゆる一部事務組合の中で処理をされておりますので、現在のところ一緒に処理を行うような団体というのはないわけでございますので、当分の間は、現有施設を少しでも長く利用できるようにメンテナンスを行いながら使用をするしかないと考えているところでございます。

今後の施設の運営については、現在、職員の退職者があった場合、職員を採用せずに臨時職員で対応いたしておりますが、それもそろそろ限界にきている状況にございます。現在、クリーンセンターについて、施設の運転管理を民間へ委託するように内部で検討をしておりますが、職員の任用がえによる配置転換にちょっと時間を要しております。

このことから、平成24年4月からは、プラットホームの作業については一部民間へ委託をしまして、その後、職員の退職者が出る平成26年度とか、または平成27年度をめどに施設の運転管理を民間委託できるようにしていきたいと、現在検討を進めているところでございます。以

上でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○桑園 憲一議員

まず、空き家対策について2回目の質問をさせていただきますが、その前に、インターネット上で町のホームページで紹介をして、空き家バンクの登録が11件あって、その中の4件が賃貸契約、1件が売買されておるということで報告を受けたわけですが。

やはり町長なんか郷土会、いわゆる関東、関西さつま会なんかに出席されるわけですが、そういう場においても、ふるさとの現況ということは十分説明をされると思うんですが、そういう中でも今こういう空き家があると。

こんな小さなところでも719件ということであれば、全国的には相当な数だと思うんですが、きのうも同僚議員のほうから質問があったわけですが、約8千数百人の65歳以上の高齢化社会の中で単身世帯、いわゆるひとり暮らしが2,000人を超えているという状況があるわけですが、ますます空き家が目立つようになるというのを懸念するわけですが。

いろいろ自治体でも田舎へ帰ろう、田舎へ帰って来いよ運動の取り組みをやっているようですが、ぜひ関東、関西にお出かけのときに、さつま会に出席された場合には、こういう状況であるというのも大いにPRをして、定住促進につながるような方向にいけばすばらしいんじゃないかなと考えております。

まず、県の景観形成推進事業に県内の自治体として最初にこの事業候補になったことを思い出しますが、全国的に空き家が非常に増えつつあるというのは、どこの自治体でも一緒でございます。それに基づきまして、自治体の中には、空き家等の適正管理に関する条例を制定して、住民からの相談を受けて自治体で調査をし、管理不全とみなしたときは所有者に文書で勧告、あるいは改善命令等を行うなど、踏み込んだ対策を行っている自治体があるわけでございます。

空き家等が地域において、犯罪、あるいは放火などの要因になるおそれがあるということで、我が町でもこれらの解決策に取り組んでいる先進事例をぜひ調査して、安心・安全なまちづくりを考えていただきたいと思います。このように先進事例をもとに条例制定をする考えはないか、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

出郷者の皆さん方、関東地区、関西地区、それぞれさつま会というのを結成をされまして、いろいろ情報交換とか、地元の私どもとのいろんな話をする機会がございますので、毎年お伺いしながら、ふるさとの情報等もお伝えをしているわけでございます。そういう中で、定住の関係も当然として、お話をして、できるだけ人口が増えるのと、お帰りの際は、そういった空き家もございましてよということは、まず情報提供をしまいたいと思っているところでございます。

ホームページで、いろいろ紹介をしておりますので、見られる方については、そういう情報が収集できるかと思っているところでございます。

とにかく個人財産でございますので、所有者の方々が、やっぱり売りたいとか、貸してもいいですよということがないとさきに進まないということがございますので、そういうことを前提にしながら、さらに先ほど申し上げましたような定住の促進とか、あるいは、地域がやっぱり潤うような形にできればありがたいと思っております。

今の町外の所有者の方、個人分530人に対して、いわゆる固定資産としての発送をいたしておりますので、家屋をお持ちで、そういう地主の方、県外出郷者が530名ということですから、そういう方々にも情報としてはお渡しをしているわけでございます。

それから、空き家等の適正管理に関する条例の制定の関係でございますが、総務省の平成

20年の住宅土地統計調査におきましても、議員がおっしゃるとおり、核家族や少子化とか、あるいは山間部の過疎化等を背景にいたしまして、空き家の数というのは全国で約757万戸に上っているということでございます。

20年ですから、それからしますとまだ増えているというふうに考えておりますが、757万戸、総住宅数のうち13.1%という割合になっておるようでございます。平成20年までのこの10年間に約180万戸の空き家が増加しているという状況でありますから、本当に深刻な状況になっておるようでございます。

管理不十分な空き家に対しましては、やはり不審者の出入りとか、あるいは場合によっては放火とか、防犯上の問題がありますし、災害時の危険とか、隣接住宅への環境面におけるこの悪影響、そういったことまで及ぼすおそれがありますが、国においても、今までのところの抜本的なこれに対する対処方針というんですかね、その方針的なものが出されておりませんので、議員が先ほどもおっしゃられましたとおり、近年において独自に対策に乗り出した自治体も一部に出てきております。条例を定めているというところもあるようです。

それによると、空き家等の適正管理に関する条例を制定をいたしまして、管理不十分なこの所有者に適切な措置をとるように指導とか命令を行って、最終的に応じない場合は、この所有者名を公表しますよということまでやるような厳しい内容の規定を盛り込んでおるところもありますが。

このようなことで適正管理をしていただきたいという思いはございますけれども、これは、ただ住民の個人財産になっているものですから、どこまで踏み込んでこういった条例で規制ができるかというのは、非常に難しい面もあるかと思っております。

まずは、そういうことでありますので、個人財産としてやっぱり所有者が解決すべき問題として考えまして、第一義的には、空き家に関する苦情が行政のほうに寄せられましたら、現況を確認の上に、その所有者とか管理者、そういう方々に対しては適切な対処をしていただくように要請をしてみたいと思っております。

しかしながら、先ほどからありますように、空き家の状況というのは増えつつありますし、また、実際の管理者、あるいは、所有者というのが、町外居住者、本町でも530人と申し上げましたが、そういうこともありまして、やはり一方では高齢化でそういうこともありますので、何とか先ほど申し上げましたような、貸してもいい、売ってもいいというような方々については、それなりのやっぱり対応、空き家バンク等の制度に登録をしていただく、そんな方向に取り組むを進めていきたいと思っておりますし、それに対応できない家屋につきましては、空き家対策をどうするかということについて検討をしていく必要があるかと思っております。

○桑園 憲一議員

今すぐというのは、非常に難しいかもしれんわけですが、やっぱり研究・検討を十分やっていただきまして、ぜひ前向きに進めていただきたいと思っております。

というのは、ほかの自治体でも取り組んでいるところがあるわけですので、できないということはないと思っております。ただ、人の財産というところでいろんな問題があるかもしれませんが、しかし、その近辺に現に今住んでいらっしゃる方々が、逆に今度はそういう建屋があることによって迷惑をこうむっているということを、行政の長としては十分認識を持っていただきたいと思っております。

担当課長にお伺いしますが、景観形成推進事業を進める中で、空き家がこんなに目につくわけですけど、これが景観法に基づく行為の制限あるいは規制の対象ということには触れないのか、お尋ねいたします。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいまの御質問でございますけれども、建物の所有者等が適正な管理を行わずに廃屋となつて、良好な景観を阻害とか、生活環境への影響、安全な生活への阻害ということにつきましては、個別の条例ということで、この景観法では規定がなされないということでございます。

先ほど町長の答弁でありましたように、廃屋の問題の要因、あるいは、引き起こす問題とか、あるいは原因者の法的な責任、あるいは財産権というのが絡んでまいりますので、それは個別な条例で措置をしなければならないということで、景観法とは直接は関係がございません。

○桑園 憲一議員

課税の面から税務課長にお尋ねしますが、住宅が荒廃している状況で、住めない家があるわけですが、家屋の課税、どのような取り扱いをされているのか。多分町外に居住されていらっしゃる方は、現状の把握はなかなかできないと思うんですが、課税がそのままになっている場合が多分あるんじゃないかなと思いますが、そこあたりの実態についてお伺いいたします。

○税務課長（萩原 康正君）

現在の取り扱いでは、税制上は、空き家であるということによって課税の評価自体は変わりませんので、それについては問題はないと思っております。

ただ、固定資産の変更等につきましては、納税者の申し出、あるいは申告によって取り扱っております。町外の方については、5月、1年間の納付書を発送する際に、切手不要のはがき、あるいは電話等で不明な点があればお問い合わせくださいというような通知を同封をいたしております。

申し出があれば説明を行いまして、必要があれば調査を行って、申請書等を提出をさせていただいております。ただ、廃屋になるような家屋につきましては、もう相当古い家屋だという例が多くて、家屋の評価20万円未満というような評価で、課税自体が発生していない家屋が多いようでございます。

ただ、廃屋になって朽ち果てているような家屋で、本人からの申し出があつて、撤去なり、滅失届等を出された場合につきましては、現地調査をして、その家屋そのものがもう用をなさないということで家屋の評価はもう課税台帳から消しますけれども。

今度は逆に家屋がないということで、住宅用地としてはもう用をなしていないということで、住宅用地の特例があります土地の200平方メートルまでの評価を6分の1、あるいはそれ以上の200平方メートルを超す部分については、宅地は3分の1という特例の軽減をしております部分が外れることとなりますので、今度は逆に課税上評価が上がるという事例等もあります。

現在のところでは、変更等については、納税者からの申し出によって対処をしている状況でございます。以上です。

○桑園 憲一議員

あくまでも納税者の申し出、あるいは申請待ちというようなふう to 受け取るわけですが、県外居住者は現状把握はほとんどできていない。帰って来る機会もなかなかできない。そういう形で納付書は送っていても、向こうのほうではそういう細かいところまで気がつかないというのが現状ではないかなと思います。

毎年、5月に固定資産税の納付書を発行されるわけですが、その前に毎年、公民会長、いわゆる行政連絡員、この方々を使って年1回の調査というのはやっているのか、やっていないのか、お尋ねします。

○税務課長（萩原 康正君）

家屋等の新築等の調査、家屋の状況等については、以前は公民会長を通じて調査をしていた時

代がございます。旧宮之城町時代は、そういう取り扱いをしていた時代がございます。ただし、公民会長のほうから、家屋ができたよ、倉庫ができたよという通知をすること自体を業務として控えていただけないかというような申し出があったと聞いておりまして、その時点からその毎年の調査というのは行っていないようでございます。

旧薩摩町につきましても、合併当時は、まだそういう調査を行ってございましたけれども、現在、新築の家屋等については、建築確認申請、その他税務職員が把握した状況の中で家屋の調査を行って課税をしている状況でございます。

○桑園 憲一議員

税の公平な課税を考えた場合、本人が申すまでもなく、毎年公民会長はかわったり、あるいは継続してされる方がいらっしゃるわけですが、町からはそれなりの委嘱状を出して報酬を支払っておるわけですので、前段での調査、そういうのは年1回、やっぱりすべきじゃないかなと思うわけですが。

というのは、地方税法の中には市町村長は、固定資産評価員、または固定資産評価補助員に固定資産の状況を毎年少なくとも1回実地に調査をさせなければならないという文言があるわけですが、やっぱり職員で全体を調査するというのは非常に厳しいと思います。

ですから、前段として、公民会長でできるところを調査でお手伝いをさせていただきまして、必要最小限の協力をいただくと。それをもとにして、職員が調査するというような手続をされて調査を行うというのが私はできると思うんですが、町長はどうお考えですか。見解をお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

基本的には、議員がおっしゃるとおり、地方税法に決まっているわけですから、毎年それはもう当然やるべきだと思っております。やはり課税の公平性というのがありますので。また一方では、公民会長といえども、やはり行政連絡員という形で行政のいろんな調査とか、それについては委嘱をしているわけですから、そういう面からのお願いというのはできるかと思っておりますので、今後はそのような対処でお願いをしてまいりたいと思っております。

○桑園 憲一議員

空き家が非常に増えてきて、人が住めない、そういう家なんかが今後も大分出てくると思うんですが、解体しようにも、撤去をしようにも、所有者には経済的理由によってできないという方がいると思うんですが、専門的な機関を設置するなどして、木造あるいは鉄筋づくりに対しての解体費用の上限、こういうものを定めて補助をするなりして住環境整備に取り組むという考えはないか、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

空き家の解体、撤去についての考え方でございますが、これにつきましては、所有者とか、あるいは管理者にとりましても、それなりにいろいろ御理解もいただいているかとは思っておりますけれども、やはり経済的な理由から解体、撤去ができない方も中にはいらっしゃるのではないかと考えているところでございます。

空き家の解体に関する補助制度ということにつきましては、以前、木下敬子議員からもそういう一般質問もございましたので、先ほど申し上げましたとおり、やはりいろんな問題点をはらんでおりますので、これについては、やっぱり景観の関係とか、防災上の危険防止とか、いろいろありますので、前向きに取り組みを考えていきたいと思っているところでございます。

ただ、先ほどございましたとおり、家屋を解体しますと、今度は、その土地の課税というのが出てまいりますから、税金がまた上がってくることになると、その辺については、所有者の皆さん方には、やっぱり周知をしていかないと。

その辺もありますので、なかなかこの理解を求めていくということも大事かと思っております。あわせて周知をしていきたいと思っております。

○桑園 憲一議員

ぜひこの空き家の問題につきましては、研究・検討を行って、前向きに取り組んでいただきますよう要望いたします。次に、環境施設の運転管理と維持管理についてでございますが、先ほど町長は答弁の中で、とりあえず、まずプラットホームの職員を一部民間委託するというようなことを述べられたわけでございますが。

私は、その一部だけじゃなくて、やっぱり民間へ移行していくんだったら、一緒にやっぱりプラットホームもやっていかないと、もしその運転管理を民間移行するときに、全体の施設の運営、あるいは運転管理をする業者がとった場合に、また、このプラットホームの職員をその業者が使うかというのは、ちょっと疑問に思うわけです。

運転管理を受けるところの業者は、そこまで含めて、やっぱり現場で働く人なんかを自分たちで確保しているようなふうに聞いておりますので、そこあたり十分検討していただきたいと思います。

両施設は、いわゆる燃焼物あるいは、し尿が少なくなったから一部をとめて運転ができるという施設ではございません。すべてが動力によって稼働をいたしておるわけでございますが、薩摩川内市からの委託料とか、あるいは、旧入来町・旧祁答院町の搬入手数料がなくなった場合の財源確保をどのように考えていらっしゃるのか。また、町の総合振興計画とか、あるいは過疎地域自立促進計画などへの影響はないものかをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

クリーンセンター、あるいは環境センターの委託の関係につきましては、今、鋭意研究を進めておりまして、まず第1段階として、クリーンセンターについては、そういったプラットホームの委託をしていきたいと思っております。

議員、御指摘のとおり、できたら一挙に移行というのが理想的ではございますが、ただ、ここに働く現場の職員というのは、いわゆる労働基準法の関係が適用される一般の職員とは違いますので、御存じのとおり労働協約というのがあって、簡単にはいきませんので。

そういう配置転換についてもお互いに理解をいただいた上でしていかないといけないというところがございますので、今、配置転換のほうも年々やってきてはおりますけれども、その辺の理解を求めながら、そしてまた一方では、退職者の状況を見きわめた上で、そういう民間委託を全面的な形でしていければと思っているところでございます。

薩摩川内市からの委託料がなくなる、あるいは手数料がなくなるという、結果的にはもう向こうに行きますので、それが入らなくなるわけでございます。そういうことで、財源確保の問題とか、あるいは財政的な負担によって、ほかの事務事業等に影響する、いろんな計画に影響するんじゃないかということでございますが。

この辺につきましては、確かに薩摩川内市からのごみ、あるいは、し尿の委託がなくなることによりまして、どのような影響が出るかということで今、平成23年度を基本にして試算をしてみますと、し尿処理の関係では歳入で、いわゆる受託事業収入とか、くみ取り手数料がございまして、これが約5,100万円の減額ということになります。

それから、ごみ処理におきまして、これは25年からということになりますけれども、歳入で、これも受託事業収入とか、あるいは処理手数料というのがございまして、これが約3,300万円の減額ということになります。これも入ってこない、当然のことでございますけれども、それはそういうことでございます。合わせて8,400万円の委託料等が減額になる

と、減収になるということでございます。

一方、歳出面におきましても、環境センターにおいては、この祁答院・入来分というのが収集が必要でなくなりますので、現在4台収集体制でやっておりますのを、もう3台体制でもやっていけるということでございますので、それに伴います人件費とか、必要な需用費というのが必要でなくなりますので、それらが約2,800万円の減額を見込んでおります。

また、本年度において、膜処理設備の改良修繕を実施をいたしました。これによって、毎年購入をしておりました生物膜、これが4年から5年程度もう購入しなくてもよいということで、これは基金を活用して本年度対処をいたしました。これで900万円程度は歳出が減少になるということでございます。

合わせますと3,700万円の減額になるということであります。歳出がそれだけ必要でなくなるということです。それから、クリーンセンターにおきましては、プラットホームの作業を民間へ委託をすることによって人件費の減が出てまいります。そしてまた、それに伴った必要な需用費というのがございますので、合わせましてこれが1,430万円ぐらいの減額を見込んでおります。

両施設で約5,100万円程度の歳出も減になりますので、先ほどの8,400万円の収入の分が減る分と相殺をしますと3,300万円ほど不足が生じますけれども、これについては、起債償還というのが平成23年度で1億7,100万円ございましたけれども、これが24年度になりますと8,070万円になりますので。

24年度までは結局、ごみは委託をしていただきます。結局、返済額はがくっともう落ちてきますので、それだけ財源的な余裕というのは出てくるということで、総合振興計画とか過疎地域自立促進計画にいろいろ影響するような財政負担は生じないというふうに考えているところでございます。

したがいまして、維持補修の基金を取り崩しておりますので、今後も当然として営繕をするということになりますと、必要なやっぱり基金も積み立てる必要があるかと思っております。

それと同時に、職員の退職等による民間委託等、あるいはまた清掃費というのが毎年コストが上がっておりますので、やっぱり手数料も見直しをしなければならないと思っております。そういった手数料の増収も考えますと、そんなに財政負担というのは大きくならないというふうに考えておりますので、そういった努力をしてまいりたいと思っているところでございます。

○桑園 憲一議員

総合振興計画、あるいは過疎地域自立促進計画等には影響はないということでございます。施設維持補修費にかかる経費の増大に備えて一般廃棄物施設維持補修基金の積み増しを考えていると。平成17年の合併当時、私も勤務したったわけですが、約2億円ぐらい積んどったのを記憶に持っているわけですが、それが取り崩されて、現在は7万6,821円しか残っていないのを確認をいたしておるわけですが。

やはりあれだけの大きな施設であれば、最低限でもやっぱり2億円あたりは目標に積み立てをぜひやっていただきたいと思います。どんどん老朽化しまして、もう足かけ15年になろうとしておりますので、施設の機具等が非常に傷みも早いと思います。ですから、財源の確保を十分視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。

県内の状況を、私が把握しているところで申しますと、他の団体におきましては、一般ごみと事業系ごみの手数料に差をつけてとっているところもございまして、そういうところも十分検討されて、財源の確保には当たっていただきたいと思います。

そこで財政課長にちょっとお尋ねいたしますが、ごみ・し尿の取り扱いが減少した場合、国が

らの交付税算定の中に清掃費という欄があるわけですが、こういう施設の運営等で25%のカットになるわけですが、経費的には相当単独では運営に支障を来すおそれがあるわけですが、交付税の対象として見てもらえないものかをお尋ねいたします。

○財政課長（下市 真義君）

今ございましたとおり、普通交付税について、基準財政需要額の算定の中に清掃費という項目が設けられておるわけでございますけれども、これの算定につきましては、いわゆる基礎数値といたしましては、人口と事業費補正、この事業費補正と申しますのが、公債費の償還額の割合でございます。

現在、23年度におきましては、人口が2万4,120人でございまして、それと事業費補正のほうで起債償還がございまして、合わせまして1億9,900万円ぐらいの算定になっております。この内訳を見ますと、人口で算定される分は、1億3,200万円、それと事業費補正の関係で算定されるのが6,700万円ということで、今ありましたとおり、ごみ、あるいは、し尿の事業量の割合での算定はないところでございます。

いわゆる人口と、そういった起債の償還額ということで、25年度で起債償還が終わりますので、26年度からは人口のみということで、ごみ・し尿の増減によって交付税に影響はないということでございます。

○桑園 憲一議員

本町の環境センターが運転を開始しましてから、足かけ13年、またクリーンセンターは、14年を経過いたしております。国の補助を受けて起債の借入額も返済が近いうちに終わろうとしておるわけですが、逆に施設が老朽化して、維持管理費が増大していくのはもう目に見えておるわけですが、単独の管理運営を続けていかざるを得ない状況になってきております。

そこで、できれば近隣の自治体とでの組合の再構築、あるいは将来にわたっての施設のあり方を含めて建てかえとか、そういうのが出てくるわけですが、そこあたりについて、町長はどのように考えておられるのか、最後にお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かにこの施設というのは、つくったときがもう峠でございまして、あとはもう経年劣化ということになるわけでございます。

経年劣化によりまして、維持補修費というのは年々かさんでくるわけですが、一般廃棄物処理施設の維持補修基金、これが一応取り崩しがありまして、もうわずかしかございませんので、年度末でもこれについてはまた積み立てをする計画をいたしております。

そういう突発的な事故でも発生したら、いわゆる町民の皆様方に大変ないろいろな不自由をおかけすることになりますので、その辺は十分な対応ができるように、必要な財源としては確保していきたいと思っております。

そういうことで、現有施設につきましても、少しでも長寿命化ができるような形でのメンテナンスをやったりしっかりとやっていく必要があるかと思っておりますので、その辺については十分配慮しながら努めてまいりたいと思っております。

現段階では施設の設置後、環境センターについては12年経過、クリーンセンターにつきましては14年経過という段階でございますので、まだしばらくは維持の存続ができるのではないかと考えているところでございます。

議員おっしゃるとおり、将来的には新たにこの施設の建てかえというのが当然として出てまいりますし、そしてまた、場合によっては隣接のそういう市との関係の組合化と、広域的な処理のあり方ということも研究することになってくる場合もありますので、その辺についてはまた今

後の課題として、十分いろんな面から調査・研究をしていくことになるかと思っております。

しかし、この組合化については、合併協議のときに薩摩川内市もそういう形でやりませんかというのをこちらで断った経緯もあるようでありますから、先ほどの協議をする場でも相当市長のほうではいろんな申し出をされました。こういうことがあったんですよ。おまんさあでなかや、私はもう２３年度で打ち切るつもりやったと、こんなことまで言われまして。

私は、市長とは昔から友好的な関係がありますから、そういう形で何とか御理解をいただきましたけれども、非常に厳しい関係であります。過去のことを申しますと、そんなことがあったようです。

また、伊佐市においても、平成２７年度ですかね、新しくまた汚泥再生処理施設をつくるという計画になっておるようですから、３０年ごろ稼働という計画もあるようですから、改めて組合をこのし尿の関係について結ぶということは、ちょっと難しいのかなと思っております。ただ、ごみがどうなるかは今後の課題ですけれども、そういう状況でございますが。

とにかく単独でもやっぱりつくると、やっぱりそういう長期的な視野を持って財源的な計画というのをやっぱり進めていくことも一面では大事かと思っているところでございます。これらも含めて今後いろんな角度から研究をさせていただきたいと思っております。

○桑園 憲一議員

施設が１２年、あるいは１４年と経過してきております。また、起債の償還も近いうちに終わるという形になって、非常にメンテナンスも小まめに実施しないと運転管理が難しくなるというような状況でございますので、しっかりと施設の長寿命化を図っていただいて、今後の課題としたしまして、広域的な処理の話し合いというのでも考えていただきたいと思います。

施設の運営の時点で、私が考えるわけですが、し尿が計画基準のマニュアルに達しない、いわゆる２５％ぐらい減ってまいりますので、若干今度は水質基準を守るためには、薬品等の投入で非常に予算に影響がある可能性も考えられます。あるいは、ごみ処理については、搬入量が減少すれば、今の運転管理を見直して、どういう運転管理をしたらいいのか。

毎日４時間運転、あるいは画一的に８時間運転をして４時間運転というような変則的なことも考えないと、１炉をとめて１炉運転という形になりますと、完全に炉をだめにしてしまうということを私は現職でいるときに、プラントメーカーのほうからも聞いておりますので、しっかりとそこあたりについては検討していただきたいと思います。

ちなみに、冒頭で申し上げましたが、薩摩川内市議会の議会全員協議会の１１月２８日付けの資料を私は手元にいただいておりますが、この中でしっかりともう取り扱い方針については２４年度からさつま町への委託を解消すると、汚泥再生処理センターで当局で処理すると、ごみ処理は、ごみの分別統一など調整に時間を要することから、２５年度から市で処理するということになっております。

そして、入来・祁答院地域のし尿の収集運搬業許可の申請を当町のあさくま浄化槽メンテナンスと松崎商事が出して、これに許可を与えるということで説明をしております。し尿につきましては、さつま町が１８リッターまで１２０円なんです、川内は１４０円なんです。

２０円の差があるわけですけど、この２０円の差につきましては、川内が年間約３００万円の補正をもって対応するというようなふうに議会全員協議会で説明があったそうですので、もう向こうは待ったなしの状況で、完全に切りかえていくという方向で進んでいるようです。地区コミュニティに１２月に説明会を終えて、来年の１月には地域住民への説明を周知徹底するというような情報が入っておりますので、お伝えして私の一般質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

答弁ありますか。

○町長（日高 政勝君）

今ありましたことについては、市長と十分協議して決まったことでございまして、これに基づいて市議会のほうには報告があったということでございます。

それで、今まで祁答院・入来については、先ほどありましたとおり、町内の2業者がされておりましたので、改めて薩摩川内市の業者がという話もあったんですけど、できるだけこの継続した形で町内の2業者にお願いしたいということで、こちらからも申し入れをいたしまして、そのように決定をしていただいたところでございます。

とにかく、これからごみの関係については、薩摩川内市も地元のほうに説明という段階に入っていられるようでありますけれども、そういう過程を踏まえてこういう結果になったことを御理解いただきたいと思いますと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

以上で桑園議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時35分とします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時34分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、平八重光輝議員の発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

2点についてお伺いいたします。

まず最初に、特定健診の受診率のクリアについてであります。国は、平成24年度に国民健康保険組合の被保険者で、40歳以上75歳未満の方の特定健診の受診率を65%以上と定め、これをクリアしないと後期高齢者支援金の減額、あるいは負担の増額を含む罰則を検討しております。

町長は、健康づくり推進の町を宣言され、鋭意努力されておりますが、健康に生活するための基本的なものの一つとして健康診断があります。健康診断による病気の早期発見、あるいは重篤な状態になる前の治療によって健康を回復するなど、健康で元気に暮らすための非常に大切なものであります。また、昨日の町長の答弁にありましたように、人口の自然減の減少にもなるものと思われれますが、次の3点についてお尋ねいたします。

一つ目に、平成22年度の受診率は幾らであったか、2番目に、平成23年度の現在までの受診状況と予測される受診率、3番目に、平成24年度における達成目標受診率、これは、あくまでも65%と言わなければいけないところではあります。何%から何%ぐらいというふうな範囲で結構でございます。

2番目に、住宅用火災警報器の設置状況についてであります。

平成16年に消防法が改正され、既存の住宅を含め、すべての住宅を対象に火災警報器の設置が義務づけられました。各市町村においても条例に基づき平成23年6月までに設置されるようになっておりますが、一つに、現在の我が町の設置率は幾らぐらいあるのか。2番目に、全家庭

に設置する必要があるわけでありますが、１００％が達成されていない状況ではあると思いますが、その対策をどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平八重光輝議員からの２点にわたります質問にお答えをさせていただきます。

まず、特定健診の受診率についての御質問でございますが、平成１８年度の医療制度改革に伴いまして、以前の基本健康診査にかえまして、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病に注目した特定健診が、市町村国保などの各保険者に義務づけられたところでございます。また、厚生労働省におきましては、そのような各保険者に対しまして、特定健診の受診率の目標を定め、市町村の国民健康保険に対しましては、受診率目標を６５％と定めたところでございます。

なお、この目標の達成状況により、後期高齢者医療制度に対する支援金を１０％の範囲内で増減すると言われているのですが、詳細についてはどのように具体的にされるのか、まだ示されておりません。この場合の本町国保への影響額というのは、例えば、減額ということ、いわゆる達成をしないということになりますと、おおむね３，０００万円程度になるのかなと思っておるところでございます。

受診率につきましては、参考までに、平成２０年度から始まりまして、初年度、この時点では３８．４％でございますが、県の平均が２７．９％でございますので、若干１０％以上は上回っております。順位としましては、県内で１１位ということでございます。

続きまして、平成２１年度におきましては４０．７％で、県平均が３０．３％ということでございますので、順位は同じく県内１１位ということでございます。

お尋ねの平成２２年度からの分でございますが、２２年度につきましては４６．１％ということで、県平均におきましては３２．８％でございます。順位としましては県内６位というところまで上がってきております。

年々上がってはきておるところでございますが、こういうことでまだまだ状況としては厳しいところでございますので、本年度におきましては、医療機関での個別健診が伸びておりますので、現段階で予想としましては５０％を超えるところに來たのかなと思っているところでございます。

平成２４年度におきましては、この集団健診あるいは医療機関での個別健診など基本的なところには変更はございませんけれども、ことしの１１月から県の医師会と情報提供に係る契約を行いました。県内全域の医師会加入医療機関からの情報提供が可能となりましたので、これらの新しい事業等を活用し、またさらには、今年度と同様にさまざまな方策を行いまして、公民会長とか、健康づくり推進員の方々、こういった方々の御協力をいただきながら、目標の受診率達成に向けて最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

私自身もいろんな町民の皆さん方がお集まりいただきます会合とか行事等に出る機会がございますので、そのときも、健康づくり推進の町の宣言をいたしました、そういう中で町民の皆さん方が早期発見、早期治療のためにも、ぜひともこの対象者の４０歳以上の方については、地域で行う特定健診を受けていただきたいということを強くお願いを申し上げておりますし。

このようなペナルティーがあるんですよと、場合によっては、６５％を下回れば、こういう国保税を値上げしなければならないとか、あるいは、いろんな健診の制度を見直しをせざるを得ないという状況まで陥りますから、必ず自分の健康は自分で守っていただきたいと、そういう意味でも受診率を高めていただきたいということを強く訴えているところでございます。

次に、２番目の住宅用火災警報器の設置状況についてでございます。

現在の設置率とすべての住宅への設置が達成されない場合の対策ということでございます。

この住宅用火災警報器につきましては、平成16年の消防法の改正に伴いまして、新築住宅については、平成18年の6月1日から、既存の住宅については、平成23年の6月1日からの設置が義務づけられたところでございます。

消防本部におきまして、これまで各地区における説明会を行い、共同購入の推進とか、あるいは広報誌による広報活動、あるいはまた消防団、消防職員、これらによりまして個別訪問を実施をして、設置促進のための取り組みを進めてきたところでございます。

まず、現在の設置率についてでございます。この火災警報器の設置が義務化をされました平成23年6月時点における住宅用火災警報器の普及率の結果におきましては、さつま町は81.6%でございました。昨年の12月現在では、県内トップの設置率ということでございましたが、全国平均の71.1%を、あるいは鹿児島県の平均の70.8%を上回っておるところでございます。

その後の全職員によります勤務中、あるいは非番日に、未設置世帯に対するこの戸別訪問によります促進を兼ねた調査を行いました結果、12月1日時点での設置率は94.8%と大幅に向上しているところでございます。

次に、すべての住宅への設置が達成されない場合のこの対策ということでございます。

今後におきましては、引き続き未設置世帯に対する戸別訪問というのがやっぱり一番有効的な形だと思えます。これも実施をしていきたいと思いますが、時間的な関係とか、人的な問題もありますけど、やはり消防職員とか、あるいは消防団員の皆様方にも御協力をいただきながら推進をしていきたいと思っております。

そのほか、広報等を実施しまして御理解と御協力をお願いし、すべての住宅に設置が完了することを目標に努力をしまっているつもりでございます。以上でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○平八重光輝議員

まず最初に、特定健診についてお尋ねいたします。

若干、町長の答弁とまた重複する質問をするかもしれませんが、お許しを願ってお尋ねいたします。65%の国の指針であります、23年度で50%、今年度はまだ今からいろいろと施策をされて上がるものと期待しておりますけれども。

少し古い資料であります、福岡市の資料をちょっと読んでみますと、福岡市は20年度で20%の目標に対しまして15.2%、21年度は30%の目標に対して15.9%ということで、非常に低いわけでありまして、それでも24年度は一応目標は65%となっております。

そこで、このままでは受診率が上がらないということで、別なものを健診項目の中に入れてはどうかということで、心電図など、もうなくなっておるそうでありまして、また入れられるというようなことで、血液検査を実施をするというふうにされて、また未受診者には、コールセンターなどから電話をされたり、あるいはダイレクトメールを送っているというようなことをされておりますが、我が町では、この65%達成に向けてどのような施策と申しますか、新たなことは考えておられないのか、お尋ねします。

これは、結果で対策を打つんじゃないで、結果が出る前に打たんと間に合わない施策と申しますか、国の方針でありますから、やるとすれば24年度になってからでもできるものもあります、もう23年度、年明けからも実際はやらんと間に合わないような事態も予測されますので、具体的に何か考えておられないのか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

65%クリアのための具体的な対策ということでございます。

向上対策につきましては、各種がん検診と同時に実施をするという方法もありますし、また、現在マイクロバスをそれぞれ地域のほうに回しながら運行をしておる。そういった利便性を考えておりますし、また、公民会長の皆さん、各地区に健康づくり推進員の方がいらっしゃいますので、そういう方々の御協力をいただいて、対象者の皆さん方に受診の督励をしていただくということもお願いをしているところでございます。

地域によっては、公民会ごとの過去の受診率の状況を公民会の皆さん方に示されて、我が地域は今この受診率しかない、これをどうしても65%にはしていきたいということで、公民会員の皆さん方に、公民会長さんとか、福祉部の皆さんとか、健康づくり推進員の方が回って、とにかく自分の健康のことだから受けてくださいよという督励もされているところがありますので。

それだけ地域の皆さん方が熱心に取り組んでいただいて本当にありがたいことだな思っているところでございます。そういうことで、さらにまた御協力をお願いもしていきたいと思っているところでございます。

本年度からは、特定健診を受診をしやすいようにということで、先ほど申し上げましたが、受診料の個人負担分1,000円でございますので、それについてはもう無料化をしましたよということで、それもお知らせをしているところでございます。

それから、町内16カ所の医療機関での個別健診を別にされている方もいらっしゃいますので、そういうところについては、そういう個別の受診について、いわゆる医療機関のほうからも情報を提供していただく。そしてまた、町内に限らず、薩摩川内市の医師会の御協力、いわゆる薩摩川内市に医療機関41カ所ございますので、こういったことで町内、薩摩川内市を合わせて57カ所で個別健診の受診ができるように、そしてまたその結果もお知らせいただくようにしてございます。

そういうことで情報提供があれば、これまでの把握ができますので、受診率アップにつながっていくんじゃないかと思っておるところでございます。それと、既に通院中などで採血などの検査結果がある場合に、この結果を提供をしていただく情報提供事業、本年度からお願いをいたしております。これについては、現在まで20数件の提供があったところでございます。

また、先ほど申し上げましたような、要は、主には各地域の取り組みが、やっぱりこの熱意というのが一番大事でございますから、さらに、公民会の皆様方に、少なくとも行かれることのできる方は、入院とかそういう方は別ですけれども、ぜひとも受けていただくような督励をしていく、こういうことを考えているところでございます。

○平八重光輝議員

いろいろな対応をとっていただくようではありますが、福岡市の場合は、どうしても上がらないということで、これは、我が町でもされておりますが、日曜、祝日の実施とか、参加者の対応も我が町は何人以上ということ、ちょっと私調べておりませんけれども、50人以上であるところを30人以上ぐらいに変えて、受診しやすいような環境をつくるとか、あるいは商店街にも出前をして、そこで集まってやってもらうというようなこともされているようであります。

次に、担当課長で結構ですが、65%をクリアするには、受診者数を増やすのが一番いいわけですが、それによって65%をクリアすることが町民の皆さんにとっても、できれば100%に近い数字が一番いいわけですが、なかなかいろんな条件がありまして厳しいところもあります。

そこで、その65%をクリアするために、逆に分子があるところとまってしまうなら、分母を減らすというのにも必要かと思われまます。減らせるような分母といいますか、対象がどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

特定健診の受診率を算定する場合の分母でございますけれども、除外できる方々もいらっしゃるしまして、定義がございます。妊婦の方、それと刑務所等に留置されている方、それと国内に居住していない方、病院または診療所に6カ月以上入院している方ということで、単に入院されている方ではございませんで、長期的に入院されている方ですね。

それと障害者福祉施設、特別養護老人ホーム等の高齢者施設、それと介護施設等の福祉施設等への入所者、そういう方々については、分母から除外されますので、それにつきましても24年度の受診率算定には精査しまして分母を少なくするというところで、今後また洗い出しに努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○平八重光輝議員

次に、我が町は非常に受診率の高いほうであります、それでもまだ50%台ということですので、その受診率が上がらない、なぜ上がらないのかという理由が、どのようなことが考えられるか、ちょっとお尋ねしますが。

ちなみにこういうのを調べられた資料がありまして、理由の一つに周知のおくれ、皆さんにその特定健診をいつ行いますというような周知のおくれというのが上げられておりますが、おくれも大変困りますけれども、余り早いのも今度はもう忘れてしまって、やはりいい時期というものがあるかどうか判りませんけれども、やはりそういう時期等も十分勘案される必要があろうかと思えます。

二つ目に、健診項目の変更、従来の住民基本健診からも若干変更されておると。胸部エックス線撮影や心電図などが行われなくなる被保険者も出ているというようなことで、住民の皆さんが検査項目の減少に嫌気をさして、もう受けなくなったというようなこともあるということでもあります。

もう一つが、特定健診を受けますと、保健師さんの指導があるんですが、それが嫌だと思われる方もいらっしゃるというような調査結果が出ておりますけれども、我が町の場合、どういうことが想定されるのか。判る範囲で結構ですので、お尋ねいたします。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

受診につながらない理由として、いろいろあると思うんですけれども、特定健診の場で受診票を持って来られるときに、現在、通院中だとか、病院に入院しているだとかという方もいらっしゃいます。その中で一番多いのが、今元気だから受けないという方が多いのではないのかなというふうに思っております。

それと、時間がないということでございますけれども、私どもとしては、各地域を回るときに、土曜日、日曜日の受診が入るように、一応計画もしております。それと、先ほど言われました周知のおくれ、早いものは困るということですが、これにつきましても3回に分けて、ちゃんと2週間前に手元に届くように配付しているところでございます。

それと、やはり一番大きい理由としましては、町民の健康に対する意識の薄さといえましょうけれども、自分は健康だから、もう受けんでもいいという考えの方がやはりいらっしゃるのではないのかなと。

ですから、先ほど町長が申されましたように、町民一人一人に、自分の健康のために健診や人間ドックを受けるんですよということをやはり周知して、自分の健康はやはり自分でチェックをすると、健診をやはり定期的に受けることがそのチェックになるんだということをやっぱり周知をしていかなければならないのかなというふうに思っております。それにつきましても、広報等を通じながら、特定健診の日程の前、また、その後脱漏分についても周知をしながら受診率を上

げていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○平八重光輝議員

先ほど町長答弁の中に、厚生労働省の罰則等も言われましたけれども、私は、先日、厚生労働省の担当の方にお電話いたしまして尋ねてみました。

回答としましては、具体的な罰則はまだ決めてないと。来年度中に決めますと。来年度の結果は再来年の10月か11月ごろに集計ができますから、その後に実施しますので、その前までに、来年度中に詳しいことについては決める予定でありますと言われましたので。

もう一つ、ちょっと追加をしてお尋ねしたんですが、65%は国が決めたのであるから、国が先頭に立って65%をクリアするような運動をするべきじゃないですかと言ったんですが、向こうの担当の方は、いやそれは各市町村でやってくださいと。

ものの立場が変われば考え方も違うんでしょうけれども、それは少しおかしくないですかと言いましたけれども、いいやこちらでやりますという回答はもちろん得られませんでしたので、ぜひ我が町は65%を超えられるような強力な施策をとっていただければと思います。

達成できないときは罰則があって、その罰則の対象になれば非常に痛いのでありますが、それ以上に痛いのは、やはり町民の皆さんが健康診断を受けないことにより、不幸にして病気になられたり、死亡されるようなことがあれば、もう罰則以上に我が町としては痛いわけでありますから、24年度からの実施でありますけれども、実際の周知とか、いろんなお願いは23年度、もう明けてから実施されるべきではないかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

確かに健康に対するこの意識というのは、やっぱり病気になって初めて健康の大事さというのが判るようなところで、やっぱり健康な状態の中で、いかにこの健康の大事さを判ってもらおうかという日ごろの啓発の仕方というのもやっぱり工夫も必要かと思っていますところでございます。

先ほどありましたとおり、やっぱり本人やら家族にとっても、本当病気をされたりすると大変な状況になりますし、また、町にとってもそういうことによって医療費が上がると、財政負担も大きくなると。また翻ってみると、本人負担もまた出てくるわけですので、そういう仕組み等についても、いろいろ説明をうまくやっぱりやることも大事ななと思っています。

国民医療費が34兆円、毎年1兆円ぐらい、福祉関係もですが、そういう形で増える中で、やはり病気に対する予防対策をいかにするかということの大事さというのがあるかと思っていますので、この辺にも力を入れる必要があるかと思っています。

とにかくいろんな手だてを考える必要がございますが、先ほどありましたとおり、薩摩川内市あるいは鹿児島県全体の県の医師会から情報提供もされるようにしておりますので、できれば65%になって、減額じゃなくてプラスの財源措置ができるような話ができれば一番ありがたいな、そこまでやっぱりできればいいなと思っていますが。

そこに来るというのは、やっぱり相当な並大抵の努力ではいかんと思いますけど、要は町民の皆様方の意識づけをどうしていくかということだと思いますので、最大限の努力をしまいたいと思っています。

○平八重光輝議員

特定健診については、以上で終わりますが、次に火災警報器について二、三お尋ねいたします。

現在、94.8%だったですか、私が予想していたより非常に高い設置率であります。これも消防署の皆さんを初め、消防団、あるいは行政によるいろんな指導やらお願いやらの結果だろうと思います。

100%にあと少しであります、あと少しが非常に厳しいものがあるかと思います。

１００％は最終目標であります、当面どれぐらいまで上げたいとお考えになっているか。消防長で結構です。お尋ねいたします。

○消防長（高木 卓朗君）

この最終的な住宅用火災警報器の設置率の目標でございますが、私ども消防本部といたしましては、今後もまた引き続き継続しまして設置促進活動を実施して、すべての住宅に住宅用火災警報器が設置されると、そして、設置率が１００％となることを目標に努めたいと考えておるところでございます。以上です。

○平八重光輝議員

もちろん１００％が大事であります、その１００％にするための一つの障害という言い方はできませんが、なかなか厳しい原因の中に、高齢者やひとり暮らしの方などがいらっしゃるところも入っているんじゃないかと思いますが、その辺の対策はお考えでしょうか。

○消防長（高木 卓朗君）

まず、未設置世帯に対する今後の対応ということでございますが、議員、先ほど申されましたように、これまで私どもも戸別訪問いたしまして、高齢者世帯でありますとか、独居世帯でありますとか、公民会未加入世帯、こういった方々については、広報誌あるいは町の広報等がなかなか行き届いてないということが判明いたしました。

したがいまして、戸別訪問が一番効果的な方法ではないかということで、今後におきましても戸別訪問等を重点的に実施しまして、設置に対する御理解を粘り強く求めていくのが方法じゃないかということで考えております。

○平八重光輝議員

もう一つ、どちらがつけるかで迷われるところなんです、アパートなどの集合住宅、大家さんというか、家主さんがつけられるべきなのか、あるいはそこに住んでいらっしゃる住民の方がつけるべきなのか、その辺はどのようになっておりますでしょうか。

○消防長（高木 卓朗君）

アパート等の共同住宅でございますが、私どもにおきましては、アパート等の所有者の方に対して文書でもって、このような住宅用火災警報器の設置が必要になるということで、お願いいたしまして、すべてじゃありませんが７割以上の所有者の方から設置した旨が回答されております。

そしてまた、戸別訪問した際にも、アパートの所有者は設置していないけれども、入居者自らが設置されているということもございます。また、先ほど申しました回答がなかったところ、設置していないアパート等につきましては、また引き続き設置促進で活動していきたいと考えております。

○平八重光輝議員

ぜひその点も努力されて１００％に近づけて、火災による死亡者が一人も出ないようなふうにやっていただければありがたいと思います。

あともう一つ、未設置・設置の方も含めてですが、私も調べてみましたが、その場所や高さなどによって非常に効果が違うというようなこともあるようですが、その辺の指導というのはされていらっしゃるのでしょうか、されるお考えはどうか、お尋ねいたします。

○消防長（高木 卓朗君）

この住宅用火災警報器の設置位置、方法等につきましては、既に国のほうでも定められておまして、これまで広報等で、設置位置、場所等について、チラシ等を全世帯に配布いたしたりして、適正につけられていらっしゃると思います。

それとまた、未設置世帯に対しましては、この住宅用火災警報器が設置が義務化されたその背景、法改正となった背景、それとまた住宅用火災警報器が設置されたことによって火災に至らなかった、あるいは被害が最小限にとどまったというふうな奏功事例もございますので、そういうようなことも説明しながら設置に対する御理解を求めて、設置場所等につきましては、ちょっと口頭ではあれですので、先ほど申しました位置、方法等記載いたしましたチラシ等を配布して説明してまいりたいと考えております。以上です。

○平八重光輝議員

建設課長の担当になるかどうか判りませんが、町営住宅のほうは、もうほぼ設置は終わっておりますでしょうか。もし終わってなければどのようなふうにお考えか、お尋ねします。

○建設課長（三浦 広幸君）

町営住宅につきましては、現在、既存の分については、すべて設置しております。なお、新たにつくる分については、その都度設置してまいります。

○平八重光輝議員

最後の質問になりますが、23年9月30日付、消防庁長官の消防予第371号という文書があるんですが、各都道府県知事、各政令指定都市市長あてに出されておりますが、住宅用火災警報器の設置対策についてということで、住宅用火災警報器については、平成16年の消防法の改正により既存住宅を含めたすべての住宅を対象に設置が義務づけられ、各市町村の条例に基づき平成23年6月までに全国すべての市町村において施行されましたと。

設置推進については、20年12月17日に住宅用火災警報器設置推進会議を設置し、消防機関に限らず関係行政機関、関係団体、関係業界等のあらゆる主体が総力を結集して国民運動的に取り組むべきであることを示したと。

住宅用火災警報器設置推進基本方針に基づき普及を図ってきたところですが、その結果、本年6月時点の全国の推計設置率は約7割であると。今後は、設置されていない3割の世帯に対し消防法遵守の観点から早期の設置を強く促すため、消防機関が中心となって、今まで実施してきた協力体制を継続しつつ、地域社会における働きかけの強化を図るほか、奏功事例等の積極的な周知を実施するとともに、既に設置している世帯については適切な維持管理を周知することが重要な課題であると。

住宅用火災警報器設置対策会議というのを平成23年9月7日に設置し、住宅用火災警報器設置対策基本方針を決定したと。これによって、基本方針に基づき住宅用火災警報器の設置対策にかかわる各種施策を強力に推進し、引き続き全国的な運動として展開してまいりたい考えですのでよろしく願いしますということです。知事あてに各都道府県管内の市町村に対してもこの旨周知願いますということであります。

この中身の一部は、先ほどちょっとお尋ねしましたけれども、設置広報に関すること。未設置世帯に対する働きかけに関すること。つけただけでは、何年かすると電池切れ等もありますので、適切な維持管理を行うこと。あるいは財政的なこと。その設置状況の把握に対すること。いろいろ決めてあります。

そして、その後、消防庁から、現在まで年2回報告するようになっておりましたが、来年度からは1回でいいですよというような連絡も来ているかと思いますが、住宅用火災警報器設置対策のこの会議等については、今後、そういうのを設置されるお考えかどうかお尋ねしまして質問を終わります。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいま議員のほうからありましたように、国、県等におきましても、住宅用火災警報器の設

置に対します協議会等々が設置されております。これらを受けまして、当消防本部におきましては、昨年の平成22年4月に消防本部内に住宅用火災警報器設置促進委員会というのを設けまして、これまで取り組んできた実績、その見直し、また今後の効率的な設置促進活動のあり方等々を検討しながら作業を進めているところでございます。

また、関係部局、特に福祉部局でございますが、そういったところ等とも連携をとりながら進めているところでございます。以上です。

○議長（中尾 正男議員）

以上で平八重光輝議員の質問を終わります。

これで通告に基づく一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね13時05分とします。

休憩 午前11時15分

再開 午後 1時06分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで執行部よりさきに提案しました「議案第61号 さつま町税条例等の一部改正について」に対し訂正の申し出があります。これを受けたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、執行部からの訂正の申し出を受けることに決定しました。

執行部の発言を許します。

○町長（日高 政勝君）

さきに提案をいたしました「議案第61号 さつま町税条例等の一部改正について」の改正条文中に、一部誤りがございましたので、おわび申し上げまして訂正をさせていただきます。

訂正の内容につきましては、税務課長に説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○税務課長（萩原 康正君）

「議案第61号 さつま町税条例等の一部改正について」の訂正の内容について御説明いたします。

お手元に61の5ページ、61の6ページを配付させていただきましたが、3カ所の訂正をお願いいたします。訂正箇所につきましては、下線を入れてございます。

まず、61の5ページの中ほど、第2条の括弧部分ですが、平成22年度の次に、さつま町を挿入していただきたいと思います。

それから、裏面になります。61の6ページの6行目、第3号、第1条中、さつま町税条例附則の次に、第が漏れておりましたので、第を挿入していただきたいと思います。

それから、3行下の第2条、訂正前は、新条例となっておりますが、「第1条の規定による改正後のさつま町税条例（以下「新条例」という。）」に訂正をお願いするものでございます。

御提案する内容につきましては、今後、十分留意してまいりますので、おわびいたしまして、御訂正方、よろしくお願いいたします。

○議長（中尾 正男議員）

ただいま執行部から説明のあった箇所については、訂正されたものとして審議くださいますよ

うお願いいたします。

これから、去る１１月２８日提案がありました議案について総括質疑を行います。
総括質疑については、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第２「議案第６１号 さつま町税条例等の一部改正
について」、日程第３「議案第６２号 さつま町交流館
条例の一部改正について」、日程第４「議案第６３号
さつま町営住宅等条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

それでは、まず、日程第２「議案第６１号 さつま町税条例等の一部改正について」から日程第４「議案第６３号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案３件を一括して議題とします。提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案３件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

１点だけ確認しておきたいと思います。

る説明をいただいたんですが、過料が３万円が１０万円になるとか、それから、この個人住民税の寄附金の限度額が５，０００円が２，０００円とか、それから、牛を売った免税適用が３年間延長、いろいろ書いてあるわけですが、町民の方に一番影響があるから説明しておかないといけないというようなことがあったらお知らせを願いたいと思います。

○税務課長（萩原 康正君）

今回の税条例の改正について、まず、寄附金の引き下げでございますが、５，０００円を２，０００円に引き下げるといふ、この部分につきましては、本町で１０人いるかいらないか、昨年が５人前後でしたので、大きくは影響しないものと思っております。

それから、牛の関係でございますが、本町で申告される２３年度の課税で、白色申告であります、８０万円を超える牛が９頭おります。このうち２頭が１００万円以上でありますので、もう通常から除外をされておりますけれども、あと７頭についても、交雑種牛ではないということでもありますので、８０万円を超える交雑種牛がいるのかいらないのか。これについては、影響は少ないものではないかと思っております。以上であります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案３件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託します。

△日程第５「議案第６７号 平成２３年度さつま町一般会
計補正予算（第９号）」、日程第６「議案第６８号 平
成２３年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第２号）」、日程第７「議案第６９号 平成２３年度
さつま町水道事業会計補正予算（第３号）」、日程第
８「議案第７０号 平成２３年度さつま町簡易水道事業

会計補正予算（第3号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第5「議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」から、日程第8「議案第70号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」までの議案4件を一括して議題とします。提案理由については説明済みであります。

これからただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○森山 大議員

「議案第68号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてお尋ねをいたします。

補正予算書の6ページ、9款2項1目において、今回1億6,952万円という多額の基金繰り入れを計上されておられますが、担当課にお尋ねをしましたところ、国保会計において基金取り崩しをしたことは、さつま町においてはこれまでなく、今回が初めてのことであったということでした。

また、補正予算書の9ページから10ページの歳出の医療費についても、一般被保険者療養給付費が9,300万円の追加ですね。それから、退職被保険者の分が4,100万円、高額療養費についても7,040万円と、多額の医療費を追加されておりますが、この前の課長の説明では、件数の増加は余りないんですが、1件あたりの点数10万点以上の高額の医療費が増えているということでした。

そこで、次の4点について健康増進課長にお尋ねをいたします。

1点目は、このような医療費の増加というものは、当初予算編成時には予見ができなかったものなのか。

2点目は、1件当たりのその点数10万点以上の高額の医療費とは、主にどのような疾病があるものなのか、主なものがあれば、教えていただきたい。

3点目は、このような高額な医療費が増えているというのは、今年度だけのものなのか。来年度以降もこのように増えていくということが見込まれているのか、お尋ねをいたします。

4点目は、昨年度も単年度収支が1億800万円という赤字がありましたが、今年度の単年度収支はどのように見込まれているのか。以上の4点についてお尋ねをいたします。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

今回の国民健康保険事業特別会計の補正の内容についての御質問でございますが、今回の補正につきましては、提案理由のときにも説明申しましたように、自分たちの予測よりも医療費が高額に上りましたので今回計上させていただきました。

23年度の当初予算を計上する際には、平成22年度の10月までの医療費に基づきまして、後半の医療費を勘案しまして、23年度の予算を計上したところでございますが、申しましたように、平成22年度の後半に高額な医療費が増加いたしましたので、平年でございますれば、下がる1月、また2月の診療分につきましても、逆に高どまりの傾向で推移したものでございますから、予測しておりました繰越金につきましても減少する結果となって、このような状況になったところでございます。

特に、高額な医療費につきましては、月額50万円以上につきましても、月50件以上の件数で推移しまして、その中には、1月当たり800万円、または400万円程度の高額な医療費も数件ございまして、このようなことが今回の増につながったところでございます。

そのような高額な医療費が必要になります原因につきましては、脳内出血、心不全、腎不全、脳梗塞、それと各種のがん等がございまして、このような症状につきましては、今後とも継続し

て推移するのではないのかなというふうに思っておりますが、9月の診療分が若干減少しておりますので、今後どうなるか。それに基づきまして10月の診療分を見まして来年度の当初予算の計上をしたいと考えているところでございます。

来年度への繰り越しにつきましては、10月以降の診療分につきましてはの診療報酬を見ないと判らないわけですが、23年度と同等の結果になるのではないのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○森山 大議員

ただいま担当課長の答弁を踏まえまして、町長にお尋ねをいたします。

今、平成23年度の国保会計の単年度収支も10月以降の診療件数、いろんなものをかんがみしてみないとちょっとそのお金が出せないというような答弁でございましたけれども、今回のように、1億7,000万円近くの基金取り崩しをしておられるわけですが、こういうふうな状態になりますと、3～4年後には基金も枯渇するという計算になってまいります。そうなりますと、国保の運営は大変なことになるんだというようなふうに私は思います。

そこで、次の2点について町長にお伺いをいたします。

1点目は、町長は、現在の国保のその財政状況をどのようにとらえておられるのか。また、今後の運営をどう考えておられるのか、お伺いをいたします。

それから2点目として、本町は、高齢化率も高く、一人当たりの医療費も高いため、国保財政運営は本当大変厳しいものがあると思いますが、国保の健全で安定的な運営のためには、私は医療費を少しでも抑制する対策というものも必要になるのではないかと考えております。

先ほどの健康増進課長の答弁にもありましたような高額な医療費のその主な疾病である脳疾患とか心不全とか、そういったようなもの等に特に的を絞っていただいて、そしてきめ細かな、要するに疾病予防対策をとるべきではないかと私は考えるんですけれども、町長の考えをお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

国保財政につきましては、もう今までもこの本町の財政については、高医療費市町村ということで県下でも高い医療費の町の指定を受けておりまして、このために、どうしてもやっぱりこの予防対策に力を入れるということが先決問題だということで、いろんな取り組みをしているわけでございます。

そういうことで、この特定健診、こういうことも以前からとにかく受診率を上げていただきたいということで、いろんな機会に申し上げているところで、先ほどの一般質問でもありましたとおり、そういう形の取り組みというのをやっぱり精いっぱい取り組む必要があるかと思っております。

いかにやっぱり早期発見、早期治療と申しますか、予防に受診率を高めていく、このことが大事かと思っております。いろんな健診とか、あるいはまた予防のための日ごろのやっぱり健康づくりということも大事でありますから、そのために宣言もいたしましたわけでございますので、やっぱり身近なスポーツ、レクリエーションとか、あるいはサロンとかありますが、そういう形での取り組みをやっぱり推奨していくことが必要かと思っております。

国保財政そのものについては、基金も取り崩しをしなければならない状況がありますので、これも4億数千万円ぐらいいきりませんので、これが通年こういう形になると、国保税の値上げというところまでいかざるを得ないと思っておりますので、その辺のところはもう最終段階でございますが、そういうことに至らないようにできるだけ医療費抑制についても健康づくりということで努めていただくようにさらに努力をしていきたいと思うところでございます。

いろんな健診の関係とか、PETドックとか、そういう形も新しく取り入れておりますし、また、健診のいろんな種類もいろんな助成とか取り上げておりますので、こういうことをやっぱり啓発をしながら利用していただくことも大事かと思っておりますので、その辺については今後も引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

町長、特定疾病に対する尋ねがありましたけど。

○町長（日高 政勝君）

特にこの重要な10万点を超えるようなことについても、やっぱり事前の対策というのが必要でございますから、先ほど申し上げますような予防対策ということに、日ごろからやっぱり自分の健康は自分で守るという意識をいかにやっぱり持っていただくかということが大事でありますので、その辺の体力づくり、そういうことについても引き続き、いろんな形で啓発に努力をしていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

「議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」に関してですけれども、さきの説明で地方交付税が58億5,100万円であると、あと5億5,000万円ですかね、残っているというようなことだったんですが。

国の動きを見ていますと、法人税の減税とか、いろんなことで言われていますけれども、今までの一般質問で町長が来年度の予算編成にも手がついているというような感じだったんですが、2年かそこらは国のほうでも交付税は確保しますということですが、私たちの町は27年というのも、もう目の前に見えていまして、最初のころは7億円か8億円かというような話だったんですが、10億円を超えるんじゃないかと、減になるのがですね、合併特例が終わると。

だから、その辺まで踏まえて、それで財政調整基金が28億円とか、いろいろたまってくると、議会のほうからもやっぱり補助金で使えとか、いろんなあれが出てくるんですけれども、やっぱり長期展望を考えたときには、その辺のことをいろいろ考えていくことも必要ではないかと思うんですけれども、その辺をどのようにお考えなのか。細部については、財政課長でも結構ですけれども、国のほうから、やっぱりそういう話が来ているのかどうか。

それから、13ページの2款1項13目、ふれあいセンターですが、これは温泉ブローのことですが、レジオネラでいろいろあって、その後改善したということということですが、その後の動向についてどのように把握されているのか。

それから、24ページの6款2項2目の林業振興費ですが、有害鳥獣ということで、猿のテレメトリー調査をするということで、担当課に前行ったときには、適当な猿というか、条件に合ったのはいないというようなことだったんですけれども、現状がどのようになっているのか。これは、私たちも近畿のほうに調査に行きまして、効果があるんじゃないかと思って、前、建設経済委員会でも提案をした案件ですので、その辺の状況を。

それから、25ページ、7款1項3目ですが、今度、県主催で東京の東武百貨店に行かれると。町長もトップセールスで鹿児島中央駅、それから、空港、博多、岡山、大阪、ずっと回って頑張っておられるんですけれども、新聞紙上を見ますと、今、新幹線でいろいろ効果が出るとというようなことですが、我が町にとってどのような状況にとらえられたのか。これも担当課で結構ですけれども、お願いいたします。

それと22ページの6款1項1目、農業振興費の電算システムがあるんですけれども、さきの

議会全員協議会の説明で電算システムに不都合があって、11月の半ば過ぎですかね、動くようになるという話があったんですけども、現状がどのようになっているのか。

もう明ければ、先ほどあったように、いろいろ納税のこととか、それから、福祉のほうでも子ども手当、いろんなそういうあれが出てくると思うんですけども、電算システムが今どのような状況になっているのかをお知らせを願いたいと思います。

○財政課長（下市 真義君）

それでは、交付税の今後の動向でございますが、先般11月29日に来年度の予算編成方針につきまして、課長、係長を対象に説明会を行ったところでございますが、その中でも今後の動向ということで、特に交付税につきましては、国のほうから現在示されておりますのが、いわゆる中期財政フレーム、当面の地方財政の運営に当たっては、いわゆる22年度並みの財源を確保すると、25年度までは確保するというところで、本年9月20日の閣議でもって決定をされたところでございます。

22年度並みとはいうものの、やはり今、いわゆる震災の復興財源の確保とか、原発の収束の関係、あるいはまた円高対策と、そういった要因等も言われておりますので、それもなかなかすんなりうのみにできない状況ではないのかなというふうに思っているところですが。

本町に引き直してみますと、来年度、国が示しておりますのが、交付税の出口ベースにおきましては、大体1.6%ぐらいはやはり減るということで示しておりますので、単純に基準財政需要額のベースで試算をしてみますと、やはり22年国勢調査の関係で人口が減っておりますので、これの影響はどうしても否めないということでございます。

激変緩和措置もとってくれますので、1年間にいわゆる人口減が与える影響というのが2,700万円程度ということで見ております。それと、公債費が年々減ってまいりますので、この公債費のいわゆる減に伴う需要額の減というのが、大体1億400万円程度、あわせまして需要額ベースで1億3,000万円程度。

それと国の出口ベース等々で試算しますと、大体2億円近く、いわゆる需要額ベースで申しますと減るんじゃないかなろうかと。基準財政収入額が今の時点じゃ全くつかめませんので、今、需要額ベースで申し上げましたけれども、当初予算に幾ら計上するかというのは、また各課の要求の状況を見てからでございます。

そういった形で、国は22年度並みは確保するとはいうものの、先ほど申しました、やはり震災の復興財源とか、原発の収束の財源、そういった緊急の課題がありますので、そういったのを最優先されたら、やはり影響は否めないんじゃないかなろうかなというふうに見込んでおるところでございます。

○企画課長（湯下 吉郎君）

お尋ねのあびる館のレジオネラ対策の関係でございますが、これが薬品注入の装置の故障ということで、早急な対策をし、そして二度とこのようなことがないようにということで対応しております。毎日薬品の点検をし、記録をしておりますし、また、職員が抜き打ちでその記録内容についても検査をしております。

それからまた、施設が全体的に経年劣化をしていることから、定期的な指定管理者との協議もしておりますし、経営面であつたり、施設の管理面、サービス面を協議をしておりますが、それと同時に、毎月点検報告をしていただくということで、観音滝も含めてお願いをしておりますし、内容については、清掃業務、施設の機器保守、維持補修の状況、備品購入の状況、その他ということで、自主事業をどのようなことをされているかと、あるいはサービス向上のため何を行っているかというようなことまで含めて報告をしていただくようにしてございまして、現在のところで

は、レジオネラの関係については、先ほど言いましたように、二度と発生させないということで職員あるいは我々も含めて注意を払いながら運営をしているという現状でございます。

○耕地林業課長（山口 良一君）

猿のテレメトリー調査の現状についてお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

現在、発信器による生息状況調査のため発信器装着用の猿の捕獲を行っているところでありますが、猿の出没情報の多い橋掛、戸子田、上狩宿に計5基の箱わなを設置をしております。

これまでに3回捕獲をされましたけれども、1回は子猿で、小さ過ぎて装着用猿としては不適當であるということ。もう1回は雄猿で、これも装着対象としては不適當ということ。それから、もう1回は箱わなが古くて、網を破られてしまいまして、残念ながら逃げられたということで、今のところ捕獲ができていない状況であります。

できるだけ早く捕獲をするために、今年度購入したばかりの2基を新たに加えて、計7基体制で現在捕獲に当たっているところであります。

なお、新たな2基は、大平地区と求名のアザノ地区に設置をしておりますので、できるだけ猿の捕獲を急ぎまして、その後、発信器を装着した猿による生息域、行動域の調査を行うと同時に、この発信器を利用した猿の接近警戒システムを設置をいたしまして、被害防止に役立てたいという計画でございます。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

今年度は特に多くの観光PRに出向いたわけですが、その中で、今までと違うところは、今まではお茶、梅干し、それを食べさせて、それだけでさつま町に来てほしいというPRを行っていましたが、あわせて物を売るということで、23年度からは、岡山とか出向いておりますけれども、そういうところで物まで売って、倍増の観光PRに努めたところです。

新幹線効果でありますけれども、宿泊につきましては、もちろん本人の経営努力もあらわれると思いますが、1.75ぐらい伸びている旅館、それから平均では1.25ぐらい伸びておられます。ただし、物産館等については、横ばいから下降ぎみでございます。それから、ゴルフ場関係については、横ばいということで、宿泊関係については、新幹線効果だけではないかもしれませんけれども伸びております。以上です。

○総務課長（紺屋 一幸君）

6款1項1目の中の電算システムの借上料の減額に関連いたしまして、基幹系のシステムについての御質問でございます。

基幹系のシステムにつきましては、9月20日の本格稼働を目指しておりましたが、環境が整わないということで、11月14日からの本稼働ということで、2カ月弱の延期をさせていただいたところでございます。その間、それぞれの職員の端末等における環境設定を行いながら、本格稼働に向けた準備を進めてまいりまして、一応11月14日本稼働ということで、現在運用を行っておるところでございます。

ただし、「Acrocity」によります本格稼働ということで、新たなソフトでございまして、使用に当たって、やはり一部障害等が出たりしておりますので、その部分についてはSEを常駐していただきながら、それぞれの案件に対する改善を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○麥田 博稔議員

各委員会でも話しますが、この電算システムにつきましては、やはり十二分に配慮をしないと、先ほど言ったように、これから税とかいろんなことで出てきて、ミスが出ると大変なことになりますので、その辺はまた今言われたように、常駐でもしてもらって、ミスが出ないように十二分

な配慮を要請をしておきたいというふうに思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案４件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託します。

△日程第９「議案第７１号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第９「議案第７１号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」を議題とします。本案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○木下 賢治議員

町長に考え方を伺いたいと思うんですけども、町長は以前、副町長並びに教育長、おそろいで出向いてきて、この旧薩摩町の条例公民館の今後のあり方についての懇談会を行っていただきました。

それぞれの地区の公民館長と区の役員の皆さんだけだったわけですが、その中で地元から出た要望としては、町が管理する条例公民館の今後の運営は、鶴田、薩摩の中央公民館は拠点の公民館として当然今後も町で管理して運営されていくことに異議はなかったわけですが、旧薩摩町の３館においては、他の条例公民館と並行して、そういう改革というか、指定管理者制度への移行をお願いし、そういう要望を、その時点ではされました。

また、それぞれの地区館の館長さんのほうからも館長会等で担当課のほうにはお願いをしてあったと聞いております。そういう意味で、今回こうして３館が上程されているわけですが、他の条例公民館と並行してというようなお願いをしていたわけですが、他の条例公民館の今後の運用について、どのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この指定管理者の指定に当たりましては、三つの館につきまして、直接それぞれ出向いたところでお話をさせていただいたところでございますが、やはりいろいろ御意見を聞いた中で、そういった御意見もございましたので、基本的にはやっぱり全体的な町としての考え方というのをお示ししながら、そういう方向では取り組みをしていきたいというようなことでございまして。

やはり話し合いの段階で一挙にするとところまでまいりませんでしたので、今回、三つの交流館については、こういう形で指定管理の受諾をいただきましたので提案をしているわけでございます。先ほどございましたとおり、条例公民館の今後のあり方というのは、全体的な説明をする中で御理解をいただいたものと思っておりますので、今後もそういう方向に従ってお話は進めてまいりたいと思うところでございます。

○木下 賢治議員

ですから、その他の条例公民館の今後の方向性というものが、議会全員協議会の中でもいったんあって、そういう質問も出たわけですが、その後ないと思います。それぞれの地区の公民館長さんには申し出をされて、了解はいただかれたかもしれませんが、そういう話は私

としては、区の役員をしておりますが、聞いていないわけですがそれでも。

そういう意味で、そこをやっぱり示していただいた上で、やっぱりこういう一つ一つの審議に当たりたいという思いがあるものですから、こういう質問をするわけですがそれでも、その点について、後ほど担当課長でもいいですので、あの説明会、懇談会以降の話がどうであったのか、そこ辺を説明していただきたいと思います。

何回も質問できませんので、続けますけれども、私も自分の地元のことで、言いにくい面もあるわけですが、本当こうして上程されて可決されれば、もうこれで終わりですので、あえて言わせていただきたいと思いますけれども。

以前一般質問もさせていただきました。この条例公民館制についても、それぞれ旧薩摩町の公民館のあり方についても同僚議員の中からもおかしいんじゃないかという指摘もありましたし、当然、これまで区独自で運営されてきた地域からすれば、不公平感があるというのは重々承知しております。

しかし、合併以前、町の施設として、町独自でそれぞれ三つの公民館に建設していただいた公民館でありますし、他の公民館としますと、規模的にもごらんのとおり大きいです。当然、維持経費も大きく、条例公民館制ということもあって、いつも公民館は開かれておりますし、区民が気軽に利用できるような体制も、管理者をお願いしてとっております。

従来どおり、今でも子供たちが放課後スポーツ少年団の活動の時間が来るまでに図書室で絵本を見たり、宿題をやったりというようなふうに気軽に利用させてもらっているわけですが、これもこれまでの旧薩摩町の一つの公民館のあり方としてとってきた政策の歴史でもあるわけですが、区民が気軽に利用し、区民のよりどころとして活用してきたわけでございます。

先般、墓地公園の運営のあり方についての提案があったときに、同僚議員の中から町長に対して、不平等じゃないですかという質問がありました。それに対して町長は、やはり歴史的な背景があるから何もかも平等ちゅうわけにいかんというようなふうに一喝されたのをまだ新しく記憶に持っております。

やはりそういう3館の流れというものは、これまでの旧薩摩町の歴史であるわけですが、そういう墓地公園の判断と同等の値として町長はとらえられなかったものか、伺いたいと思います。

薩摩地区では、今話題となっている学校も4校ともなくなり、地域づくりの拠点である公民館まで町の支援がなくなるという町政に対する不満がふつふつと沸き上がっているような現状であります。当然、移行には5年間で段階的にやっていくということですが、町長の考え方を伺いたいということとあわせて、均衡ある発展を目指して一緒になったと、そういう観点から所管する委員会の慎重審議をお願いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この交流館に限らず、やはり公民館の問題については、もう今までのこの議会の場合でも論議があったところでございまして、やはり合併前については、それなりのやっぱり行政の考え方という形で運営がされておったわけですが、やはり合併をいたしましても、既にやっぱりもう6年、7年近くおる中で、やはりそれぞれの町のやり方では、合併した意味というのが、公平さというのがなくなるのではないかとということで、これまでの過程でいろんな施設についても、いろんな施設に限らずいろんな問題についても公平性、同じような形に取り扱いますよという形で議論をしながら来ているわけでございます。

確かに、いろんな思いがあって、それなりの行政運営がされてきたわけですが、やっぱり合併をした限りでは、そういう取り扱いというのは、同じようなことをやったほうが、同じ町民としてよろしいんじゃないかというようなことで、こういう過程をたどっているわけで

ございます。

もちろん、おっしゃるとおり、旧3町均衡ある発展を期す、これはもう大原則でございますから、そういう気持ちは全く変わりません。どこに住んでいようと、同じような行政の利益を享受する、これはもう変わらないわけありますので、今後もそういう気持ちで進めてまいりたいと思います。

あと、いろいろな懇談会以後の取り組み等の経過については、また担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○社会教育課長（岩元 義治君）

この交流館の指定管理の関係でございますが、公民館のあり方につきましては、これまでも若干申し上げましたけれども、さつま町の公民館のあり方ということで、今後の進め方について行政内部における指針ということで取りまとめを行っておりまして、これまで若干申し上げてきたところもございます。

そういう中で、現在の町内には、五つの条例公民館を設置をしているわけですが、薩摩の中央公民館、あるいは、鶴田中央公民館、それから、あと宮之城に3公民館ありますが、最終的にこれを宮之城地区につきましても、これまで言われますように、自治公民館ということで公平な形であり方を検討していくということで、検討してきておりまして、最終的に町内四つの条例公民館ぐらいにまとめられたらということで内部検討してきているところでございます。

そういう中で、鶴田地区、薩摩地区におきましては、この中央公民館ということで、その中でいろいろな生涯学習を含めた社会教育活動を行っているわけですが、宮之城地区につきましては、それぞれ三つの条例公民館は地区の公民館ということで、地区の中央公民館という位置づけがありません。

そういう中で、これを統一していくということになりますと、さつま町全体の中央公民館もありませんので、その関係と宮之城地区の中央公民館、そういう位置づけをしていく中で、この今ある、山崎、佐志、虎居の位置づけをどうしていくかということは今内部検討しているところでございます。そういう中でこの前の座談会以降どういう検討をしたかということになるわけですが、町長を含めていろいろ検討もしたところでございます。

それで、宮之城地区の今の条例公民館につきましては、先ほど言いましたように、鶴田、薩摩の中央公民館と似たような役割でこの活動を行っておりまして、いろんな高齢者学級を初めとする生涯学習とか、それから同好会とか、そういう方々が使われておりまして、簡単にその区だけの方が使っておられればやりやすい面があるわけですが、それ以外の方がかなり多く使われるということです。

実際、数的に申し上げますと、若干前の資料ですが、その地区の方が使われる割合というのが15%から25%ということで、それ以外は、その区に直接関係する以外の方が使われるということで、なかなか簡単に指定管理であったり、その管理をその区長さんをお願いするところというのが難しいなということで、内部検討を進めているところでございます。

そういうことを段階的に解決をしながら、今回は薩摩の交流館を指定管理ということになりますが、基本的には、先ほどの町全体の条例公民館の位置づけを図る中で、宮之城地区の今の3条例公民館についても指定管理をするもの、あるいは分館とか、そういう形にしていくものとか、そういう形での検討を進めているところでございまして、今の段階で地元に対して指定管理とか、そういう直接的にまだ交渉に至っていない段階でありますので、今そういう大きな課題がありますので、それを内部として検討している段階ということでございます。以上です。

○木下 賢治議員

ですから、最初にそういうお願いをしてあったわけですがね。だから、しないということじゃないんですよ。そういうところと一緒に、同じ年に一緒にやれということじゃないんですよ。いつからやりますというものがちゃんと示されれば、私もこういう質問はしないんですよ。ほかの条例公民館は、いつそういうのが進められるか、全然約束もなんもできないわけですがね。

1年後、2年後とか、そういう数字でも示されればいいんでしょうけれども、やっぱりそこ辺の約束事が守られるということは、もう絶対的でないわけですので、やっぱりそういうことを示した上で一緒にやったほうが気持ちもいいんじゃないですか。

そういうことを含めて、委員会で検討をお願いしたいと思います。

○平八重光輝議員

ただいまの件と重複します。ここには宮之城地区の3公民館はどうするのかと書いて、私も黙っとろうかと思ったんですが、今出ましたけれども。

指定管理にすること、私はもちろん賛成、いいことなんです、指定管理より条件の悪いところは、まだ10何公民館あるわけです。私なんかにすれば、これでもまだうらやましいところなんです。

何年も前から私はもう平等にすべきと言うて、ある日、薩摩地区の公民館の代表の方から電話をいただきました。あなたのおっしゃるとおりですと。我々もそうしますと。しますが、宮之城地区の3条例公民館についても同じようにしていただけませんかと。そうできる立場でありませんが、私にそういうお話がありまして現在に至っておるわけですが。

今、担当課長のほうから、中央公民館にするような場所もないと。確かにございません。ただ、今度新庁舎ができたなら、教育委員会がこちらにまいりましたら、立派な建物がばんと残りますから、あそこを中央公民館にして、今の3条例公民館はもう廃止するというような形をぜひとっていただきたい。虎居地区は、政策的な条例公民館で10年ちょっとぐらいですが、佐志、山崎については、昭和の大合併、50数年前にされた制度がずっと続いておるわけです。

当時は、前も言いましたけれども、交通手段もない、通信手段もない、車もない、いろんなない中でされて、立派に役目をされたわけですがけれども、現在は、交通、通信、いろんなインフラも整って、もう今不自由はないわけですから、50数年間をまだ60何年、70何年続けるんじゃないかと、あるところでやっぱり切って、やはり町内みんなが平等感を持つような、何でもそこだけちゅうようなことがないような施策をしていただきたいと思いますと思うんですが、町長、どうですか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどから出ておりますとおり、町の公民館のあり方というのは、やっぱり基本方針を定めておるわけでありまして、それに従って今後やっぱりこの話し合いをしながらやっていくということでございます。先ほどお答えしたとおりでございますので。

この議会の中にもいろんな考え方が出ております。例えば、議会の中でもやっぱり統一した考え方を示していただければ、また私ども執行部として非常にやりやすい面がありますので、一方ではちょっと違った御意見を出されたり、一方では、こう言われると、非常に難しい問題がありますので、できたら議会としても一定の方向をまとめていただければ大変ありがたいことだと思っておりますので。

先ほど言っておりますとおり、中央公民館の関係についても、今正式なものがございませんので、今ありました庁舎建設の機会を迎えて、やっぱり中央公民館としては核となるものがあって、それぞれ鶴田の中央公民館、それから、薩摩の農村環境改善センターにありますそういったところを核とした分館ですよ。

虎居をどうするかは今後の課題でございますが、さつま町の中でもこの宮之城地区がかなり広範囲にわたっておりますので、その辺のところを含めて、あり方という一応の構想的なものを持っておりますので、そういう形でやはり話し合いを地元とやっぱり進めていく必要があろうかと思っております。

それで、木下議員からもありましたとおり、一挙にやっぱり進めるべきではございますが、やっぱりなかなかその一挙にというところまでいきませんでしたので、今回、話し合いがまとまった、そういうところをお願いをしているところでございます。

○平八重光輝議員

確かに町長のおっしゃることもそうですが、議会がみんなの声がまとまればちゅう話ですが、立場上、言いたくても言えないこと、あるいは言いたくないんだけど言わんにゃならんこと、いろいろあるわけです。ただ、議会の立場もそうですが、ぜひ行政サービスは、町民の皆さんが平等であるようにやっていただきたいということをお願いはできませんが、強く申し述べて終わります。

○町長（日高 政勝君）

行政サービスをいかにやっぱり高めて、町民の皆さんが豊かに暮らしていくか、住みやすいまちにしていくかということは基本的にやっぱり終局の目的でありますので、私どもと議会の皆様方、全く一緒の気持ちだと思っております。ただ、その過程において、どういう形でやっぱり手法を持ちながらやっていくか、もうすぐやるか、話し合いをしてやるかといろんなあれがあるので。

例えば、それぞれの個人の考え方がおありでしょう。地域の代表でございますから、いろいろ背景があるかと思いますが、やはりこうして合併をして6～7年も経っている中で、議会の皆さん方がいつもおっしゃるとおり、もうてげんころはいけんかせんかと言われてはいますが、いろんな事情が絡んでいるわけですから。

そこをやっぱりするために、執行部も議会も一体となって進めないと、なかなか前向きに進めたくてもいけないというところがありますので、その辺は十分御理解をいただきたいと思うところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありますか。

○岩元 涼一議員

ただいまの公民館の指定管理の件についてでございますが、ここに議案として上程された以上、その公民館のほうで指定管理を受けたいという了承があった上でされていると思うんですが、先ほど他の条例公民館の件もございましたけれども、この指定管理の話し合いがなされる当初のころ、他の条例公民館も同じように進めていくと、そういうことを先に申されて、この指定管理の話し合いをされていったというふうに私は聞いたので。

直接聞いてはおりませんが、そのようなことを発言されたことがあったか、担当課長に確認だけしておきます。

○社会教育課長（岩元 義治君）

先ほど申し上げましたように、基本的なあり方というのをまとめておりますので、同時期に一気にということではなくて、段階的に、その年度は違ってくるかもしれませんが、宮之城地区の条例公民館につきましても、全部じゃないかもしれませんが、指定管理の方向での検討を進めるということでの説明はしたというふうに思っております。

○岩元 涼一議員

先ほどの答弁の中では、後ろ向きなといいますか、状況が状況だから、ちょっとすぐにはできないような後ろ向きな答弁に私にはちょっと受け取れたものですから、こうして話をしているわけですが。

もう同時に進めますよと、その薩摩の3地区についても了解してくださいというような文言の言い方をされたようなふうに私は聞いたんですよね、この3館の館長さんから。その前の話でしたけれども。

きょう出た話では、先に進んでいないと、宮之城のほうはいけんなっちゃってよというような言い方をされたもんですから申し上げますし、さっきの課長の答弁の中には、ちょっと無理みたいな受け取り方を私はせざるを得なかった点があったもんですから、こうして申し上げているのですが。先ほど19番議員のほうからも出ましたけれども、その期間を区切るとか、そういうのは考えられないのかどうか、そこについて。

○社会教育課長（岩元 義治君）

交流館の指定管理を進めるに当たって、そういう話がありましたので、当然この宮之城地区の条例公民館についても内部で検討を進めました。そういう中では出てきた課題として、先ほど若干申し上げましたが、その利用の形態が、その区の皆さんだけではなくて、それ以外の方が大変多いということで、ここを解決するには、一気にいかない面があるというようなことがありましたので、地域のほうとの話が今の段階ではされていないところでございます。

基本的には先ほどありましたように、庁舎建設とあわせたその中央公民館の考え方とか、そういうのがありますので、それが27年度からということになるわけですが、そういう年度をにらみながら、一応、今後の検討、話し合い等も進めていきたいというふうに思っているところであります。

○岩元 涼一議員

そういうのがあれば、その最初の時点でそういうことを言わなければいいんですよ。そういうのを言うもんだから、同時に進んでいくもんだというような受け取り方をされる。そうだと私は思うんですよ。そのような言い方をされましたので、その館長さんたちが。しかし、先ほど町内全域の平等の話が出ましたから、薩摩のその3館については受け入れようと、皆さんが三つ同時にやりましょうと、前向きな方向でこうしてきょう上程されているわけです。

そういうのを考えれば、何かうまくこちらに導かれたような気がしますし、もうはしごがなくなったような気がしますし、今後のこの進め方については、十分、当然、検討もでしょうけれども、その方向性だけはずっと残していただきたい。その中央公民館を一つつくって、条例公民館を地区に戻す、そういう方向で進めていただきたいと要請します。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第10「議案第72号 さつま町永野交流館の指定
管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第１０「議案第７２号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第１１７条の規定により、１８番、木下敬子議員の退場を求めます。

〔木下 敬子議員退場〕

○議長（中尾 正男議員）

本案の提案理由については説明済みであります。

これからただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第７２号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託します。

ここで１８番、木下敬子議員の入場を許します。

〔木下 敬子議員入場〕

△日程第１１「議案第７３号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第１１「議案第７３号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第１１７条の規定により、１９番、木下賢治議員の退場を求めます。

〔木下 賢治議員退場〕

○議長（中尾 正男議員）

本案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第７３号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託します。

１９番、木下賢治議員の入場を許します。

〔木下 賢治議員入場〕

△日程第１２「議案第７４号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第１２「議案第７４号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」を議題とします。本案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

議案を見てみますと、２４年から２８年３月３１日、４年間ということで予算書にも１２８万円とあるんですけれども、前、ウオーキング大会があったときに行ってみますと、傷みが激しい

んですよ、いろいろ色も悪くなっているところもあるし。

それで直営のときには、係が見に行ったりして声が届いて、修繕とかいろいろできるんですけども、指定管理になってくると、その間でどういう契約になるのか判りませんが、20万円以下は自分ですとか、いろいろ出てきますよね。

だけど、こういうのは営業もできないし、収入もないし、多分この128万円、4年間の指定管理料だけでやっていくということになると思うんですが、あそこの整備をしてから指定管理にされるのか、ただ今のままでされるのかですね。

というのが、鉄道ファンというんですかね、ああいうのが増えて、結構行ったときにも見に来ている方がおいでになるんですよ。だから、その辺を考えますと、金山でいろいろこれから売っていかないとすると、やっぱりあの辺もその金山の跡地の窓口になると思うんですけども、その辺の整備については、どのようにお考えなのか。基本的な考えをお伺いしておきます。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

永野鉄道記念館につきましては、今現在、年間32万円の委託料を払っておりまして、そのうちもうほとんどが光熱水費で使われております。そういうことと、消耗品等でですね。ただ現在については、ちょっと繰り越しも持っていらっしゃいまして、5万円以下の件につきましては、この委託料の中で修繕をしていただきたいと。戸の傷みとか、そういうのはやっていただきたいということで、お願いをしているところでございます。

ただ、今言われましたとおり、外の遮断機とか、それから、まくら木とか、その辺については、また金額にもよりますけれども、先ほど申しましたとおり5万円以上になりましたら、町のほうとしても、また協議をしながら進めてまいりたいということでありまして。

今やっていますとおり、ウオーキング大会については600人以上参加で、見学者も多くありますので、指定管理者になられるところと、それから、区の公民館長さん、その方々とも協議をしながら進めてまいりたいと思っています。

○麥田 博稔議員

あそこに和室もありますけれども、入館料も取れるような状態じゃないし、地域の方がちょっと集まって会をされるぐらいですよ。5万円以下というのも厳しいと思うんですよ、畳とかなんとかかえるとなると、すぐなります。それで、あれが公民会だったら、公民会補助制度で、10万円を超えないといけませんけれども、半分は補助とかありますけれども。

やはりその辺の管理については、町が責任を持たんと、30万円やって管理をしてもらっているから、5万円以下の修繕は自分でとなりますと非常な負担をかけると思いますので、その辺は、今後、地元とか、委員会等でも十分もんでいただいて、結果を出していただくように要請をしておきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に審査を付託します。

本日から、12月13日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。12月22日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審査を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後2時13分

平成23年第7回さつま町議会定例会

第 4 日

平成23年12月22日

平成23年第7回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成23年12月22日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森 山 大 議員	2番 東 哲 雄 議員
3番 麥 田 博 稔 議員	4番 米 丸 文 武 議員
5番 川 口 憲 男 議員	6番 新 改 秀 作 議員
7番 平八重 光 輝 議員	8番 平 田 昇 議員
9番 舟 倉 武 則 議員	10番 岩 元 涼 一 議員
11番 内之倉 成 功 議員	12番 柏 木 幸 平 議員
13番 楠木園 洋 一 議員	14番 内 田 芳 博 議員
15番 桑 園 憲 一 議員	16番 市 來 修 議員
17番 新 改 幸 一 議員	18番 木 下 敬 子 議員
19番 木 下 賢 治 議員	20番 中 尾 正 男 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 王子野 建 男 君	議事係 長 中 間 博 巳 君
議事係 主幹 松 山 明 浩 君	議事係 主任 垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	教 育 長 東 修 一 君
副 町 長 和 気 純 治 君	教委総務課長 山 口 正 展 君
健康増進課長 村 山 茂 樹 君	社会教育課長 岩 元 義 治 君
水道課長 脇黒丸 猛 君	商工観光課長 赤 崎 敬一郎 君
税 務 課 長 萩 原 康 正 君	建 設 課 長 三 浦 広 幸 君
総 務 課 長 紺 屋 一 幸 君	
財 政 課 長 下 市 真 義 君	
企 画 課 長 湯 下 吉 郎 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 1 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 2 議案第 6 2 号 さつま町交流館条例の一部改正について
- 第 3 議案第 6 3 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 5 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 議案第 7 1 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 7 4 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
- 第 1 0 議案第 7 2 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 7 3 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について
- 第 1 2 陳情第 6 号 町有財産（旧宮之城中学校跡地）の貸借を求める陳情書
- 第 1 3 陳情第 1 0 号 株式会社ニシムタの旧宮之城中学校跡地利用に反対する陳情書
- 第 1 4 陳情第 9 号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書
- 第 1 5 発議第 1 1 号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）の提出について
- 第 1 6 学校規模適正化対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第 1 7 災害復興対策調査特別委員会報告の件
- 第 1 8 所管事務調査報告の件
- 第 1 9 議員派遣の件
- 第 2 0 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第7回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第61号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第2「議案第62号 さつま町交流館条例の一部改正について」、日程第3「議案第63号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第4「議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」、日程第5「議案第68号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第6「議案第69号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」、日程第7「議案第70号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」、日程第8「議案第71号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、日程第9「議案第74号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「議案第61号 さつま町税条例等の一部改正について」から日程第9「議案第74号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」まで、以上の議案9件を一括して議題とします。各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第61号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。今回の改正は、地方税法が一部改正されることに伴い、本条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容として一つ目に、過料の引き上げと創設であるが、現在、町民税の不申告や退職所得申告書の不提出、固定資産税等の不申告に係る過料を、3万円と定めているものを、10万円に引き上げる。また、これまで定めなかった、たばこ税等に係る申告納税者等の不申告に対して10万円の過料を新たに定めるというものであります。

二つ目に、個人住民税の寄附金控除額の適用下限額を、現行の5,000円から2,000円に引き下げるというものであります。

三つ目に、肉用牛の売却による農業所得の特例の見直し、適用期限の延長であるが、免税適用期限については平成24年度までを3年延長し、平成27年度までとする。免税対象牛の売却頭数の上限を年間2,000頭から1,500頭に引き下げる。免税対象牛の範囲から、現行の売却価格100万円以上を20万円引き下げ、売却価格80万円以上の交雑種牛を除外するというものであります。

また、個人住民税において、所得金額が所得税法等の計算例によって算定されるため、所得税

法、租税特別措置法の改正に伴い、条文等を整備するというものであります。

質疑の中で、本町で過去に町民税等の不申告で過料が発生した事例があるのかとただしましたところ、税の申告そのものに意識のない方の申告忘れ等はあるが、そういう方々については呼び出しをし、申告されるように指導している。過料を適用された事例は、旧町時代についてもないのではないかと説明であります。

次に、「議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」の関係分についてであります。

歳出の2款7項、地籍管理費、地籍調査事業費について、今回予定される宮之城屋地地区の一部の調査が終了すれば、町内全域の地籍調査が完了するということになるのかとただしましたところ、宮之城屋地地区の一部の4字を地区外という形で取り扱っていたが、今回県に補助事業の申請をし、これが認められたということで、今回補正予算の計上をした。

ただし、町内には県立北薩広域公園が調査区域外ということで残るが、公園内部の調査費を試算したところ、1,200万円ほどの調査費がかかる。公園内部を1,200万円かけて調査した場合との費用対効果を考えたときに、調査地区外として残したほうがよいと判断している。対外的には県立公園部分は残していても、特例で本町の地籍調査はすべて終了するという取り扱いになるとの説明であります。

次に、9款1項、消防費、消防団費の総合事務組合への負担金については、東日本大震災により、多くの消防団員が強い使命感を持って出動し、水門閉鎖、人命救助、避難誘導等の際に大津波に巻き込まれ、これまでにない多数の消防団員が殉職された。

これを受け、消防団員等公務災害補償等共済基金では、平成23年度の公務災害補償等に要する費用を230億5,000万円ほどと算出している。これにより約200億円の不足が見込まれることから、本年度に限り消防団員等公務災害補償に係る掛金の額が引き上げられることによる追加負担分である。本町の追加負担金は、消防団員の定数483人に対し、一人当たり2万2,800円を乗じた額となるということです。

なお、今回の追加負担分全額について、特別交付税による財源措置が講じられるとのことであります。

最後に、企業誘致対策について、特に町長の見解を求めたところであります。

今回の補正予算で、企業誘致対策の経費として30万円計上されている。現在、国内企業の海外への流出に拍車がかかっているということも聞く。本町には日本特殊陶業関連の会社が多く立地しているが、その他の企業の方々に対して、町長はどのような形でトップセールスをされる考えなのかとただしましたところ、現在、非常に円高が進み、輸出産業にとっては厳しい状況にある。日本特殊陶業においては輸出が8割を占めているので、非常に厳しい状況が続いている。

幸いにして、先進国の自動車生産については余り伸びていないわけだが、やはり新興国の生産がかなり伸びていくということなので、期待もあるかと思っている。町内に立地している企業が、関東や近畿といった圏内であるので、その本社を訪問しながら今後の動向を十分把握する必要があるし、またそれに関連するような企業もあるので、そういったところのいろんな情報を収集しながら、何とか立地に結びつけるような形ができればよいと思っている。

特に、企業誘致については、各市町村同じような努力をしているので、本町の売りや、他の自治体との違いを出しながら進めていくことが必要である。今、条件的には地域高規格道路が整備されており、こういう交通機関の整備というのは立地には大きな役割を果たしていると思う。倉内工業団地の近くにインターチェンジができるということのPRや、設備投資についてもいろんな立地助成金があるということを説明するなど、いろんな条件を示しながら努力をしているとこ

ろである。いろんな企業があるが、熱意をいかに示していくかということが、企業にとっては足を一歩踏み出すという判断になるかと思っている。

現在の状況では、新規の立地というのはなかなか厳しいところがあるので、本町に立地されている企業に、もっと経営改善をしていただいて、工場の拡張や設備投資をしていただくような手だてがあれば雇用の促進にもつながるということで、本社の社長にはお願いに回っているところであるとの答弁であります。

これに対し、委員からは、このような厳しい状況ではあるが、ほかの企業の方々にも立地していただくことが町の発展のためにも大きな成果が得られると思うので、十分な予算措置をし、積極的に取り組んでいただきたいとの意見が出されました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの総務常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第62号 さつま町交流館条例の一部改正について」、「議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」関係分、「議案第68号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上、議案3件につきましては、現地調査を実施し慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第71号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」は、現地調査を実施し慎重に審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程について、その概要を申し上げます。

初めに、「議案第62号 さつま町交流館条例の一部改正について」であります。

これは、薩摩地区にある求名、永野、中津川の三つの交流館を平成24年4月1日から新たに指定管理施設とするため、関連する条例の一部を改正するものであります。

現地調査を踏まえた質疑の中で、いずれの交流館も建設後相当な年数が経過し老朽化が進んでいるが、指定管理制度を導入する前に修繕等は完了できるのかただしましたところ、8月に薩摩地区の各区公民館長に対し修繕に関する要望調査を行い、現状を確認した上で9月に補正予算を計上して対応している。また、各交流館の耐震診断については、今のところ未実施であるが、今後、建築係と協議しながら対応したいとのことであります。

次に、「議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」関係分についてであります。

まず、歳出の3款2項、児童福祉費、保育園運営費の私立保育所改修助成事業補助は、保育園クオラキッズの改築工事に対して補助するとの説明であります。保育園クオラキッズの現施設は、昭和53年度に船木地区に建設され現在に至っているが、老朽化と平成9年の地震による表面に出ない損傷が懸念されることから、今回、鹿児島県の補助事業を導入し、大規模な改築工事を実施する計画であるとのことであります。

当委員会としましては、現地に赴き、経営者に対し施設の現状、工事の概要、改築後の施設運営等について説明を求めた上で、この計画が適切であると判断いたしましたところであります。

次に、１０款２項、小学校費及び３項、中学校費の要保護・準要保護児童生徒援助（学用品等）の補正に関し、さつま町における対象児童生徒数について近年の状況をたどしましたところ、平成２１年度が１７６名、平成２２年度が１８４名、平成２３年度が１９８名であり、認定者数は増加傾向にあるとのことであります。

次に、１０款５項、社会教育費、芸術文化活動事業費の各種大会出場補助は、宮之城吹奏楽団の九州吹奏楽コンクール出場に対する補助であり、団員の旅費及び楽器の輸送経費に係る実費のうち２分の１を助成するとの説明であります。質疑の中で、この団体に対する今後の援助をどのように考えるかたどしましたところ、宮之城吹奏楽団の実力は県内でもトップクラスであり、吹奏楽のまちづくりの核となる団体であると考え、一つの大きな文化的財産として末永く活動できるように支援していきたいとのことであります。

次に、１０款６項、保健体育費、社会体育事業費の各種大会出場補助は、宮之城野球スポーツ少年団を初め、町内の四つのスポーツ少年団が鹿児島県代表として全国大会、もしくは九州大会に出場したことに対する補助で、交通費の２分の１を助成するものであるとの説明であります。

質疑の中で、補助対象となるものの基準についてたどしましたところ、それぞれの大会の要綱の中に、選手、監督、コーチなどの登録人数が決まっており、それを超えない範囲としているとのことであります。

次に、「議案第６８号 平成２３年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」についてであります。

２款１項、療養諸費の療養給付費及び療養費の増額補正については、高額な治療を受けている方々が、昨年度からことし９月分まで継続していることが確認できた。今後、不足を生じるおそれがあることから、今回計上したとの説明であります。

これに対し、国民健康保険事業の今後の財政運営についてたどしましたところ、国民健康保険税の税額の見直しについては、現在、税務課との協議を進めており、今後の医療費の動向や国民健康保険基金の状況を勘案しながら、最終的には町長の判断になるが、健全な財政運営が図られるよう検討させていただきたいとのことであります。

次に、「議案第７１号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」であります。

これは、地域住民の触れ合い、交流及び学習活動など地域活性化活動の拠点施設として活用されてきている薩摩地区の求名交流館について、平成２４年４月１日から４年間、地元の求名区公民館に指定管理させようとするものであります。

質疑の中で、今回の指定管理期間が経過したあとはどのように管理していく考えかたどしましたところ、老朽化し耐用年数も近いことから、指定管理協定の継続、無償譲渡、解体して地元で新たな自治公民館を建設するなど、地元の意向により対応をしたいとのことであります。

以上のほか、特に町長に対して、交流館等の管理のあり方について基本的な考えをたどしたところであります。

答弁では、指定管理で管理すべきものと条例公民館として管理すべきものを整理し、さつま町中央公民館とそれを補完する分館という形の組織にしたい。その基本的な方針として、宮之城地区にさつま町全体を統括するさつま町中央公民館と分館を一つ置き、鶴田地区、薩摩地区には、それぞれ分館という形で一つずつ置いて、全体で合計四つの条例公民館を置いて活用していきたいと考えている。

また、中央公民館は、財政負担を考慮して新たに建設することはしない。現在、新庁舎の建設

計画を進めており、完成後は教育委員会も本庁舎に配置される予定である。したがって、宮之城文化センターの執務室等があくことから、この施設の有効活用を図っていきたいとの答弁であります。

これに対して、宮之城地区に現在ある三つの条例公民館の今後の管理について、地元への説明はどのように進めるのかただしましたところ、新庁舎完成後の平成27年度を目標にして、これまでの経緯を踏まえ段階的に協議を進めていきたいとの答弁であります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重に審査を行った結果、「議案第63号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」関係分、「議案第69号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」、「議案第70号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」、以上の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第74号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第63号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

佐志ニュータウンに建設中のたばる団地の完成に伴い、広瀬団地の用途廃止並びに名称、位置の変更及び船木団地の用途廃止をしようとするため、条例の一部を改正するものであります。たばる団地については、木造平屋建ての2棟4戸で、平成24年1月に入居を募集し、2月1日から入居開始が予定されています。

質疑の中で、現在、広瀬団地に入居されている方の退去後の居住先についてただしましたところ、ひとり暮らしの1世帯が入居されており、新しい団地への入居もしくは家族のところへ同居される予定であるとのことでした。

次は、「議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」の関係分についてであります。

6款1項、農業費の1目、農業委員会費は、既定予算の組み替え及び農業者年金の加入に係る農業者年金事務委託料の歳入増額に伴う補正であります。

質疑の中で、農業者年金受給者の状況等についてただしましたところ、平成22年度末現在で、加入中が58名、受給者が783名となっている。また、新規加入者の推進についても農業委員の協力を得ながら積極的に行っており、平成22年度は4名の加入があり、平成23年度は6名の新規加入者を目標に取り組んでいるとのことであります。

次は、2項、林業費についてであります。有害鳥獣の捕獲頭数が当初の見込みを大きく上回っ

たことから、有害鳥獣捕獲報償費として467万5,000円が計上されています。

質疑の中で、猟友会の高齢化及び銃器に係る規制や維持経費等により、今後、会員はますます減少すると考える。最近では、わな猟が増えてきているが、銃猟も必要なことから、銃器の免許取得者に対する助成の考えはないかたまたましたところ、新たにわなの免許を取得される方には助成があるので、多額の維持経費を要する銃器についても、狩猟登録時など何らかの助成ができないか、現在検討をしているとのことでもあります。

なお、猿による被害も拡大していることから、猿の生態調査を目的とした、発信器を取りつける猿の捕獲についても、猟友会などの協力を得ながら積極的に取り組むよう要請いたしました。

次に、7款1項、商工費の3目、物産観光費65万円は、平成24年2月に東京池袋の東武百貨店で開催される第31回大鹿児島展に、本町から出店する団体への旅費の助成及び来場者に進呈する菜ばし1,000本分の作製費用であります。

今回の出店を通じ、本町のPRと販路拡大等がなされることは理解できるが、旅費については、特定参加団体への助成であることから、実施後の成果等についても何らかの形で報告すべきであるとの意見が出されました。

次に、8款2項、道路橋りょう費の過疎対策道路整備事業費の測量設計業務委託料は、役場前通り線の整備に係るもので、庁舎建設に伴う早目の安全対策と来庁者の往來の利便性を図るものであります。

質疑の中で、整備に伴う道路幅員の拡幅計画等についてたまたましたところ、現在の道路は、外側線だけであるため、歩行者の安全性が危惧される。計画では、役場駐車場敷地の確保が必要なことや盈進小学校の石積みが高く、崩落の危険性もあることから、学校側に2メートルの歩道設置を予定している。

教育委員会や学校との事前協議は行っているが、石積みの再利用や記念樹の移植なども含め、今回の設計の成果図面により、PTA、卒業生などへの説明、協議等を行っていききたいとのことでもあります。

次は、「議案第69号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。

収益的支出の21款1項、営業費用の150万円は、配水管等の漏水修繕に係る経費で、今後の見込み分が計上されています。質疑の中で、昨年度における漏水の修繕件数と漏水が地表に現れる前の予見についてたまたましたところ、昨年度は49件の漏水が発生し、修繕料の総額が763万8,000円で、このうち156万1,000円は修繕引当金を取り崩して充当した。

漏水の発見は、地表に水が出てこないことを確認できないが、毎日の点検の中で配水量の調査を実施しているので、周辺の水圧低下や夜間における水量の異常などにより、場所の特定は難しいが漏水の疑いを確認できるので、早目の対応は可能となるとのことでもあります。

次は、「議案第70号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。

資本的支出の41款1項、建設改良費の1,400万円は、紫尾地区の水道布設に係る工事請負費で、旧鶴宮中学校跡地に介護支援センターが移転し、地元からも水道設置の強い要望があることから、給水計画戸数5戸を対象に宮之城簡易水道事業の平川地区の配水管から分岐し、水道を布設するものであります。

質疑の中で、今回の事業に伴う受益者負担についてたまたましたところ、給水計画戸数の使用水量の計算等により投資可能額を算出し、水道布設に係る事業の採算性など検討を行った結果、今回の事業導入に至った。宅地内配管及びメーターの給水負担金等を合算すると、1世帯当たり

の負担金は20万円前後になるとのことです。

次は、「議案第74号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」であります。

今回、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間、引き続き丁町婦人会を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、鉄道記念館における展示物については、盗難などを防ぐための対策を講じるべきではないかたまたましたところ、管理人が常駐しているわけではなく、来館者があったときのみ展示室を開放し対応しているが、終始監視が行き届かないため、小物の展示物については、すべてショーケースに入れるなど対策を検討したいとのこととあります。

当施設は、地区の集会施設的な利用がなされているが、鉄道記念館という町の観光施設としての機能も備えているため、屋外設備を含めた施設の改修など維持管理については、指定管理者と十分連携を図りながら対応してもらいたいとの意見が出されました。

最後に、町営住宅用途廃止後の土地活用策と今後の建設計画について、町長の見解を求めたところであります。

船木団地及び広瀬団地の用途廃止後における土地を、町が有効活用する考えはないか、また、若者の定住促進対策の一環として住宅を建設する考えはないかたまたましたところ、広瀬団地については、以前より地区から払い下げの話もあるため、宅地として処分をしたい。船木団地については、形状や場所の条件等から宅地としての処分は難しいと考えるが、基本的には、公的な施設としての活用ではなく、行政財産から普通財産へ移管し、売却等の処分を考えている。

また、新たな町営住宅等の建設については、民間での住宅建設など競合する面もあり、考慮しなければならない。町営住宅は、その多くが経年劣化の状況にあるため、それらの建てかえが優先されるものとするが、現在、さつま町公営住宅等長寿命化計画を策定中であり、この中で、新たな住宅の建設や今後の維持管理のあり方等についても検討したいとの答弁であります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの建設経済常任委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで建設経済常任委員長長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第61号 さつま町税条例等の一部改正について」から「議案第63号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」まで、議案3件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案3件に対する各常任委員長長の報告は、原案可決です。委員長長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 さつま町税条例等の一部改正について」から「議案第63号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案3件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第67号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第68号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から「議案第70号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」までの議案3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案3件に対する各常任委員長の報告は、原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第68号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から「議案第70号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」までの議案3件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第71号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第71号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」は、文教厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

次は、「議案第74号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」討論を行います。

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する建設経済常任委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第74号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」は、建設経済常任委員長報告のとおり可決されました。

△日程第10「議案第72号 さつま町永野交流館の指定 管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第10「議案第72号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、18番、木下敬子議員の退場を求めます。

〔木下 敬子議員退場〕

○議長（中尾 正男議員）

本案に対する文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第72号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」は、現地調査を実施し慎重に審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。それでは、審査の過程について、その概要を申し上げます。

これは、地域住民の触れ合い、交流及び学習活動など地域活性化活動の拠点施設として活用されてきている薩摩地区の永野交流館について、平成24年4月1日から4年間、地元の永野区公民館に指定管理させようとするものであります。

質疑の中で、今回の指定管理期間が経過したあとはどのように管理していく考えかたでしたところ、老朽化し耐用年数も近いことから、指定管理協定の継続、無償譲渡、解体して地元で新たな自治公民館を建設するなど、地元の意向により対応をしたいとのことであります。

以上のほか、さきに報告しました「議案第71号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」の審査報告のとおり、本案に関連した質疑も出たところであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第72号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」は、文教厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

18番、木下敬子議員の入場を許します。

〔木下 敬子議員入場〕

△日程第11「議案第73号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第11「議案第73号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、19番、木下賢治議員の退場を求めます。

〔木下 賢治議員退場〕

○議長（中尾 正男議員）

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第73号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」は、現地調査を実施し慎重に審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。それでは、審査の過程について、その概要を申し上げます。

これは、地域住民の触れ合い、交流及び学習活動など地域活性化活動の拠点施設として活用されてきている薩摩地区の中津川交流館について、平成24年4月1日から4年間、地元の中津川区公民館に指定管理させようとするものであります。

質疑の中で、今回の指定管理期間が経過したあとはどのように管理していく考えかただしましたところ、老朽化し耐用年数も近いことから、指定管理協定の継続、無償譲渡、解体して地元で新たな自治公民館を建設するなど、地元の意向により対応をしたいとのことであります。

以上のほか、さきに報告しました「議案第71号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」の審査報告のとおり、本案に関連した質疑も出たところであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第73号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」は、文教厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

19番、木下賢治議員の入場を許します。

〔木下 賢治議員入場〕

△日程第12「陳情第6号 町有財産（旧宮之城中学校跡地）の貸借を求める陳情書」、日程第13「陳情第10号 株式会社ニシムタの旧宮之城中学校跡地利用に反対する陳情書」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第12「陳情第6号 町有財産（旧宮之城中学校跡地）の貸借を求める陳情書」及び日程第13「陳情第10号 株式会社ニシムタの旧宮之城中学校跡地利用に反対する陳情書」を一括して議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

当委員会に付託されました「平成23年陳情第6号 町有財産（旧宮之城中学校跡地）の貸借を求める陳情書」及び「平成23年陳情第10号 株式会社ニシムタの旧宮之城中学校跡地利用に反対する陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、陳情第6号についてであります。鹿児島市与次郎1丁目10番1号、株式会社ニシムタ代表取締役西牟田敏明氏から、平成23年8月30日に提出されたものであります。

陳情の趣旨であります。株式会社ニシムタが、旧宮之城中学校跡地を商業施設として50年間の貸借を検討していただきたいというものであります。

さつま町の中心街を眺望すると、核となる大型店舗が少ないために、町民は集い、楽しむための憩いの場所や消費生活のよりどころを地区外の商業エリアに求めているのではと察する。株式会社ニシムタの出店により、遠方へ出向がなくても、地元で生活に必要なものが購入できる。交流の場として町の活性化の一助となる。新しい雇用の創出で町全体に潤いを生じる等の効果が期待できるというものであります。

次に、陳情第10号についてであります。さつま町宮之城屋地1531番地、さつま町商工

会会長小牧紘一氏から、平成23年11月18日に提出されたものであります。

陳情の趣旨であります、陳情第6号の株式会社ニシムタの旧宮之城中学校跡地利用に反対するものであります。

さつま町商工会では、プレミアム商品券事業、さつま百縁祭などの事業の実施や、水害からの復興を目指し、激特事業で生まれ変わった河川を生かした観光や、アーケード撤去等による商店街づくりに知恵を絞っている。町からも各種事業の支援を受け、官民一体となった元気なまちづくりに取り組んでいる。

ところが、株式会社ニシムタより、旧宮之城中学校跡地を商業施設として貸借させてほしい旨の要望が出され、これが実現するとなると地元商工業者に多大な影響を及ぼすため、この出店に反対するというものであります。あわせて、旧宮之城中学校跡地を地域全体の活性化のために有効活用するべく、議論の場を持つことを要望するものであります。

当委員会では、旧宮之城中学校跡地の現地調査を実施し、財政課、商工観光課の出席を求め、説明を受けたところであります。まず、財政課より、旧宮之城中学校跡地の現状について説明を受けましたが、普通財産として管理されており、スポーツコンベンション等での利用の申し込みがある場合には利用許可をしている。

また、この土地については、都市計画区域内の用途指定地域で、第1種中高層住居専用地域に指定されており、500平方メートルを超えての店舗は建設することができないとのことで、現時点でこの用途地域の見直しについては考えていないとのことであります。

また、今後の活用については、具体的な協議は行っていないが、貴重な公共用地であるということ貸し付け等の意思は持っていないとのことであります。

質疑の中で、校舎を現在のまま放置しておくのはどうか。解体をし、更地にした上で、跡地をどのように活用していくか検討するべきではないかとたどしたところ、解体費については2億円近くを見込んでいるが、財政状況を見ると、今すぐに解体するわけにはいかない、国の動向等も見ながら、解体の時期を財政計画の中に織り込んでいきたいと考えている。

ただし、現在のところ、解体をして新たな施設を建設する必要性は発生していないが、将来の土地利用という観点から協議を進めていきたいと思っているとの説明であります。

次に、商工観光課より、商工会による調査状況について説明を受けました。伊佐市に株式会社ニシムタが出店されていますが、市が発行したプレミアム商品券のうち7割がニシムタで利用されているとのことであります。

仮に、本町へニシムタが出店した場合、中心市街地にあるスーパーの撤退も懸念されているとのことであります。現在、スーパーの買い物客がその帰りに近隣の商店街でも買い物をしていただいているということで、共存共栄の形ができているとのことであります。また、新たな雇用の発生を言われているが、一方で、スーパーの撤退や、商店街が寂れていくことで、雇用がなくなること考えられるとのことであります。

以上のような説明を受け、審査いたしました、その中で、現時点では貸し付けの考えもなく、また、この土地を今後どのように活用するか方向性も決まっていない段階である。また、株式会社ニシムタが出店することにより、地元商店街へ影響が及ぶことを考えれば、町有財産を貸し付けることには反対であるとの意見が出されました。

採決の結果、「陳情第6号 町有財産（旧宮之城中学校跡地）の貸借を求める陳情書」については、全会一致で不採択すべきものとし、「陳情第10号 株式会社ニシムタの旧宮之城中学校跡地利用に反対する陳情書」については、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、陳情第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、不採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第6号 町有財産（旧宮之城中学校跡地）の貸借を求める陳情書」は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第10号 株式会社ニシムタの旧宮之城中学校跡地利用に反対する陳情書」は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第14「陳情第9号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第14「陳情第9号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書」を議題とします。総務常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

当委員会に付託されました「平成23年陳情第9号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町湯田1328番地、鹿児島県北部地区局長会薩摩部会長三角航洋氏から、平成23年11月18日に提出されたものであります。

陳情の趣旨であります、これまで郵便局は、地域社会において情報、安心、交流の拠点とし

ての役割を担っており、特に過疎地域を多く抱えるさつま町においては、地域住民の利便性に大きく貢献していた。ところが、平成19年10月、郵便、貯金、保険の、いわゆる郵政三事業は民営・分社化され、窓口の分割等によるサービスの低下等、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

現行の民営化法には、郵政事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金・保険が提供されない郵便局が現れ、公益性・地域性が失われるおそれがある。これらの不満・不安を解消するため、昨年4月郵政改革法案が閣議決定され通常国会に提出されたが、いまだ成立しておらず、たなごらしの状態が続いている。

以上のようなことから、国民共有の財産である郵便局ネットワークを維持するため、郵政改革法案の早期成立を求める意見書を、衆参議長及び関係大臣に提出を求めるものであります。

当委員会といたしましては、審査の過程で、国の郵政改革により郵政三事業が分割され、それぞれ手続をしなければならないなど、不便な形になっている。陳情趣旨にあるように、サービスを一体的にし、利用しやすい形に改めていただきたいとの意見が出されました。

採決の結果、本陳情については、陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。以上で、報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第9号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第15「発議第11号 郵政改革法案の早期成立を 求める意見書（案）の提出について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第15「発議第11号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

「発議第 11 号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「平成 23 年陳情第 9 号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書」についてと同趣旨であります。

お手元に配付してある意見書（案）のとおり、衆参両議院議長ほか、関係大臣に対し、意見書を提出しようとするものであります。以上で、趣旨説明を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから発議第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第 11 号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第 16「学校規模適正化対策調査特別委員会の設置 及び委員の選任について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第 16「学校規模適正化対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。「さつま町立小・中学校の適正化計画」について、調査・研究するため議長を除く 19 名の委員で構成する学校規模適正化対策調査特別委員会を設置し、調査が終了するまでにこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、議長を除く 19 名の委員で構成する学校規模適正化対策調査特別委員会を設置し、調査が終了するまでこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね１０時４０分とします。

休憩 午前１０時２７分

再開 午前１０時３９分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第１７「災害復興対策調査特別委員会報告の件」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第１７「災害復興対策調査特別委員会報告の件」を議題とします。

災害復興対策調査特別委員会委員長から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、災害復興対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。災害復興対策調査特別委員会委員長の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○災害復興対策調査特別委員長（川口 憲男議員）

災害復興対策調査特別委員会のこれまでの取り組みの経過について、中間報告をいたします。

記録的な集中豪雨で一人が死亡し、住家８１５棟が全半壊、床上、床下浸水するなど、大きな被害に見舞われた平成１８年７月の鹿児島県北部豪雨災害からことしで丸５年が経過したところでもあります。こうした未曾有の災害に対し、採択された河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）による川内川河川改修は、本町初め薩摩川内市など３市２町の４１カ所中、県内初の輪中堤ともう一つの核となる推込分水路等３４カ所で整備を終えつつあり、同事業は本年度で完了することとなります。

平成１８年度から始まった激特事業は、豪雨時の外水はんらん防止を主な目的として進められ、本年度末までの総事業費は九州で過去最大の３７５億円となったところでもあります。国土交通省川内川河川事務所によりますと、計画変更で１年延長されたものの、築堤は予定の総延長約１６キロメートル、河道掘削は約２００万立方メートル分をほぼ完了したことになります。

堤防で集落を囲む輪中堤は５カ所で施工され、薩摩川内市司野、南瀬、久住地区の３カ所と、本町柏原地区 大願寺集落の１カ所で工事を終えております。小路下手地域では用地取得に協議を要し、堤防部分約２００メートルを残しておりますが、激特事業による年度内の事業は完成に向けて協議が進められているところであります。

また、増水時に本川を分流させる虎居地区の推込分水路は、本年の出水期前に整備を終えたところであり、本年６月の梅雨期による豪雨にあっては、本流の水位を８０センチメートル下げるなど、事業による水位低減効果が現れたとの報告を受けております。

当委員会では、こうした鹿児島県北部豪雨災害における「災害復興対策」及び「防災対策等の調査・研究」を目的として、平成２１年６月議会定例会において設置され、これまで２０回を超える調査・検討や、国・県に対する要望活動、被災者協議会との意見交換に加え、国によるダム

再開発事業に係る先進地研修視察の実施等、所期の目的達成のための活動を行っているところですが、昨年9月議会における中間報告以降の取り組み状況、経過について、その概要を報告いたします。

まず、平成23年1月21日、第15回委員会を開催し、町内各地で施工されている激特事業の現地を調査し、事業の進捗状況等について調査しました。

事業は、年度内の完成を目指しておおむね順調に進められておりましたが、当委員会では、1、工事の施工に関する地域住民の要望とりまとめ、2、工事完成後の地域への弊害、3、ダム再開発事業による下流域の環境の影響等について調査することを決定した次第です。

4月28日には、第17回委員会を開催し、川内川河川事務所久保所長を招聘し、激特事業の進捗状況を聴取するとともに、ダム再開発事業に係る事業の概要を調査しました。

久保所長によると、激特事業は、平成18年度着工以来、順調に進んでおり、推込分水路も6月の出水期前には完成することとなる。激特事業は、本年度で終了することとなるが、一部協議が難航している地区があり、この地区については、粘り強く協議を進めていきたい。ダム再開発事業は、激特事業とあわせた大きな事業として、平成19年度より進められている。現在、工事用道路が3月に完了し、本体部分の穴、仮締め切り、導水路を施工する工事は本年2月に契約を締結し、3月末から着手された。引き続き支援をお願いしたいとの説明でありました。

この説明に対し、用地交渉難航地区の対応、事業完了後の国道、県道の補修計画、ダム再開発事業による汚濁防止策及び具体的な工程、工事車両の安全走行の啓発等について質疑を行ったところ、1、工事区域において、一部協議が難航しているが、地元との交渉を粘り強く続けていきたい。この状態で出水期を迎えることになるが、水防等に対する準備を整えておく必要がある。いずれにしても、交渉が整い次第、堤防工事に着手する予定である。

2、工事車両が走行している国道等については、道路パトロールを行いながら補修している状況である。一部町道では傷んでいる箇所も多々あるように聞いている。工事車両の走行に起因するものであれば、早急に対応したいが、現実的には因果関係が困難であることから、県・町等関係者が立ち会い、確認しながら調整を行っている状況である。

3、ダム再開発事業施工にあっては、現在、仮締め切りの基礎コンクリートを打設するための床掘りに着手している。ことし3月中旬から、ダム湖にしゅんせつ船を準備し、船に設置したクレーンにより床掘りをしているが、バケットを密閉し汚濁水が流出しないように配慮している。完全な汚濁防止は不可能であるが、こうした処理を講じながら工事を進めていきたい。

また、床掘りした土砂については、ヘラブナ岬に集積し、水切りをしたのち、石灰等混ぜながら適正に処理することとしている。出水期は工事が中断されることから、5月中旬に湖底の状況を見定め、試験施工を繰り返しながら工事を進めていく予定である。

4、工事の進行とともに、鋼材、資材の搬送が頻繁に行われるようになる。こうした状況については、地域住民へ事前に説明し協力をお願いしているほか、夜間に搬送するなど配慮している。また、各家庭を訪問し御意見を拝聴しながら工事を進めている。今後、交通量がますます増えてくることが予想されるが、必要な箇所には誘導員を配置するほか、施工業者にあっても交通安全管理者を設置し、安全走行に向けて指導を徹底するよう通知している等の答弁がありました。

当委員会としては、今後の工事状況の実態を的確に調査・検討しながら、情報を共有することを申し合わせたところです。

6月23日、鶴田ダム管理所操作室において、本年度の雨期におけるダム操作の状況等や、洪水調節に至るまでの経過等について説明を受けました。

川添所長によると、本年6月の鶴田ダム流域での雨量は、平成18年以降5カ年で最も多く、

4回の洪水調節を行った。特に、6月16日の出水では、ダムへの最大流入量が、平成18年以降最大となり、歴代でも3番目に多く毎秒2,518立方メートルに達した。これに対して、毎秒1,221立方メートルを放流し、その差1,297立方メートルが調節されたことにより、宮之城水位観測所で1.8メートルの水位の低下があった。

また、この出水では、鶴田ダム洪水調節に関する検討会で決まった、ダムからの放流量を毎秒1,100立方メートルから1,400立方メートルへ増やすとともに、サイレンと音声放送による警報に加え、洪水調節情報をマスコミへ提供し、テレビテロップで情報を伝達している。

こうした洪水を調節するダム操作に当たっては、リアルタイムに伝えられる気象情報を的確に把握するとともに、大雨が予想される場合は、事前放流を行いながら、貯水量の調整を行っているとのこと。これを受け、当委員会としては、今後も引き続き的確な洪水調節に努めるよう、強く要請したところであります。

7月28日から29日の日程で、広島県安芸高田市に建設されている土師ダムの状況等について、所管事務調査を行いました。

これは、本町の鶴田ダム再開発事業の施工に関連し、同種の事業を実施した土師ダム管理所より、1、土師ダムの堰提改良事業の概要及び施工後の効果等について、2、本年度雨期におけるダム操作の状況について説明を受け、実態を把握するとともに、今後の状況判断の参考とするために実施したものであります。

土師ダムは、広島県安芸高田市を流れる一級河川江の川中流に建設された重力式コンクリートダムで、特定多目的ダムとして洪水調節と特定利水を初め、下流域へのかんがい、上下水道及び工業用水の供給及び管理用電力として水力発電を行っております。

その規模は堤高50メートル、堤長300メートル、ダムの総貯水容量は4,730万立方メートル、治水容量は3,150万立方メートルとなっており、鶴田ダムと比較すると小規模ではありましたが、洪水調節や用水供給など、地域の安全・安心に貢献しているほか、ダム周辺は運動広場や公園等が整備され、町の活性化や住民のレクリエーションの場として活用されるなど、地域に開かれたダムとして親しまれておりました。

また、ダム湖の水質保全対策として、ばっ気施設、噴水施設を設置しているほか、ダムのフラッシュ放流を行っており、下流域の環境保持、河川の浄化にも努めておりました。研修を終え、ダムと共存していくためには、土師ダムが作成している水源地域ビジョンを関係機関とともに策定すべきであると感じるとともに、種々の施策を見出し、具現化に向けて推進していくべきであると感じた次第であります。

次に、可愛川漁協においては、堰提改良事業後の河川生態系の状況、雨期におけるダム放流水の汚濁状況、以上の項目について概要報告を受け、意見交換を行ったところです。

江の川漁協は、川内川漁協と比較すると河川の規模や地理的な条件の違いはあるものの、ダム上流40キロメートルを管轄する組合員数470名の組合であり、その組織はしっかりと確立されたものであります。

ダムの建設により、1、水量が半減し、水質汚濁が進んだ。2、洪水後の水質汚濁が長引くようになった。3、水温が下がり、生態系に変化が生じるようになった。このように、河川環境が微妙に変化してきたことから、ダム管理所と協議を進め、ダム湖のばっ気施設や低位放流施設の整備を推進するとともに、フラッシュ放流など諸々の対策を講じてきたとのこと。です。

このことにより、水温が以前より上昇し、洪水後の濁りが早く解消するようになったなど、一定の効果が現れているようです。ダムが存在する限りは、以前の環境には戻れないことを認識しつつも、ダムと共存するためにはどうあるべきか、活動と協議を進めているとのこと。であります。

た。

これまで20回の会議を経て、激特事業及びダム再開発事業に係る課題の把握や進捗状況等を見守ってきたところであります。長期にわたり実施されてきた事業が完了間近にある中、その事業がもたらす効果に大きな期待をするところでありますが、激特事業は河川のはんらんなどを防ぐ外水対策に限られているため、さらに水害に強いまちづくりに向けて、内水対策の充実を進めていかなければなりません。

当委員会におきましては、今後も引き続き、ダム再開発事業の進捗状況を注視するとともに、地域住民等の意見等を整理しながら、安心して安全に暮らせるまちを目指し、さらに国及び県に対する要望・要請活動を進めていくことを確認した次第であります。

今後、町当局のさらなる御尽力と議員各位の御支援をいただきますようお願い申し上げまして、当委員会の中間報告といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの災害復興対策調査特別委員長の報告に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

これで災害復興対策調査特別委員会の報告を終わります。

△日程第18「所管事務調査報告の件」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第18「所管事務調査報告の件」を議題とします。

各常任委員長が調査中でありました事項について報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

総務常任委員会の所管事務調査の御報告を申し上げます。

平成23年11月17日から18日までの2日間、熊本県小国町と大分県杵築市において調査を実施しました。

まず、小国町の防災の取り組みについて調査したところであります。小国町は、九州のほぼ中央、熊本県の最北端、阿蘇外輪山の外側にあり、筑後川の上流に位置しています。人口は約8,000人で、面積は136.72平方キロメートルですが、総面積の74%を山林が占める農山村地域であります。気候は九州山地の屋根に位置しているため変化が大きく、夏は涼しく、冬は厳しい寒さとなりますが、年間降雨量も2,300ミリと多い地域であります。

初めに、自主防災組織の取り組みについてであります。小国町では、平成3年の台風19号により甚大な被害を受け、風倒木による二次災害が起こる危険性も町全体に及んでいたため、町では災害プロジェクト班を結成し、災害危険箇所の把握を行った結果、その箇所は117カ所にも及んだとのこととあります。

このままでは、一たび大雨が降れば風倒木による二次災害が町全体に及び、町だけでは対応できないということで、自分の地域、命は自分で守るという自主防災組織を住民に理解してもらい、住民自らが結成、育成へと協力を要請するために、各地区へ町職員が出向き、説明会を開かれたとのこととあります。住民も二次災害への危機感があったことから、町全体で結成され、結成率

は100%となっているとのことであります。

平成5年6月には、杖立温泉で民家10戸を飲み込み、行方不明者3名を出す土砂災害が発生しましたが、自主防災組織と地元第5分団杖立班は早朝より避難の呼びかけをし、ほとんどの住民が安全な場所に避難していたとのことであります。行方不明者は一次避難したあと、いったん家に戻ったときに被災したもので、自主防災組織の協力がなければ30人を超す被災者が出ていたと推測されたとのことであります。

この功績が評価され、平成8年に優良自主防災組織として熊本県知事から表彰を受けられました。

小国町の自主防災組織は、組織と役割が確立され、それぞれの避難パターンが決められております。集落ごとに集合場所が決められ、そこで要援護者の安否も確認し、次に応急防災活動もできる広い場所に設置された一次避難地へ移動します。一次避難地が危険な場合はさらに広域避難地へと移動することになっています。集合場所、一次避難地は自主防災組織が設定し、広域避難地は町が設定します。この間の避難経路も事前に設定してあるとのことであります。

また、自主防災組織の編成については、毎年報告をお願いしているとのことであります。

防災訓練については、旧小学校区（6地区）ごとに、6年に1回それぞれの地区で開催されているとのことであります。

次に、危機管理システムについてであります。小国町では平成10年に、既設の防災無線を補完する形で、災害時に活用できるメディアとして、町が主体となりコミュニティFM局を開設されました。開局時には非常時に割り込みができるFM告知端末を全世帯に無償配布されたとのことであります。FMのスタジオは役場の1階にあり、この運営は第三セクターによるもので、職員2名により運営されています。町からの委託料は年間600万円とのことであります。

火曜日から金曜日の昼に3時間の生放送があり、日曜日には公開生放送も行われています。それ以外の時間帯については、福岡のクロスFMからの放送で編成されています。定時放送については職員が録音し放送が行われるとのことであります。緊急時の割り込み放送についてであります。豪雨災害等は事前に情報が判るため、放送への割り込みという形ではほとんど行われておらず、火事等があった場合に緊急放送をしているとのことであります。

また、小国町ではこのほかに、平成22年度に光ファイバー網を町内全域に整備し、ケーブルテレビを開設されております。この自主放送についても第三セクターによるもので、職員3名により運営されています。これに対する町からの委託料は年間780万円とのことであります。

光ファイバー網の整備に要した総事業費は13億5,000万円ほどで、財源としては地域情報通信基盤整備推進交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金並びに過疎債を活用され、町の財政負担は約5,000万円程であったとのことであります。

町内全域に光ファイバー網まで整備されたことにより、これまでのFM告知放送や防災行政無線による行政情報、防災情報の提供とあわせて、地上デジタル放送の難視聴地区解消や、文字放送による防災情報等の発信、光インターネットサービスの提供も図れるようになったとのことであります。

次に、杵築市では、行政改革の取り組みについて調査したところであります。

杵築市は大分県の北東部、国東半島の南部に位置し、別府湾に面する海岸地域から山間部に至るまで地形は多様に富んでいます。平成17年10月1日に旧杵築市、旧速水郡山香町、旧西国東郡大田村の3市町村が合併して誕生した市で、人口は約3万3,000人、面積は280.01平方キロメートルであります。

初めに、平成18年度から平成21年度までの第1次行政改革、集中改革プランの実績について

てであります。時代の変化に即応した組織機構の構築として、特別養護老人ホームの民間譲渡や、旧山香町の中学校3校を一つの中学校に統合し、さらに旧大田村の大田中学校を山香中学校へ統合されるなど、積極的な取り組みをされております。

また人事管理の見直しとして、定員適正化を推進し、合併時の職員数412名を344名へ、68名の削減を行い、この効果額は6億6,200万円となっているとのことであります。さらに職員等の給与カット等による人件費抑制にも取り組まれてきたとのことであります。ほかに効率的な財政運営の推進等で、20億4,700万円の削減を達成されたとのことであります。

次に、杵築市マニフェストの取り組みについてであります。市民に重点施策等をより判りやすく、見える形で理解を深めていただくために、平成22年度より取り組みを始めたとのことであります。年度終了後にはマニフェストの達成状況を公表し、そのことにより、組織目標の共有や達成期限の確認がなされ、各課内の一体感や業務の効率化につながるなど一定の効果があつたとのことであります。この評価方法については、市長政策室が行ったヒアリング等による内部評価とのことであります。

次に、杵築市満足度調査についてであります。市政全般にわたる市民の満足度や重要度に対する意識調査を行い、杵築市総合計画の後期基本計画の方向性や施策の重要度・優先度を定める基礎資料とすることを目的とし、平成23年度より実施されました。この結果については、ホームページ等で公表しているとのことであります。

調査結果から、既存の政策の周知がされていないと感じたり、また、庁舎のあり方については、新庁舎等の建設に反対する声が多いことから、当面庁舎建設については白紙とする等、今後の市政運営に生かすべく検討されております。この調査は今後、隔年置きに実施予定とのことであります。

次に、市有財産活用推進計画についてであります。市有財産活用の基本事項を5項目定め、139カ所の施設についてそれぞれ計画を策定されています。

昭和56年以前に建設された施設については、耐震補修を行い、継続的に使用するか、建てかえを行うか、解体するか、昭和57年以後に建設された施設への移行が可能かどうか検討を行ったとのことであります。学校施設については、学校施設耐震化優先度調査の優先度により整備を行うが、学校適正配置検討委員会の答申を受け、整備計画を策定されています。

これらの施設の活用推進体制については、市長を本部長とする財産活用推進本部で市有財産の個別推進計画案を作成し、これを議会、市民、行政組織の代表で構成される市有財産活用推進委員会に提出します。推進委員会の下に、主に学校跡地の施設検討委員会が組織されていますが、こういった施設については、推進委員会から個別の検討委員会へ検討指示がなされます。個別の検討委員会は、地元の意見を取りまとめ、これを再度推進委員会へ回答し、推進委員会が本部へ市有財産活用推進計画に対して助言をするといった流れになっているとのことであります。

ある学校施設跡地については、各種スポーツの合宿所、グリーン・ツーリズムの宿泊施設として活用したいとの意見があり、現在、検討が進められているものや、施設を改修し、地区公民館として利用される施設もあるとのことであります。この維持管理については、指定管理者制度を導入予定とのことであります。

最後に、今回の所管事務調査を通じて、まず自主防災組織についてであります。小国町でも普段の活動等については、やはり災害に多く遭われている地域は意識も高く、組織や情報伝達のマニュアル等もしっかり整備されているが、余り災害のない地域については意識が低いとのことで、本町にも同様のことが言えるかと思えます。

この啓発を今後どのようにしていくかが課題であります。さまざまな機会をとらえ、自主防災

組織のリーダー育成や、継続的に防災意識を住民に植えつけるような施策を検討していく必要があります。また、小国町のように、防災行政無線だけでなく、さまざまな情報伝達手段を整備することも、今後我が町でも検討していく必要があると考えます。

次に、行政改革の推進についてであります。全国の市町村と同様に、本町でも真剣に取り組まれているところでありますが、杵築市のように、住民に各施策を判りやすく伝え、意見をいただくことが、さらなる行政改革の推進につながるのではないかと考えます。今後、住民への周知のあり方についても検討していく必要があるのではないかと考えます。

また、公有財産の活用についてであります。杵築市では財産活用推進体制も組織され、地元の意見を聴取する機関もありました。本町も学校再編等の計画もありますが、施設の活用策についても、同時に対象となる地域と協議する場を設けるべきではないかと考えます。ただし、地域の要望を優先し、大規模な改修が必要になれば、その改修費用が多額になるケースも見受けられましたので、十分な議論が必要であります。

また、活用策を示したあとの施設の維持管理についても、指定管理者制度によるものになりがちであります。公平・公正な手続による財産処分も視野に入れながら積極的に進めるべきと考えます。

以上、調査の概要を申し上げましたが、この調査が委員会報告だけで終わることなく、今後の町政推進に少しでも生かされるよう委員会として取り組んでいくことを総括して、調査の報告といたします。

先ほどの報告の中で、台風19号を台風13号と報告したということでございます。訂正いたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

建設経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

平成23年11月16日及び17日にかけて、熊本県山鹿市及び大分県宇佐市において調査を実施いたしました。

まず、熊本県山鹿市では、スポーツコンベンションの取り組み及び宿泊・滞在型観光の推進について調査いたしました。山鹿市は、熊本県の北部に位置し、面積299.67平方キロメートル、山鹿温泉や山鹿灯籠まつりなどで知られる人口約5万5,000人の市であります。

スポーツコンベンションの推進は、山鹿温泉観光協会が中心になって取り組んでおり、事務局は臨時職員二人を含む5人体制で、事務局長は旅館経営者でもあり、自らの経験を含めたスポーツ大会関係者とのつながりを生かし、大会、合宿等の誘致に精力的に努めておられます。

各種大会の誘致は、公式戦的なものは行政が行い、それ以外の大会は、観光協会が大会関係者のところへ直接出向くなどコンタクトをとりながら、誘致活動を行っています。誘致に当たっては、大会ごとに、宿泊基本方針や料金等を規定した宿泊要項を作成し、宿泊等の申し込みを募っており、スポーツコンベンション関係の宿泊者数は、平成22年度が17施設の利用で1万

3,352人、平成23年度上半期が16施設の利用で9,217人となっています。

合宿を含めた大会等の誘致・宿泊については、活動を始めた平成10年ごろは、旅館経営者からの理解を得られず、敬遠されていたが、近年の不況の影響や粘り強い説得の効果もあり、現在では、旅館の3分の2程度は、スポーツコンベンションの受け入れが中心になり、協力がもらえているとのことです。

また、旅行業者を介さずに、観光協会が市内旅館の宿泊等全てを手配することにより、業者からの仲介手数料分をスポーツコンベンションの運営費に充てるなど経費の有効活用も図られています。

一方では課題もあり、市内にはビジネスホテルがないため、個室での宿泊を希望された場合の、多人数への対応が難しいことや、観光協会が大会関係者に宿泊旅館の決定通知をしたあとに、インターネットで旅館のホームページを閲覧され、変更を希望される場合もあり、それらの対応に苦慮することも多々あるが、旅館同士での協力や観光協会事務局の仲介等により解決策を見出しながら対応し、推進が図られています。

また、宿泊滞在型観光の振興策として、山鹿市観光課が中心となり観光協会の協力を得ながら、主に三つの事業に取り組んでいます。1番目は、近隣の市町と連携した観光誘致策として、JR西日本管内における看板の設置など、中国・関西地域における誘客広報に取り組んでいます。

2番目は、福岡エリアからの誘客の強化策として、平成23年4月から、福岡都市圏と山鹿温泉を結ぶ直行バスの運行が開始され、年会費4,500円で、毎日2往復の運行がなされています。現在の会員数は4,800人で、その6割が福岡県在住者で、運営としては、行政からの助成もありますが、現在のところ、会費で対応できているとのことです。

3番目は、冬の灯りの祭典の企画で、観光協会と連携し、百華百彩と題した山鹿和傘と竹灯りを活用した幻想的な灯りの祭典を実施することにより、観光客が減少傾向にある冬季のイベントとして開催し、宿泊客の増加に取り組んでいます。

次に、大分県宇佐市では、集落営農の推進と現状及び耕作放棄地解消対策の取り組みについて調査いたしました。宇佐市は、大分県の北部に位置し、面積439.12平方キロメートル、宇佐神宮を初めとする歴史・文化遺産が多く保存・継承されている、人口約5万9,000人の市であります。

農業の概要としては、宇佐市は大分県一の穀倉地帯であり、水田面積が約7,000ヘクタールで、主な作付は、水稻4,300ヘクタール、生産調整に伴う大豆1,000ヘクタール、新規需要米800ヘクタールで、裏作としての麦が2,300ヘクタールとなっています。また、平野部、中山間部において、施設園芸作物であるイチゴ、ネギ、ブドウ、ユズなどの栽培も行われています。

集落営農組織の現状と取り組みとしては、現在の組織数が、集落営農法人40、特定農業団体48、その他の組織21の合計109組織で、組織割合は、市内集落全体の約3分の1となっています。

また、組織相互の情報交換や研修など自己研さんを通じ、集落営農組織の経営の安定的な発展を図ることを目的に、平成19年12月には、88組織からなる宇佐市集落営農組織連絡協議会が設置されています。この協議会における平成22年度の主な取り組みは、これまで市外、県外での研修を行っていましたが、気候、地形などの条件が異なるほかの地域よりも、自分たちの住んでいる市内にある集落営農法人の現状を知ることが必要であるとの認識から、市内に組織されている法人の研修、経営改善支援に関する現地調査・改善指導等を実施しています。

このほかにJAとの意見交換会や東日本大震災による被災地への支援物資の輸送等の活動も行

っています。中でも、経営改善支援については、設立後3年以上の法人を対象に、経営コンサルタントの中小企業診断士による、市内3法人の現地調査も含めた診断を実施し、直接、診断士からの改善指導も受けています。そして、経営改善の結果報告には、診断を受けた法人だけではなく、その他の法人や営農組合等にも参加を呼びかけ、問題点などに関する情報の共有化が図られています。

次に、耕作放棄地解消対策の取り組みであります。合併前の旧安心院町において、昭和40年代に山林、原野を開墾し、約500ヘクタールの畑地造成が行われ、300ヘクタール以上のブドウ栽培がなされましたが、昭和50年代半ばをピークに生産量、生産額ともに減少し、耕作放棄地が増加し始めました。後継者や新規就農者対策などが講じられましたが、増加に歯どめをかけるには至りませんでした。

このような中、飲料大手メーカー伊藤園との提携による、茶園地の契約栽培の話が県を通じて市にあり、これを市内の土木関係業者が興味を持たれ、安心院町で耕作放棄地となっているブドウ園を活用した茶の栽培ということで、平成20年度に農業への参入をされ、約20ヘクタールを対象に5カ年計画で段階的に造成、植栽が行われています。このことにより、新たな雇用も発生し、飲料大手メーカーということもあり、長期安定的な取引がなされています。

また、大分麦焼酎「いいちこ」で有名な地元の酒造メーカー三和酒類が農業生産法人を設立し、自社のワイナリー（ブドウ酒工場）に隣接する約5ヘクタールの耕作放棄地を取得、造成され、ことしの春にワイン専用品種のブドウの植栽がなされています。このほかにも同様に契約栽培による青汁の原料となる大麦若葉約10ヘクタールの作付など、薬品会社の企業参入による耕作放棄地の解消が図られています。

以上が、調査の概要であります。最後に今回の調査を通じ、山鹿市における観光振興策については、旅館、飲食店、一般店舗などの経営者が、自分たちの住むまちの観光に危機感を抱かれ、思いを一つに知恵を出し合い、地域に埋もれた資源・素材を再度見詰め直し、その特性を生かした観光施策が図られ、10年余りの年月をかけて、現在のスポーツコンベンションや米米惣門ツアーを初めとする、幾つもの観光ルートが確立されています。

当然、そこには行政の支援もありますが、観光協会会員の方の強い熱意が感じ取れました。山鹿市は、宿泊施設を含めた観光施設の多くが市の中心部に集約されており、本町とは環境の異なる面もありますが、我が町においても、観光協会の体制強化及び行政との情報交換を密にし、連携を深め、点在する施設が線で結ばれ、相乗効果をもたらすような対策が必要と考えます。

また、宇佐市における集落営農に関しては、その取り組みも早く、組織も確立されており、戸別所得補償制度を活用した米、麦、大豆の作付を中心に経営がなされ、一部の品目については、地元企業の全量買い上げがあるなど有利な面もありますが、中小企業診断士を活用した経営改善支援、施策の有効活用と機械の組織間連携利用等による低コスト化、持続可能な集落営農組織とするためのリーダー育成、導入目的を明確にした新規品目の選定など、さらなる経営の発展を目指した活動が展開されています。

一方、本町の集落営農に関しましては、組織の掘り起こしや法人化への推進など発展途上の段階にあり、条件が異なる面もありますが、担い手育成支援室における現在のワンフロア体制を最大限に生かし、宇佐市における活動等も参考にされ、推進に取り組むことが必要と考えます。

以上で、調査の概要を申し上げ、報告といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

これで所管事務調査報告を終わります。

△日程第１９「議員派遣の件」

○議長（中尾 正男議員）

日程第１９「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２１条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第２０「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第２０「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し入れがあります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成２３年第７回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１１時２６分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 平八重 光 輝

さつま町議会議員 平 田 昇